

# 参考資料集



デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN

# 目 次

1. 経緯・法律に関する資料 . . . . . P 2
2. 学生を中心とした人口の動態等に関する資料 . . . . . P13
3. 専門職大学等に関する資料 . . . . . P49
4. 地域における若者の修学・就業の促進に資する方策に関する資料 . . P54

# 1. 経緯・法律に関する資料



デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN

# 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

(平成30年法律第37号 / 施行日：平成30年6月1日 ※)

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

## (1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度

○ 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



○ 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

日本全国や世界中から学生が集まる  
魅力ある地方大学づくり

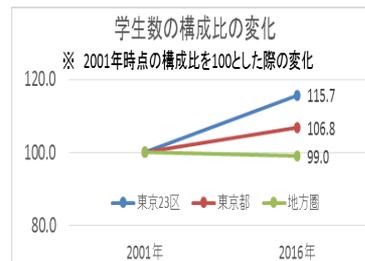
○ 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※) 文科省計上分を合わせ国費97.0億円(R4年度政府予算額)

## (2) 特定地域内の大学の学生の収容定員の抑制

○ 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。



○ 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)

## (3) 地域における若者の雇用機会の創出等

○ 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

※ 「(2)特定地域内の大学の学生の収容定員の抑制」に関しては、平成30年10月1日施行。

# 地方大学・産業創生法による定員抑制と見直しの規定

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置及び特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制を行う。

## (1) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、**特定地域内(東京23区内)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。**

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

### ○ 例外事項の例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・**専門職大学等の設置(新設制度のための経過措置)**

(経過措置) ※法附則抜粋

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

二 令和六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学(学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。)若しくは専門職短期大学(同法第八十八条第四項の専門職短期大学をいう。)又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの(附則第五条第一項において「専門職大学等」という。)の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

## (2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制の見直し

法律附則において、施行状況について検討を加え、必要な措置を講じなければならない旨が2つ規定されている。

- ① **令和6年3月31日：例外としていた専門職大学、専門職短期大学に関する経過措置が切れることに伴い、当該措置を継続させるか、他の大学・短期大学と同様に抑制の対象とするのかなどの検討。**
- ② **令和10年3月31日：特定地域内の大学等の定員抑制に関する規定全体が失効する日であり、同日までに、地方での若者の定着状況等について検証を行った上で、当該措置を継続させるのか等について検討。**

(検討) ※法附則抜粋

第五条 政府は、令和六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、令和十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 地方大学・産業創生法に関連した主な出来事

暦年	主な出来事	
	法律関係	提言・施策等
平成14年 (2002)	工業(場)等制限法廃止 (昭和34年法律第17号、昭和39年法律第144号)	
平成26年 (2014年)	まち・ひと・しごと創生法 (平成26年法律第136号)	まち・ひと・しごと総合戦略 策定(内閣官房) -東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について記載-
平成28年 (2016年)		私学助成における入学定員充足率による不交付基準の厳格化 (文部科学省)  まち・ひと・しごと総合戦略改訂版 策定(内閣官房) -地方大学の振興・東京における大学新增設の抑制等について記載-
平成29年 (2017年)	改正学校教育法 専門職大学制度創設 (平成29年法律第41号)	「地方における若者の修学・就学の促進に向けて」 (有識者会議提言)
平成30年 (2018年)	地方大学・産業創生法 (平成30年法律第37号)	
平成31年 (2019年)	専門職大学の制度化(改正学校教育法施行)	
令和6年 (2024年)	東京23区内大学等収容定員抑制において 専門職大学等を抑制の例外とする経過措置の失効	
令和10年 (2028年)	東京23区内大学等収容定員抑制の規定失効	

# 地方大学・産業創生法以前の大学定員管理の経緯

## 昭和34年～平成14年：工業（場）等制限法について

### 概要

- 工業（場）等制限法は、「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（昭和34年制定）及び「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」（昭和39年制定）の2つの法律を総称した呼称
- 工場及び大学等の新設及び増設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的
- 一部の例外（※）を除き、**制限施設（1500㎡以上の床面積を持つ大学の教室）の新設又は増設を禁止**

（※：例外事項）

- ・ 大学院・夜間大学の設置等、制限区域内の移転で人口の増大をもたらさない新增設（要許可）、社会人受入れ等のための新增設等（要許可）

### 現在の取扱

- 総合規制改革会議等における議論を踏まえ、**平成14年7月に法律を廃止。**

## 平成28年～：私学助成における入学定員充足率による不交付基準の厳格化

### 概要

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日 閣議決定）において、「大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る」とされた。
- このため、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、**入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準**を28～30年度にかけて段階的に**厳格化**する措置を実施。

	収容定員8,000人以上	収容定員4,000～8,000人	収容定員4,000人未満
27年度まで	1.20倍以上	1.30倍以上	1.30倍以上
28年度	1.17倍以上	1.27倍以上	
29年度	1.14倍以上	1.24倍以上	
30年度以降	1.10倍以上	1.20倍以上	

# 地方大学の振興及び若者雇用等に関する検討の経緯

## 地方大学の振興等に関する緊急抜本対策（平成28年11月28日全国知事会）

### ○ 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

### ○ 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進等を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

## まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）（平成28年12月22日閣議決定）

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新増設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

## 有識者会議提言「地方における若者の修学・就学の促進に向けて」（平成29年12月8日会議決定）

平成29年2月から計14回「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」を開催し、平成29年12月に提言を取りまとめた。提言では地方での若者の減少や東京一極集中の是正に向けて、以下取組みを実施することが示された。

- (1) 地方大学の特色ある創生のための地方大学の振興
- (2) 東京の大学の定員抑制、地方移転
- (3) 地方における若者の雇用促進

### ○有識者委員一覧 ※役職名は当時

石井隆一	富山県知事
石田朋靖	宇都宮大学学長
石橋良治	島根県邑南町長
岡崎仁美	株式会社リクルートキャリア就職みらい研究所所長
鎌田薫	早稲田大学総長
金子元久	筑波大学特命教授

北橋健治	北九州市長
黒田壽二	金沢工業大学総長
◎坂根正弘	コマツ相談役
富山和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
原田博史	岡山短期大学学長
○増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
御手洗瑞子	気仙沼ニッティング代表取締役社長

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律  
(施行：平成30年6月1日)

# 地方における若者の修学・就業の促進に向けて

## －地方創生に資する大学改革－ポイント

平成29年12月8日 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議

地方での若者の減少や、東京一極集中が進む中、地方大学の振興など、地方における若者の修学・就業の促進に向けた取組を継続的かつ総合的に実施していくために、立法措置により、抜本的な対策を講じる。

### (1) 地方の特色ある創生のための地方大学の振興

- 地方大学は、「総花主義」から脱却し、日本全国の若者や海外からの留学生を惹きつけるような、特色のある「キラリと光る地方大学づくり」を進める。
- 国の基本方針を踏まえ、首長のリーダーシップの下で、組織レベルでの持続可能な産官学のコンソーシアムを構築し、地域の中核的な産業振興や専門人材育成などの計画を策定する。  
そのうち、有識者の評価を経て、地方創生の優れた事業として国が認定したものに対しては、新たな交付金により重点的に支援する。
- 東京圏や地方の大学の学生が相互に対流・交流する取組を促進する。
- 地域に貢献する大学を目指し改革を進める地方私立大学を支援する。

### (2) 東京の大学の定員抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、近年学生数の増加が著しい東京23区においては、原則として大学の定員増を認めないこととする。



文部科学省「学校基本統計」をもとに作成

- その際、東京の国際都市化に対応する場合や若者の東京圏への転入増加につながらない場合等のように、真にやむをえない場合は例外扱いとする。  
(例外の具体例)
  - ・留学生や社会人の受入れ
  - ・スクラップ・アンド・ビルドを前提とした新たな学部等の設置
  - ・収容定員増等について、投資と機関決定等を行っている場合
- 東京圏の大学による地方のサテライトキャンパスの設置(廃校舎等の活用を含む)を推進する。

### (3) 地方における若者の雇用の創出

- 若者等の起業への支援や地域の特性に応じた「働き方改革」など、魅力のある良質な雇用機会を創出・確保する。
- 地方拠点強化税制の拡充による本社機能の地方移転等を推進するとともに、地方での積極的な採用活動を促進する。
- 企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成に取り組む。
- 奨学金返還支援制度の全国展開や地方創生インターンシップの推進など、学生等の地方還流を促進する。

# 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議提言（平成29年12月8日）抜粋

## （2）東京の大学の定員抑制

### ①基本的考え方

○ 地方のみならず東京圏においても、「学生がどこで何を学ぶか」という学生や親のニーズへの対応、社会経済情勢の変化に対応して「大学がどのような分野の研究教育を推進するか」という大学経営の主体性の確保は必要である。

○ 一方で、近年、特に東京23区の大学生は増加傾向にあり、また、東京都の大学進学者収容力は、約200%と他の道府県よりも突出して高く、ここ数年も東京圏の大学の定員増加が続いている。とりわけ、東京圏への転入超過約12万人（2016年）のうち、大学進学時の転入超過は約7万人程度と大きな割合を占めており、今後も転入超過が継続しかねない。また、大学進学時の東京転入者は、就職時においても東京残留率が高いことから、20代の若者の東京圏への転入超過を助長しかねない。

○ 今後18歳人口が大幅に減少（2017年の約120万人が、2040年には約88万人に減少）する中であって、市場原理に委ねたまま、他の地域と比べて優位性の高い東京23区の定員増が進み続けると、さらに東京の大学の収容力の拡大や地域間の大学の偏在が進むとともに、地方大学の中には経営悪化による撤退等が生じ、高等教育の就学機会の格差が拡大していくことになりかねない。仮に、東京都における大学の収容定員・充足率が現状の水準で推移した場合には、東京都以外の道府県の大学において、大幅な定員割れを生じかねない。

さらに、平成14年の首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の廃止以降、東京圏周縁地域から大学が撤退し、東京23区へ移転する状況が続いており、大学撤退地域の衰退も懸念される。

○ 将来の18歳人口の大幅減少が見込まれているものの、各大学はそれぞれで部分最適を追求するあまり、東京の大規模・中規模大学においては急激な入学定員の拡大が生じている。地域間の大学定員の収容力の格差が大きい中であって、全国的に見た大学の適正配置（全体最適）や就学機会の格差是正といった観点から、行政が適切に関与することが必要である。

○ 以上のような状況を踏まえ、近年学生数の増加が著しい東京都特別区（23区）においては、学部・学科の所在地の移転等も含めて、原則として大学の定員増を認めないこととする。

なお、定員の抑制にあたっては、東京の国際都市化に対応する場合や、若者の東京圏への転入増加につながらない場合のように、真にやむをえない場合は例外扱いとすることは差し支えないと考えられる。

○ また、東京23区周縁地域については、補助金やその他の方法によって定員増に関して抑制的な対応を行うべきという意見がある一方で、大学の所在は現存の地方公共団体の行政区画とは入り組んだ関係にあり、論理的に明確な区分けが容易ではないため、周縁地域の定員増の抑制は行うべきではないとの意見があり、引き続き検討が必要である。

# 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律 (平成三十年法律第三十七号) 規定抜粋

(特定地域内学部収容定員の抑制等)

第十三条 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（同号において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- 二 前号に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- 三 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令で定める場合

附 則

(経過措置)

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

- 一 平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事項について、学校教育法第四条第一項の規定による文部科学大臣の認可（次号において「認可」という。）を受けた場合
- 二 令和六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。）若しくは専門職短期大学（同法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。）又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの（附則第五条第一項において「専門職大学等」という。）の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合
- 三 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について、政令で定めるところにより、文部科学大臣への届出を行った場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度の準備が行われている場合

(検討)

第五条 政府は、平成三十六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、平成四十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令 (平成三十年政令第百七十七号) 規定抜粋

(特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加)

第四条 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等（大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第七条において同じ。）は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。

2 法第十三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める数を超えない範囲とする。

一 特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科又は短期大学の学科（以下この項において「増加学科」という。）の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科（以下この号において「減少学科」という。）の修業年限の年数（高等専門学校の学科にあっては、二年。以下この号において同じ。）より長い場合 当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を当該減少学科の特定年次の年数で除して得た数に、当該増加学科の修業年限の年数と当該減少学科の修業年限の年数との差に相当する年数と当該減少学科の特定年次の年数とを合算して得た数を乗じて得た数

二 増加学科の修業年限の年数が当該増加と併せて特定地域内学部等収容定員を減少させる専修学校の専門課程の修業年限の年数より長い場合 前号に規定する算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定した数

(法第十三条第三号の政令で定める場合)

第五条 法第十三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

三 大学の学部の学科又は短期大学の学科について、その修業年限を延長することと併せて、その特定地域内学部収容定員の数を特定年次の年数で除して得た数に当該延長する修業年限の年数を乗じて得た数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

# 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令

## (平成三十年内閣府・文部科学省令第一号) 規定抜粋

(就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等)

- 第八条 令第五条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、入学する日の属する年の前年において次の各号のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の六月前から三月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合とする。
- 一 一年を通じて一週間の所定労働時間が二十時間以上である者
  - 二 一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額が五十七万円を超える者
- 2 令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 入学する日の属する年の三月三十一日までに満三十歳以上になる者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合
  - 二 次のいずれかに該当する者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の六月前から三月前までの間、特定地域その他の当該大学に通常通学することができる地域に住所を有する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合
    - イ 入学する日の属する年の前年以前の年において、前項各号のいずれかに該当していた者（前項の規定に該当する者を除く。）
    - ロ イに該当しない者のうち、入学者の選抜に係る試験の日の一年前の日から配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子又はそのいずれかと同居している者
  - 三 修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の存する区域をいう。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合
  - 四 大学の医学部（医学に関する学部の学科をいう。以下この号において同じ。）について、期間を付して、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画において当該大学の医学部に係る入学定員の増加として記載された人数（その人数が地域における医師の確保に資するため医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対する修学資金を当該都道府県が貸与しようとする人数を超えるときは、当該人数）の範囲内で当該入学定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合
  - 五 外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれ、かつ、特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものに係る特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- 3 前項第一号及び第二号に規定する者に係る特定地域内学部収容定員は、令第五条第二号に掲げる場合に係る特定地域内学部収容定員と合わせて増加させることができる。

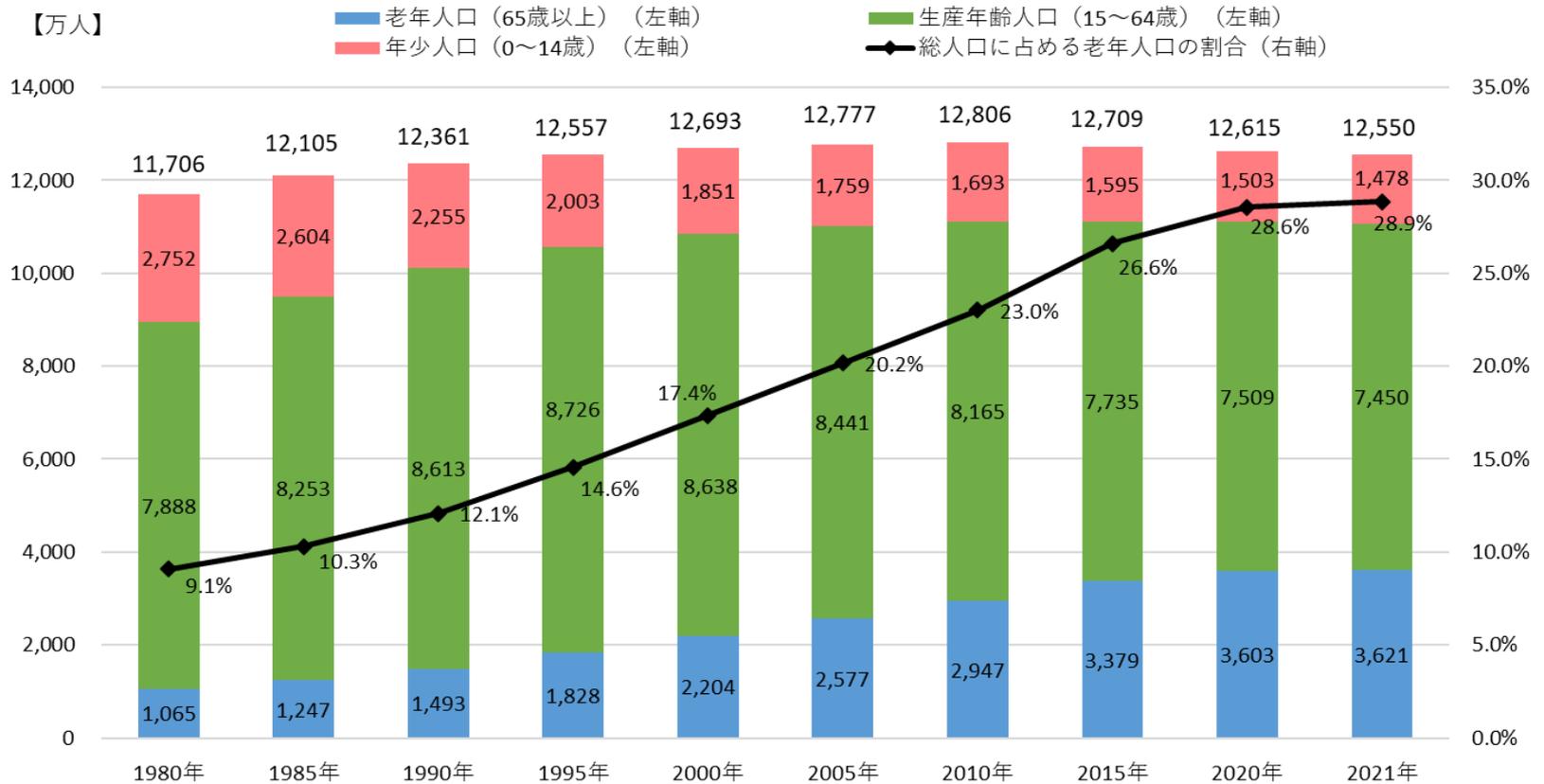
## 2. 学生を中心とした人口の動態に関する資料



# 人口等の状況 ～人口減少・少子高齢化の現状～

- 総人口は2005年あたりから減少局面に入り、その後減少が続いている。2021年は12,550万人と、前年から65万人減少。
- 老年人口については1980年以降増加が続いており、2021年は3,621万人（高齢化率28.9%）と過去最高値。

人口・高齢化率の推移（1980～2021年）



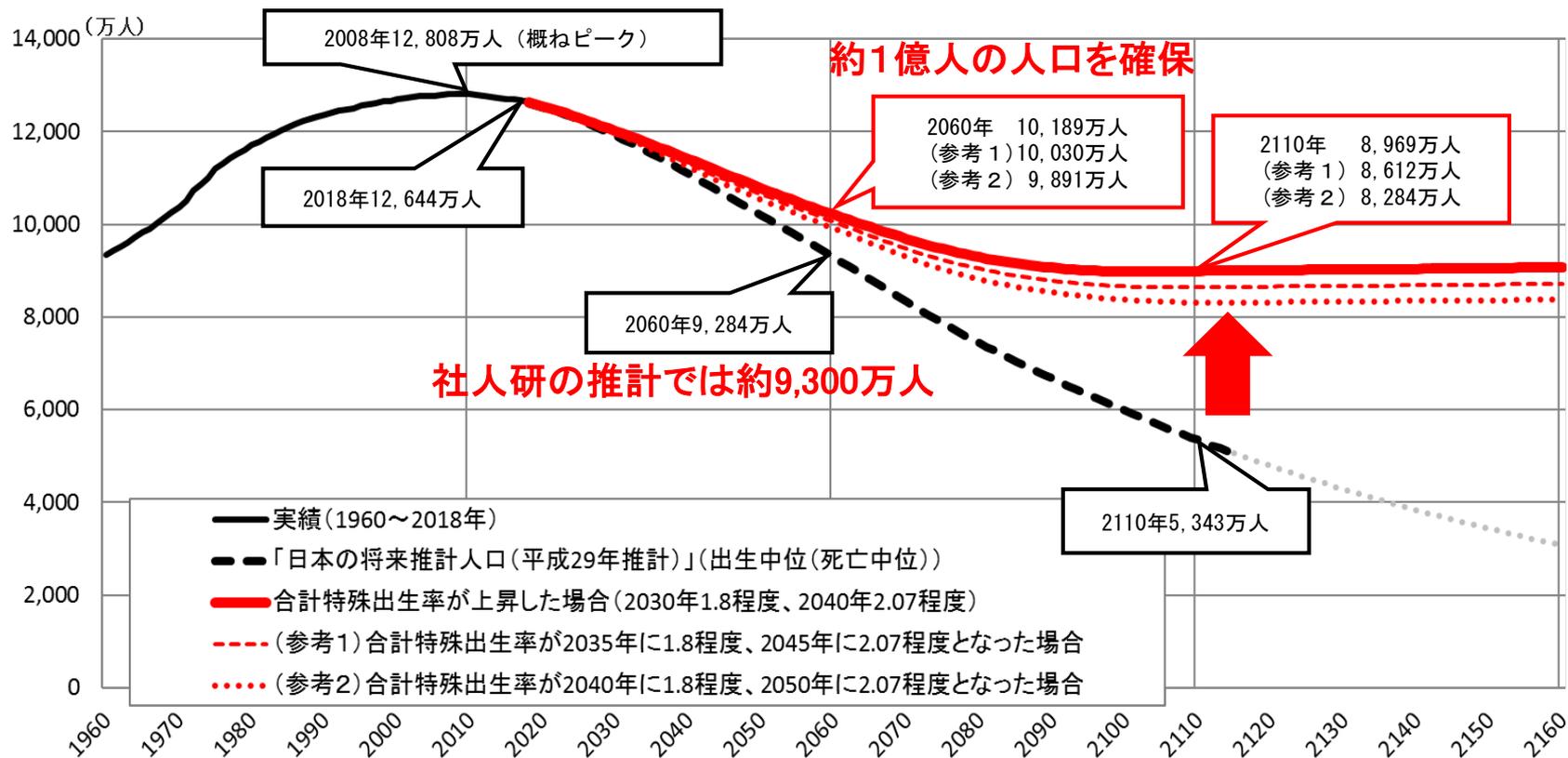
※2015年は「平成27年国勢調査に関する不詳補完結果(遡及集計)」、2020年は「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」の結果数値を採用  
 ※総務省「国勢調査」における年齢不詳分については、各年齢層の割合で按分して集計

2020年以前 総務省「国勢調査」、2021年 総務省「人口推計(2021年10月1日現在)」を基に作成

# 人口の長期的展望

- 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計<sup>(注1)</sup>によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少。
- 仮に合計特殊出生率が上昇<sup>(注2)</sup>すると、2060年は約1億人の人口を確保。長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計。

## 我が国の人口の推移と長期的な見通し



(注1) 社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)

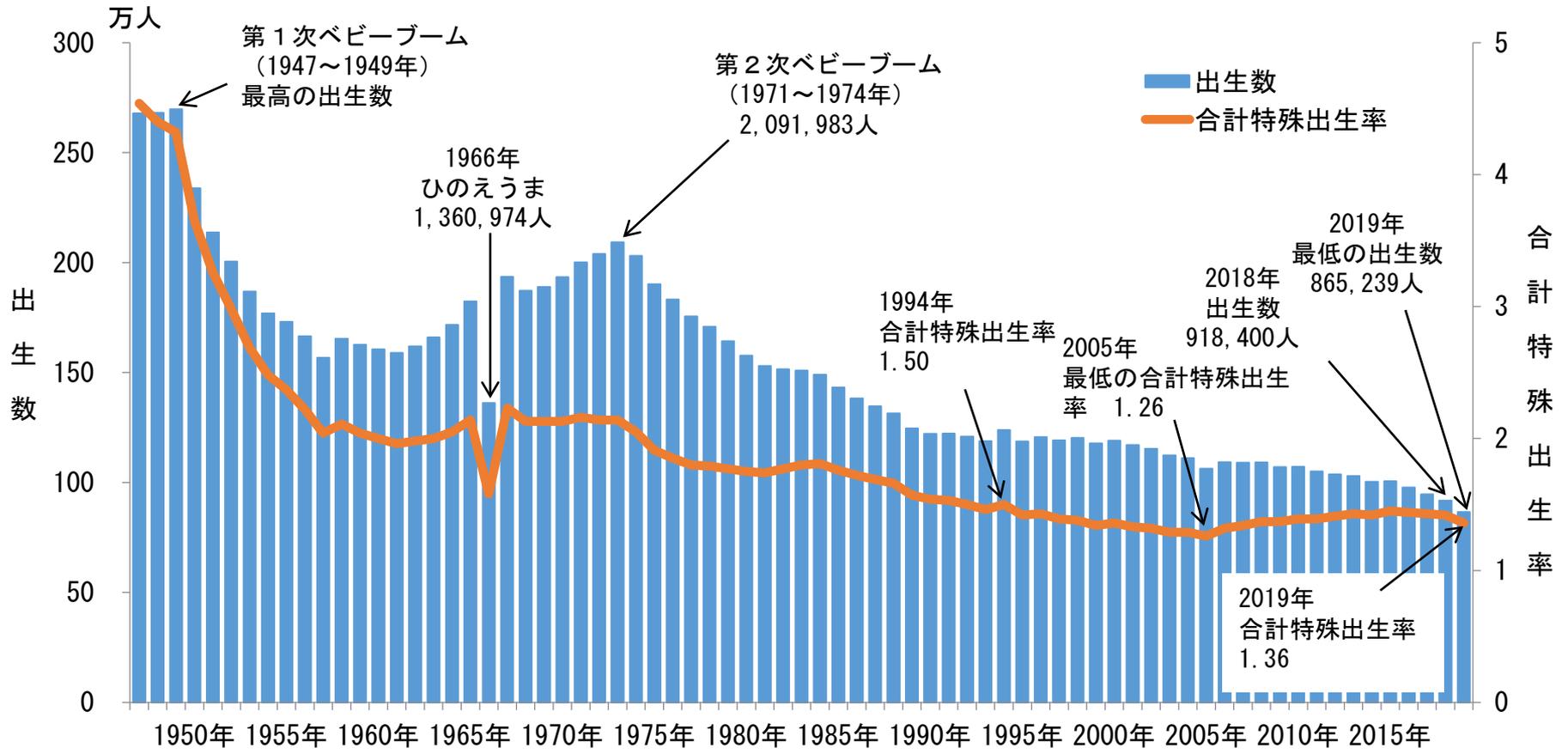
(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計。

(注3) 実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したもの。

# 日本の出生率・出生数の推移

- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。出生率は、2006年以降、緩やかに増加してきたが最近では概ね横ばいで推移。出生数は、2016年以降100万人を下回り、毎年減少。
- 合計特殊出生率が人口置換水準(人口規模が維持される水準)※を下回る状況が、1974年の2.05以降、40年以上にわたり続いている。 ※近年は2.07で推移(直近2018年は2.07)

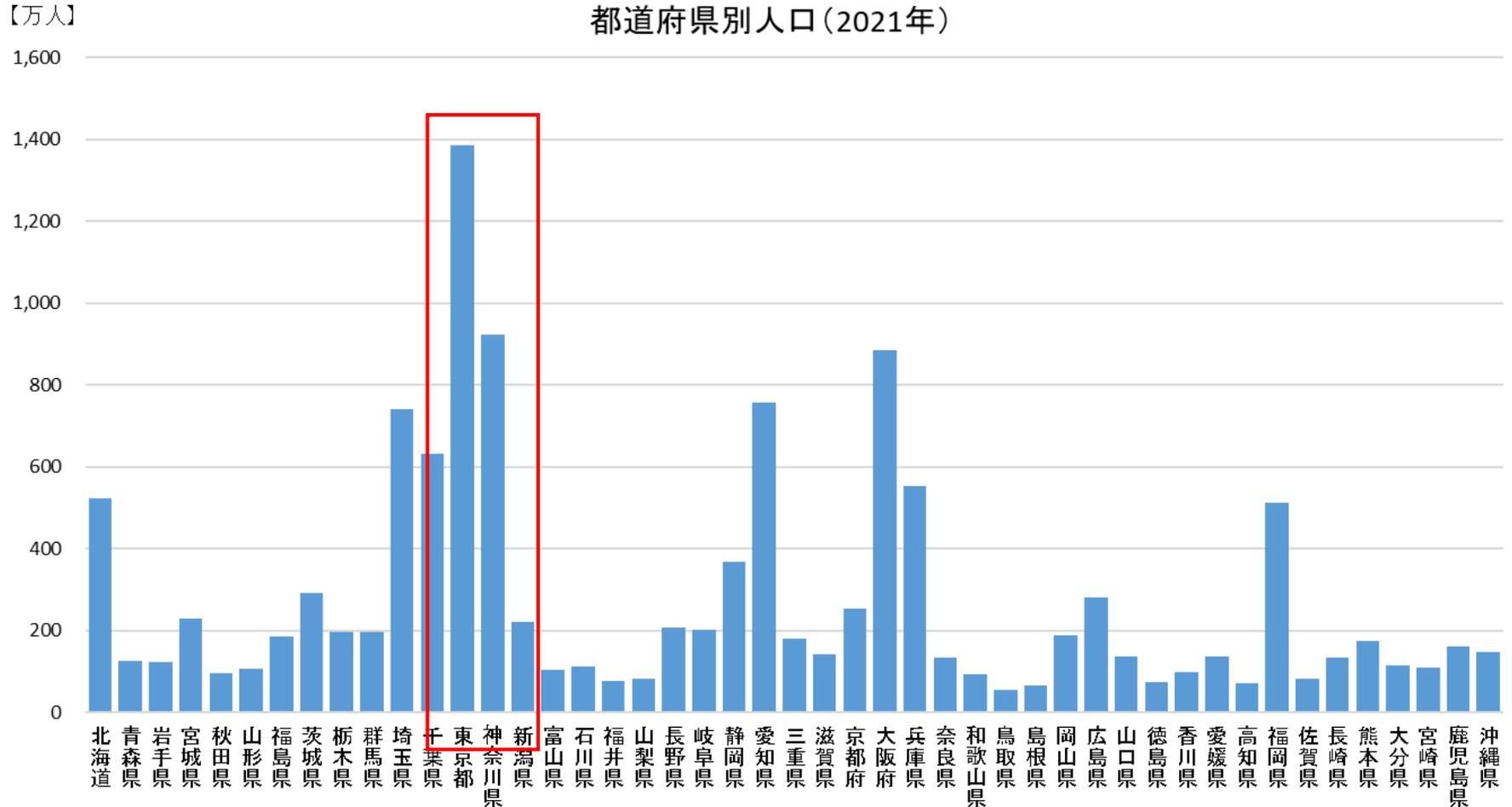
出生数及び合計特殊出生率の年次推移 (1947～2019年)



厚生労働省「人口動態統計(確定数)」を基に作成

# 都道府県別の人口比較

- 都道府県別で人口を比較すると、東京都神奈川県大阪府等が多い。
- その中でも、特に東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県東京圏に人口が集中している。



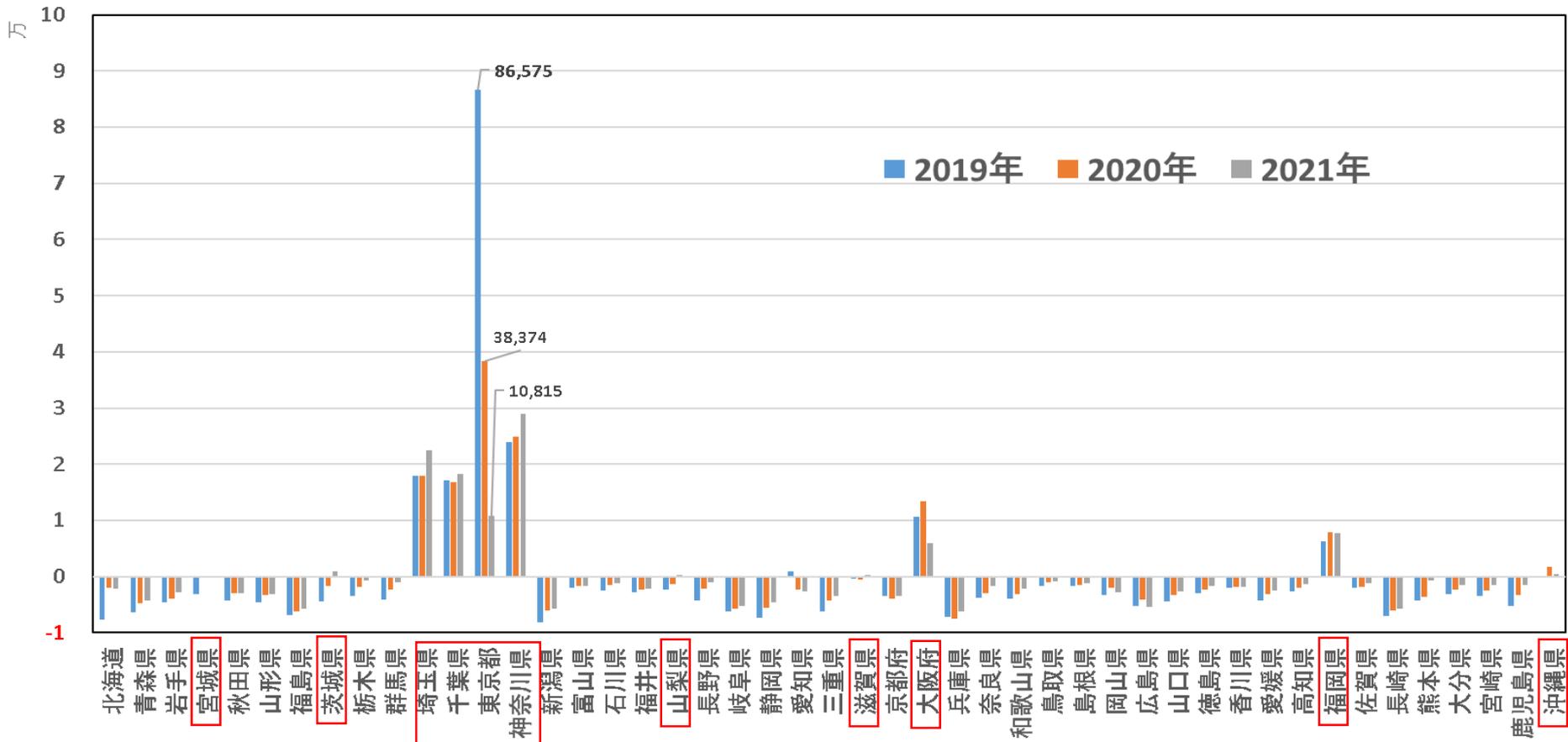
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」を基に作成

※東京圏: 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県  
地方: 東京圏を除く43都道府県

# 都道府県別の転入超過数

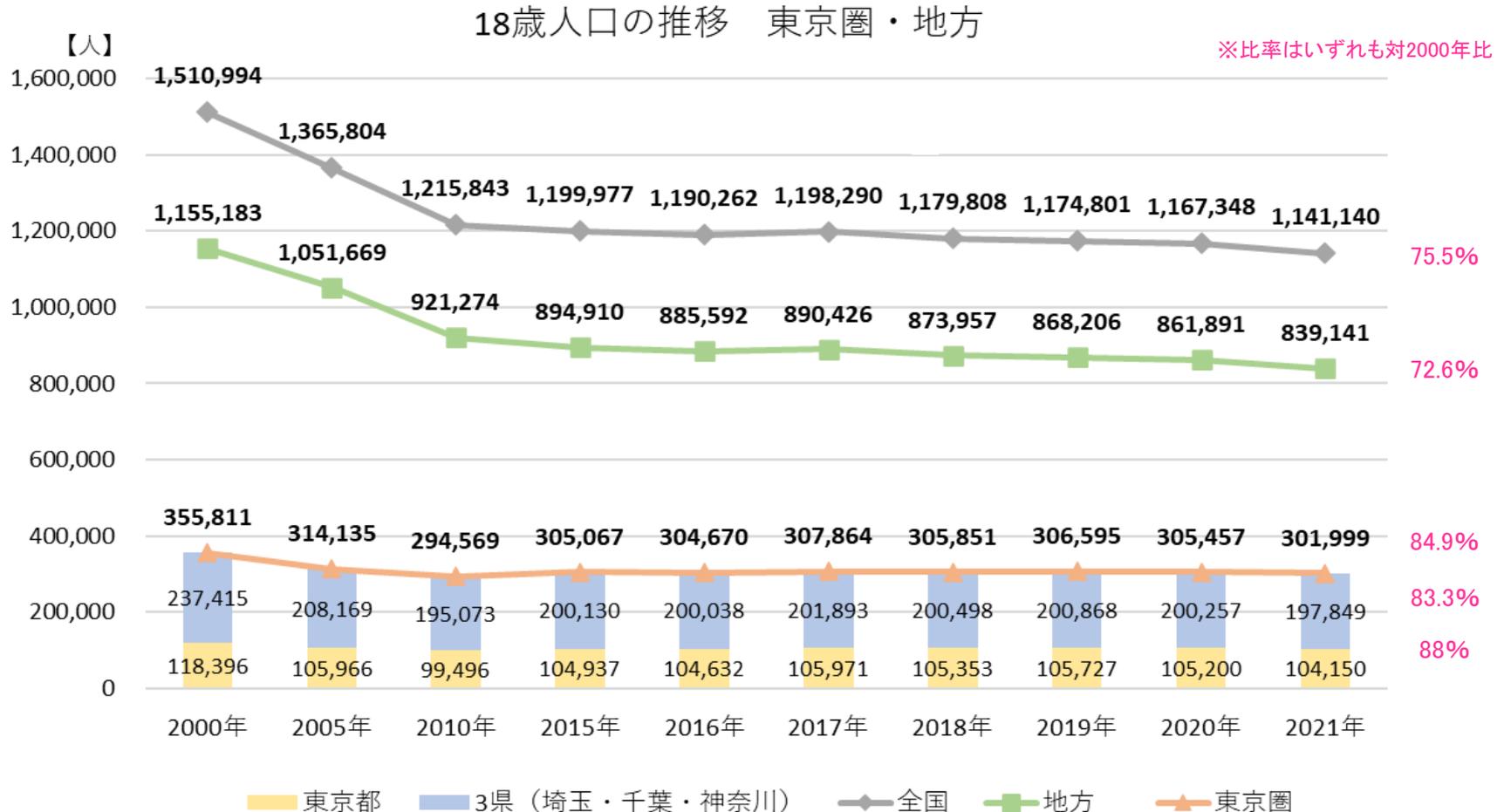
- 都道府県別の転入超過数をみると、2021年で転入超過となっているのは神奈川県・埼玉県・千葉県など11都府県。
- 宮城県、茨城県、山梨県、滋賀県は2020年まで転出超過であったが、2021年は転入超過へ転じた。
- 2019年と比べて転入超過数が最も縮小しているのは東京都(2019年8万6,575人→2021年1万815人)。

## 都道府県別転入超過数（対全国）（2019年～2021年）



# 18歳人口の推移

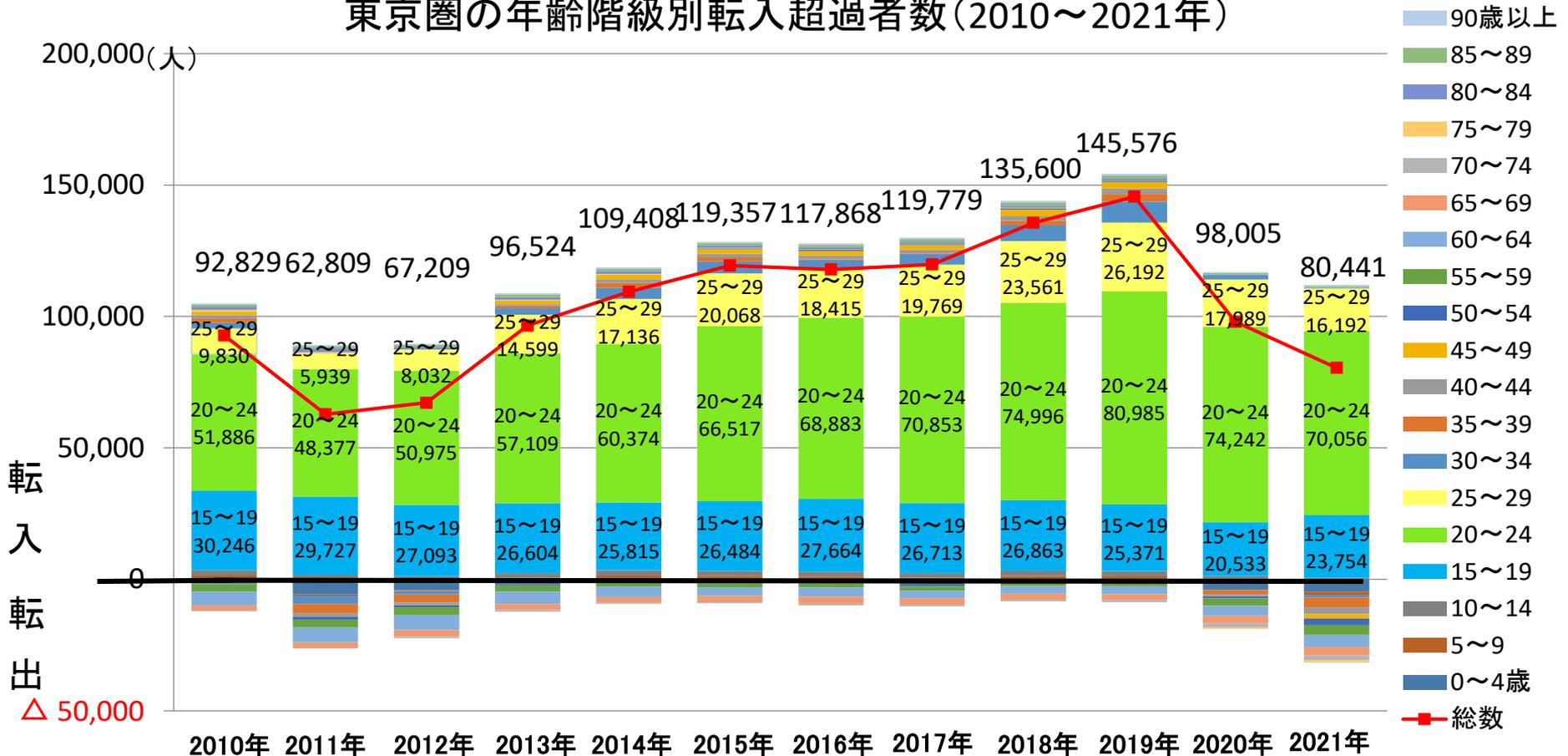
- 18歳人口の推移をみると、2000年以降減少傾向。
- 特に地方において減少が大きく、東京都において減少は緩やかである。



# 東京圏の転入超過数（2010年－2021年、年齢階級別）

- 2010年以降、転入超過数は概ね増加傾向が続いていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり2020年以降は大幅に減少。

## 東京圏の年齢階級別転入超過者数（2010～2021年）



# 東京都/東京圏への大学・短期大学入学者超過数

- 東京都への大学・短期大学入学者超過数は、2010年以降7万人前後で推移。
- 東京圏への大学・短期大学入学者超過数は、2010年以降概ね減少傾向。

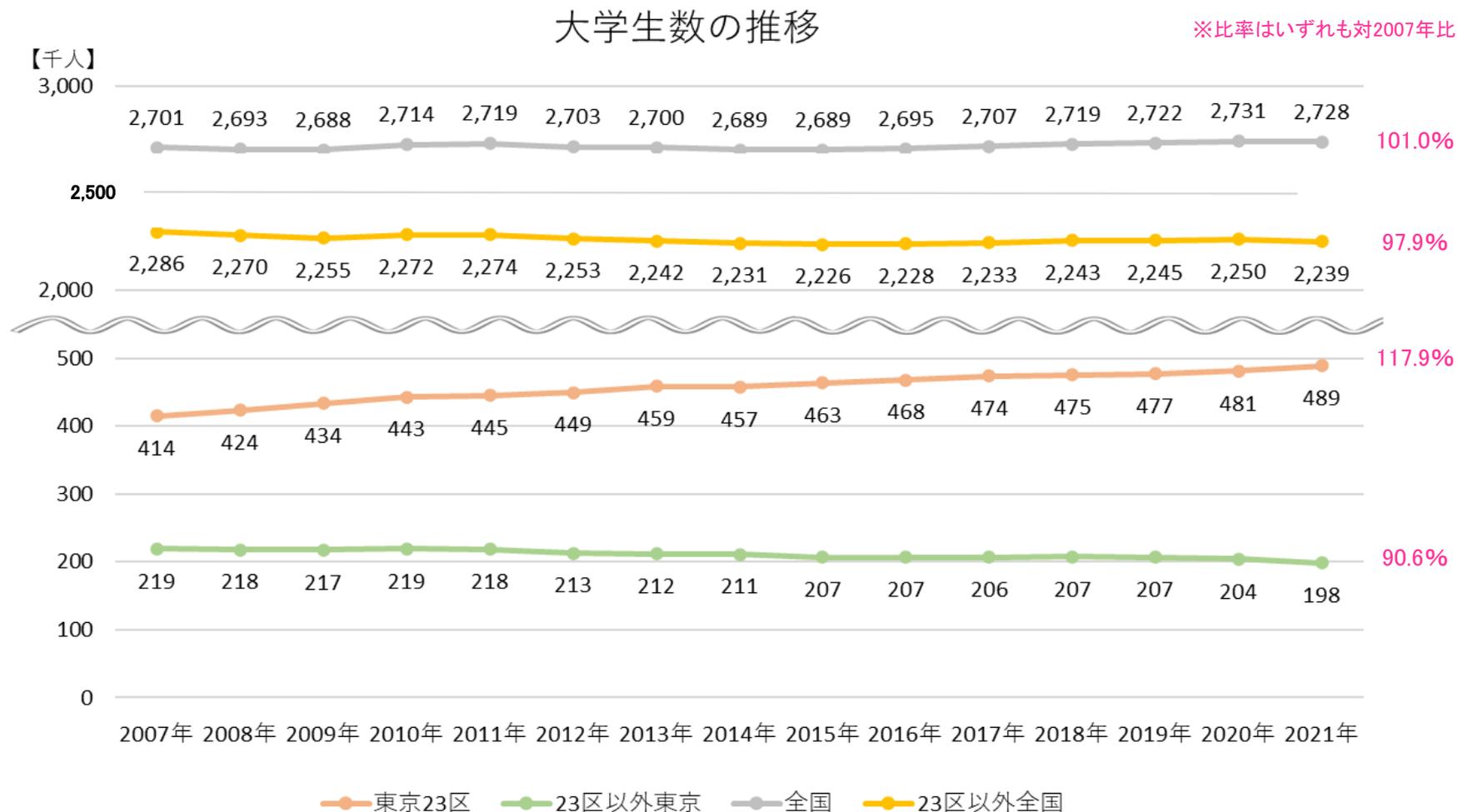
東京圏への大学・短期大学入学者超過数



※算出方法: (該当地域への入学者数) - (該当地域から他県への進学者数)  
 ※マイナスは他地域への進学者超過数  
 ※東京圏: 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のみ

# 学生数の推移（東京都と全国比較）

- 全国の2021年における学生数は272.8万人であり、2007年からの増加率は1.0%
- 東京23区の2021年における学生数(48.9万)は、2007年からの増加率が17.9%と、全国を大きく上回る。



# 学生数構成比について

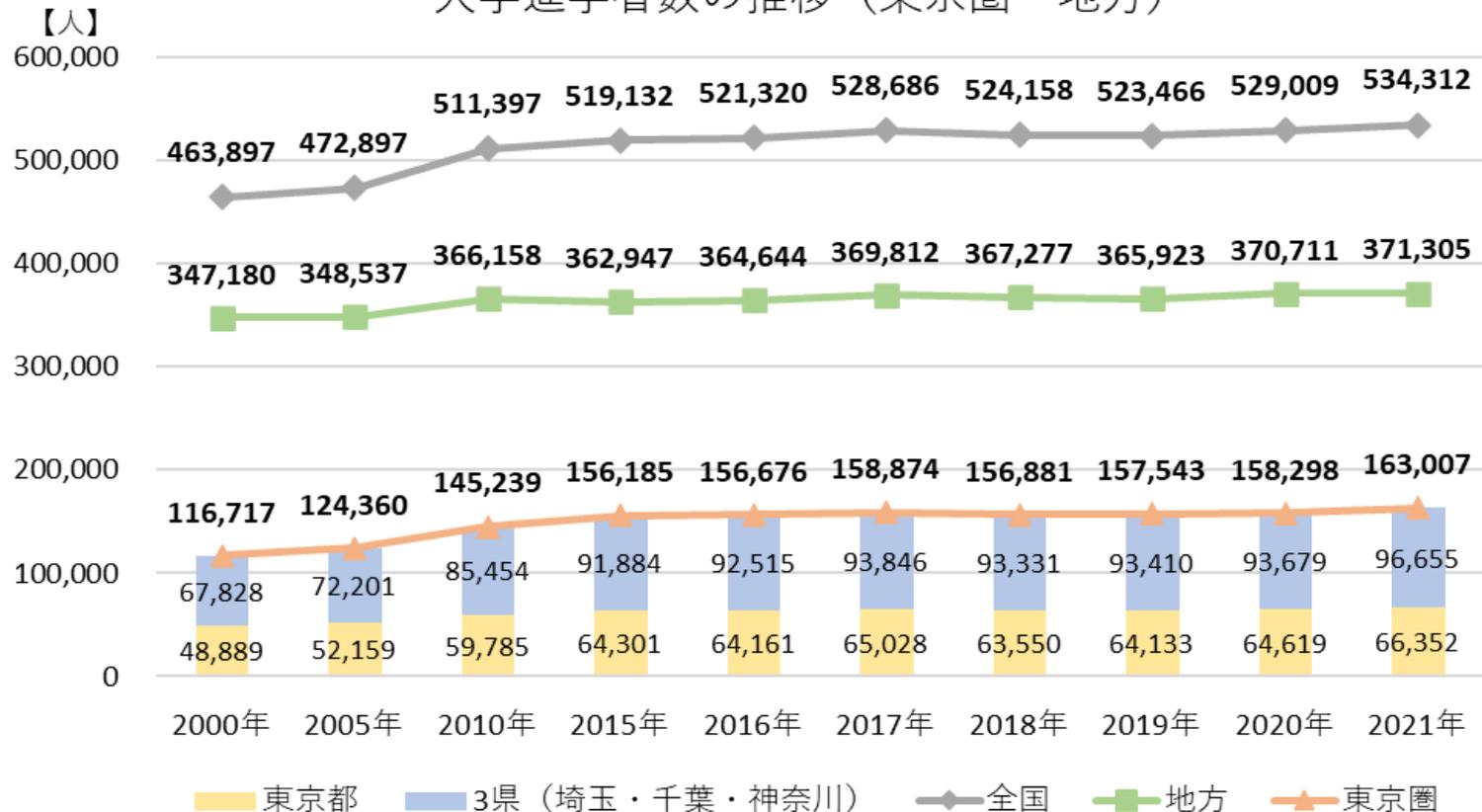
- 全国の学生のうち、25.2%が東京都。17.9%が23区。
- 次に構成比の高い大阪府、愛知県、神奈川県、京都府の4府県は10%未満。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全国	2,706,619	2,718,719	2,722,161	2,731,168	2,727,920
東京	680,229	682,627	683,519	684,688	687,151
	25.1%	25.1%	25.1%	25.1%	25.2%
うち23区	473,853	475,415	476,840	480,796	488,758
	17.5%	17.5%	17.5%	17.6%	17.9%
神奈川	186,446	186,428	183,556	180,527	176,614
	6.9%	6.9%	6.7%	6.6%	6.5%
愛知	182,512	183,316	184,403	184,353	183,208
	6.7%	6.7%	6.8%	6.7%	6.7%
京都	145,419	144,993	144,707	145,423	146,319
	5.4%	5.3%	5.3%	5.3%	5.4%
大阪	230,048	232,959	233,791	236,377	237,627
	8.5%	8.6%	8.6%	8.7%	8.7%

# 大学進学者数の推移

- 大学進学者数の推移をみると、全国・東京圏では2010年にかけて大きく増加しており、その後も概ね微増傾向。
- 地方については、2015年以降はほぼ横ばい。
- また東京圏の内訳をみると、2021年の東京都の大学進学者数は96,655人(対2000年比+42.5%)、2021年の3県(埼玉・千葉・神奈川)の大学進学者数は66,352人(対2000年比+35.7%)と共に増加している。

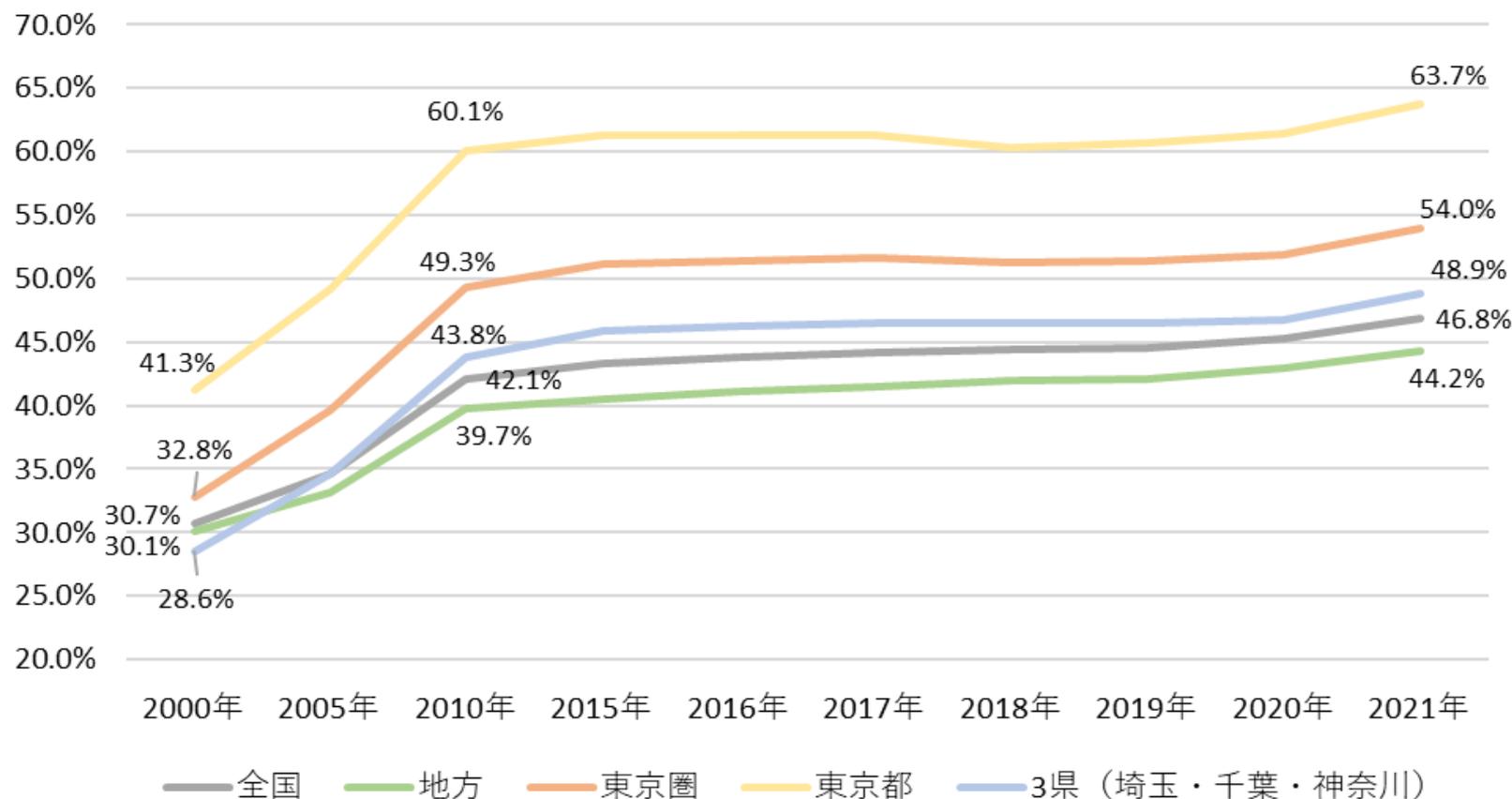
大学進学者数の推移 (東京圏・地方)



# 大学進学率の推移（地域別）

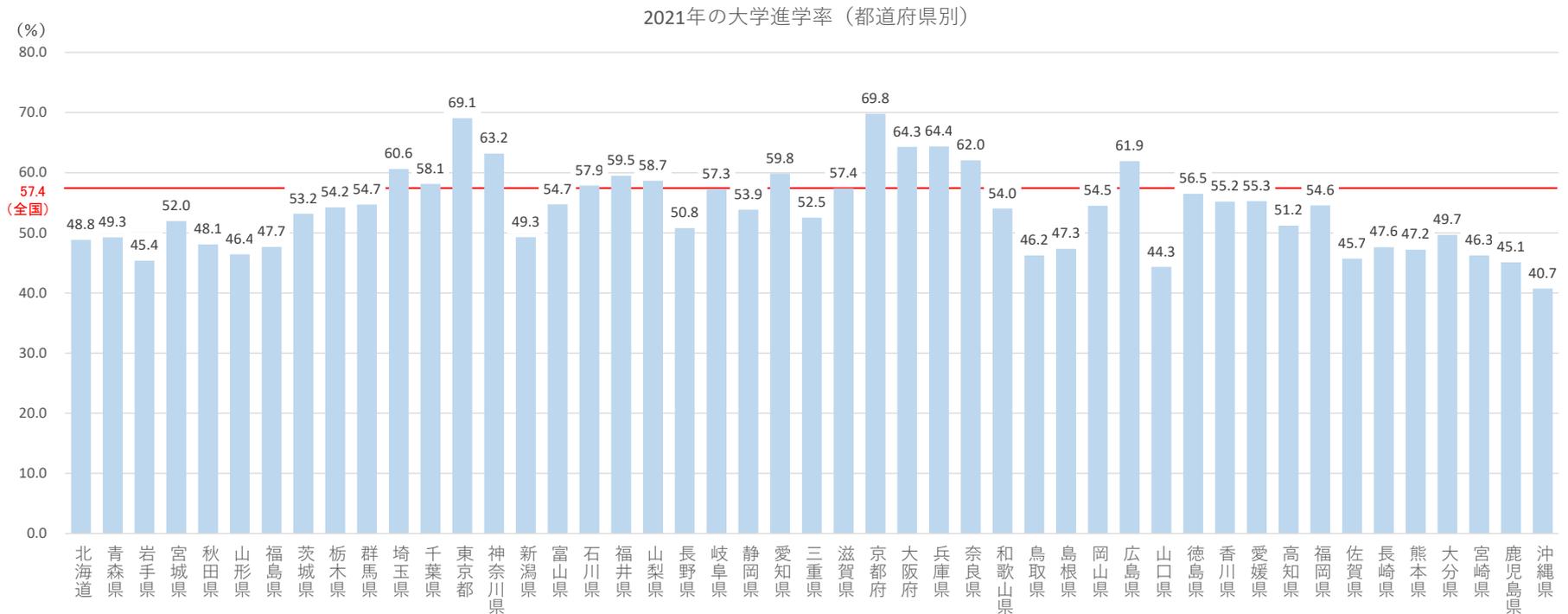
- 大学進学者数の推移をみると、全国では2010年まで大きく増加しており、その後も緩やかに増加。
- 地方と比較して東京圏の増加ペースが大きい。東京圏の内訳をみると、東京都及び3県（埼玉・千葉・神奈川）は共に全国と同様の傾向がみられるが、東京都の増加ペースが特に大きい。

## 大学進学率の推移（東京圏・地方）



# 大学進学率（都道府県別）

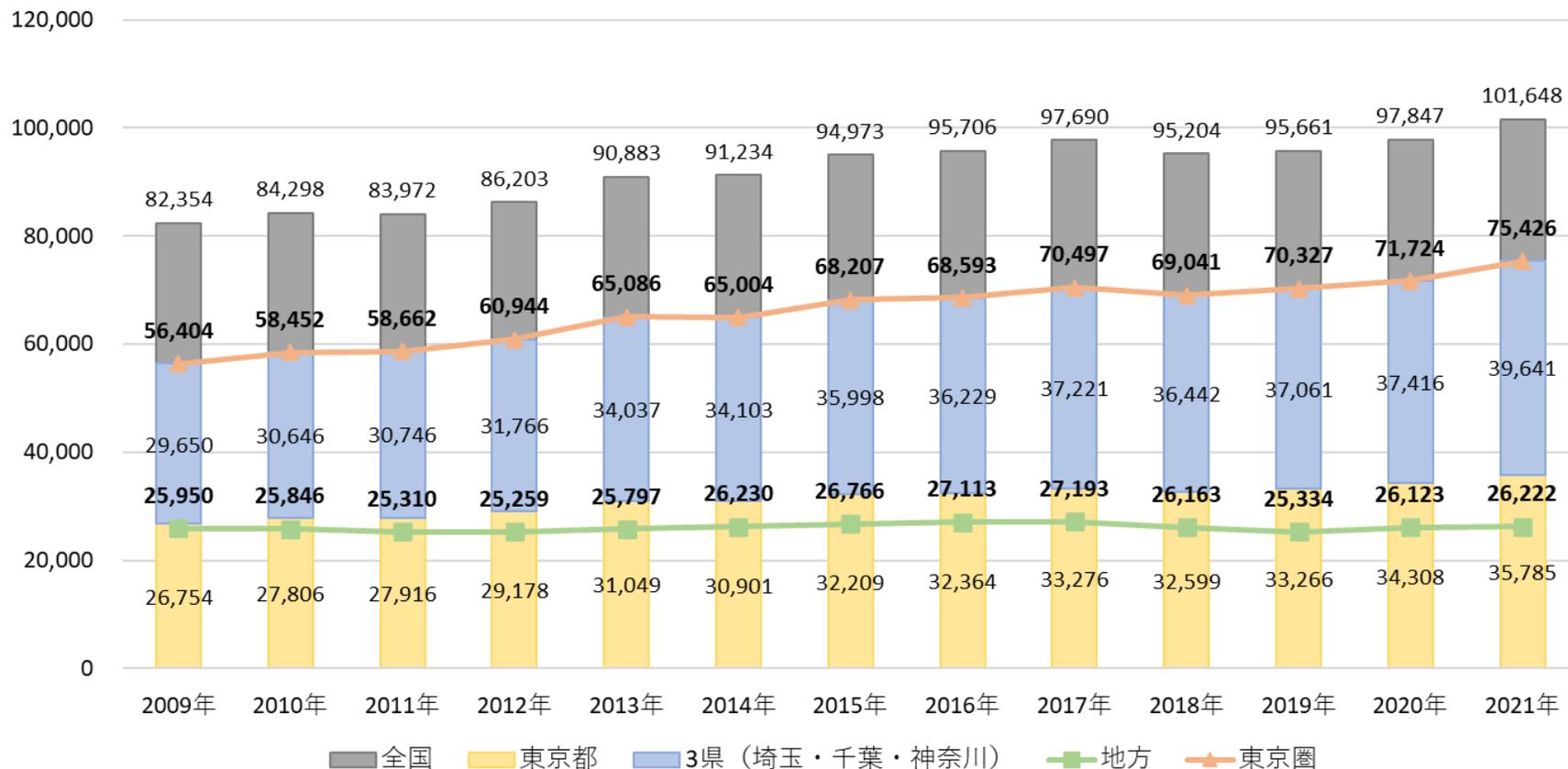
- 全国平均を10ポイント以上上回っているのは「東京」(69.1)、「京都」(69.8%)のみ。
- 「岩手」「山形」「鳥取」「島根」「山口」「佐賀」「熊本」「宮崎」「鹿児島」「沖縄」の10県は、全国平均を10ポイント以上下回る。



# 東京23区の大学への入学者数の出身地別状況

- 地方から東京23区への入学者は2009年以降2万6千人前後で推移。
- 東京圏からの東京23区への入学は増加傾向にある。

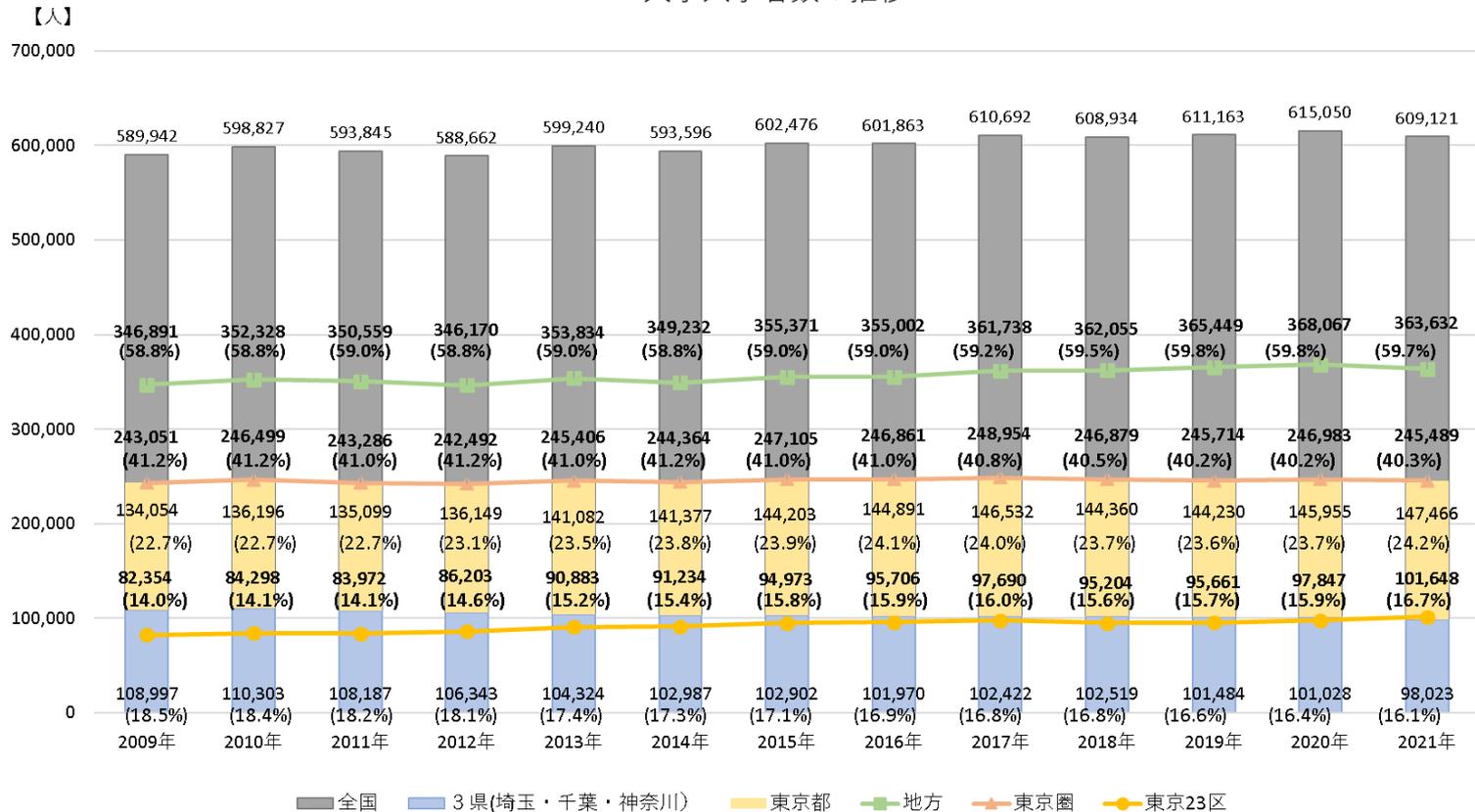
東京23区の大学に所属する学生の出身高校の所在地



# 大学の所在地ごとに見た入学者数の推移

- 地方の大学においては、入学者数は微減傾向。
- 東京圏全体の入学者数はほぼ横ばいであるが、東京23区のみは増加傾向。

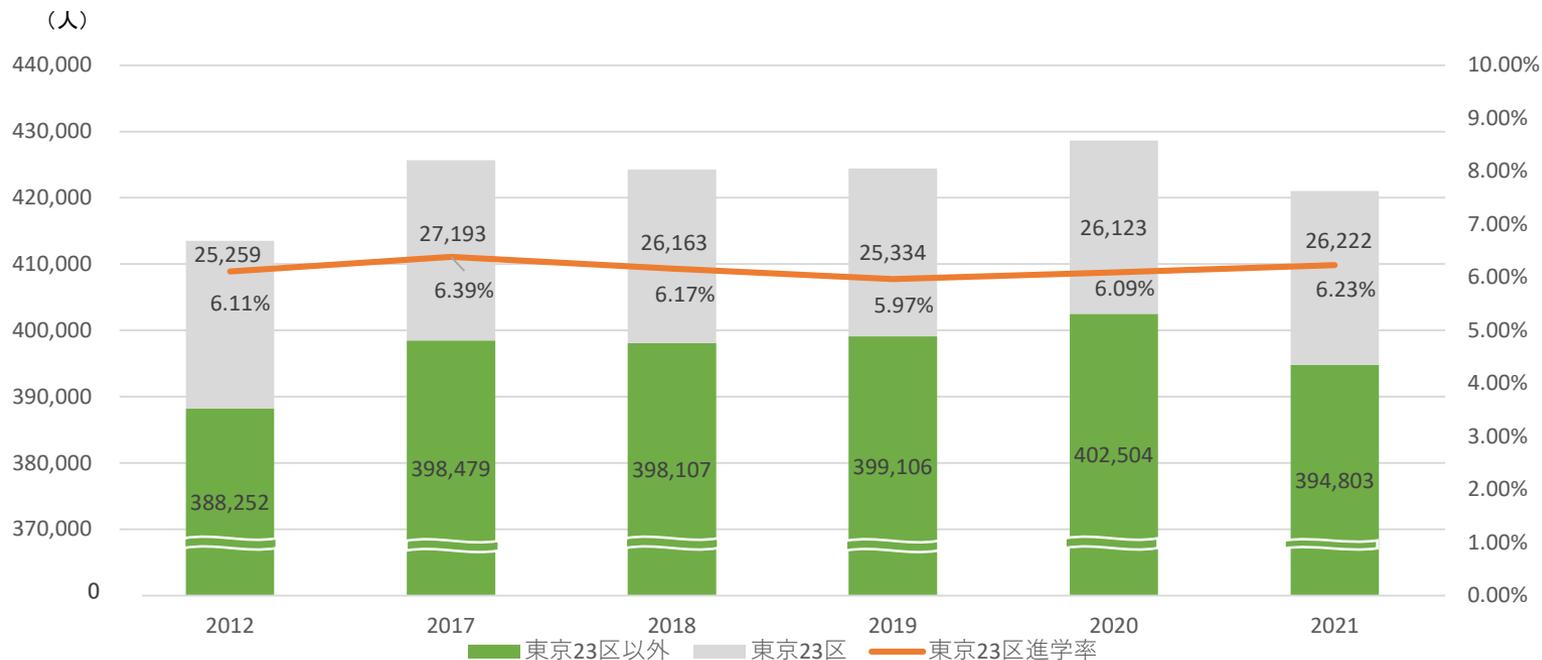
大学入学者数の推移



# 地方に所在する高校出身者の東京23区への大学進割合

●地方の出身者で大学に進学した者のうち、東京23区に所在する大学に進学する割合は6.2%

年度	2012	2017	2018	2019	2020	2021
大学進学者合計(人)	413,511	425,672	424,270	424,440	428,627	421,025
東京23区	25,259	27,193	26,163	25,334	26,123	26,222
東京23区進学率	6.11%	6.39%	6.17%	5.97%	6.09%	6.23%
東京23区以外	388,252	398,479	398,107	399,106	402,504	394,803



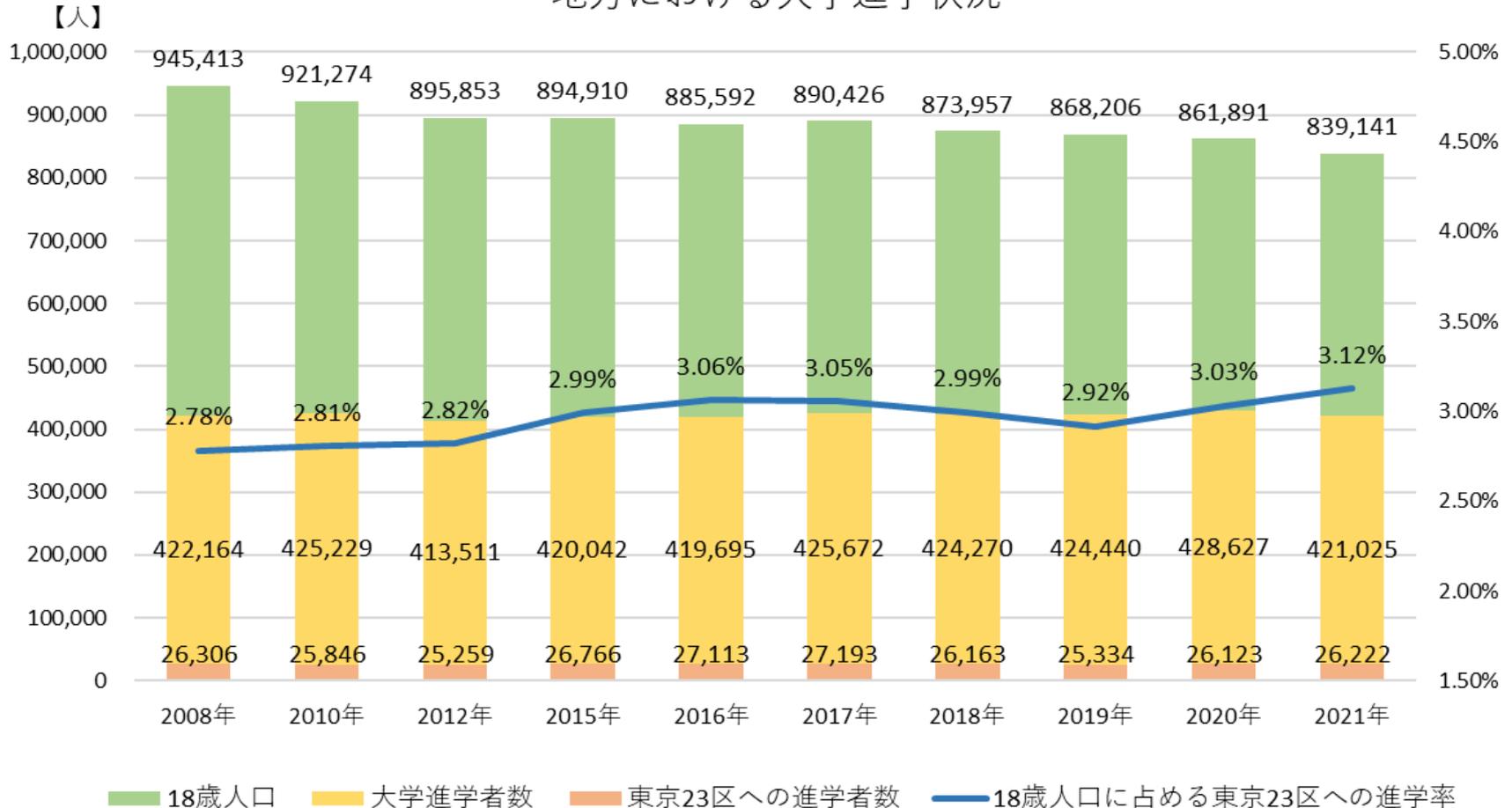
文部科学省「学校基本統計」を基に作成

- ※ 出身地は出身高校が所在する都道府県。
- ※ 「合計」は、「その他」(外国の学校教育課程修了者、専修学校高等課程修了者、高等学校卒業程度認定試験合格者等)を除く。
- ※ 地方とは、東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)を除く43道府県を指す

# 地方の18歳人口の推移と大学進学状況の推移

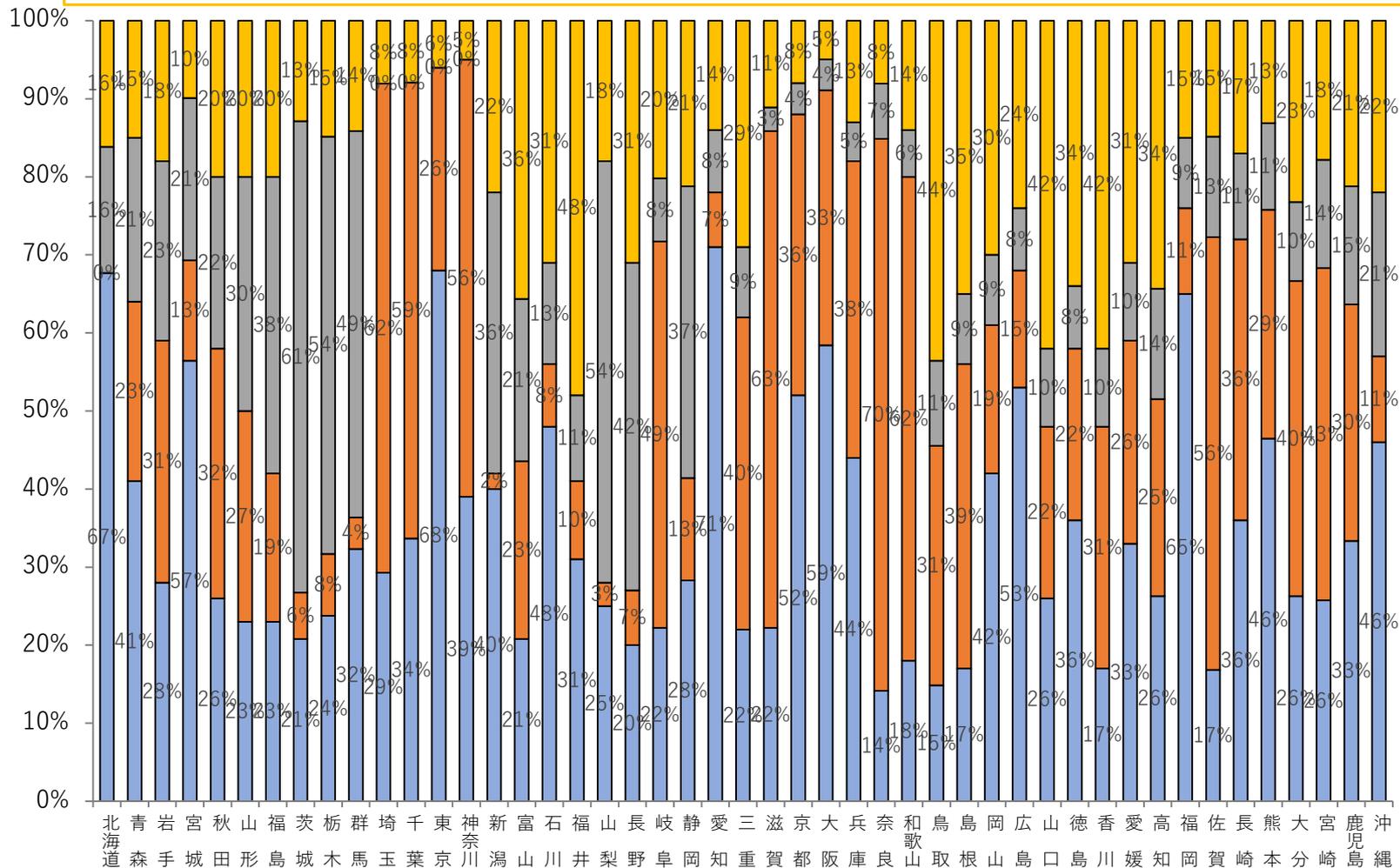
- 18歳人口は特に地方において減少が大きい中であっても、東京23区への入学者は概ね一定数で推移しており、地方の18歳人口に占める東京23区への入学者の割合は増加傾向にある。

地方における大学進学状況



# 2021年 各都道府県高卒者の大学進学先(自県・域内・東京圏・その他)

- 東京都においては、東京圏内に進学する者の割合が大幅を占めている。
- 関東(東京圏除く)、甲信越においては、東京圏の大学に進学する者の割合が大きい。



■ 自県 ■ 域内 ■ 東京圏 (東京・神奈川・千葉・埼玉) ■ その他

※地域区分:北海道、東北、関東(東京圏除く)、東京圏、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

# 各都道府県高卒者の大学進学先 (①北海道～三重県)

- 各都道府県の高卒者の進学先の地域を「自県」「域内」「東京圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)」の3区分で集計し、直近15年間の推移をまとめたもの。
- 特に東日本で「自県」が増加している地域が多く、東京都も自県進学率が増加。

■：直近15年間で最も高い / ▨：直近15年間で最も低い

(%)

	北海道			青森			岩手			宮城			秋田			山形			福島			茨城			栃木			群馬			埼玉			千葉		
	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京
2007年	81.6	0.0	18.4	39.9	26.0	34.1	30.5	37.8	31.7	63.5	13.8	22.7	24.9	35.7	39.5	21.9	32.1	46.0	23.4	19.8	56.8	21.1	5.6	73.3	24.0	9.4	66.6	29.2	4.9	65.9	35.8	64.2	0.0	37.3	62.7	0.0
2008年	81.7	0.0	18.3	40.3	25.6	34.2	32.2	37.6	30.2	65.3	12.9	21.9	23.9	34.1	42.0	21.9	31.2	46.8	23.9	19.5	56.6	21.2	5.2	73.6	24.4	8.9	66.7	29.3	4.5	66.2	35.7	64.3	0.0	36.8	63.2	0.0
2009年	81.1	0.0	18.9	41.0	24.7	34.2	29.9	37.5	32.5	64.3	13.1	22.6	25.6	36.3	38.1	20.8	32.7	46.5	25.0	19.2	55.8	20.8	5.4	73.8	25.1	8.4	66.5	30.1	4.7	65.2	35.5	64.5	0.0	37.2	62.8	0.0
2010年	81.8	0.0	18.2	45.1	24.0	30.9	33.0	34.8	32.2	65.0	12.9	22.1	27.0	34.1	39.0	23.3	32.5	44.3	24.3	20.0	55.7	21.4	5.4	73.2	26.1	8.6	65.3	31.0	4.9	64.0	35.7	64.3	0.0	37.0	63.0	0.0
2011年	80.4	0.0	19.6	42.5	24.1	33.4	33.9	35.8	30.3	64.9	13.3	21.8	26.2	37.2	36.7	23.5	33.7	42.9	24.6	20.7	54.6	21.6	5.5	72.9	27.3	8.9	63.8	31.6	4.7	63.6	34.8	65.2	0.0	36.6	63.4	0.0
2012年	81.1	0.0	18.9	41.4	25.0	33.5	33.6	36.1	30.3	63.8	13.2	23.0	26.0	35.5	38.5	23.2	33.1	43.7	24.3	19.1	56.5	22.2	5.4	72.4	26.6	8.3	65.1	33.9	4.3	61.8	34.3	65.7	0.0	36.3	63.7	0.0
2013年	81.0	0.0	19.0	42.5	26.3	31.2	33.4	38.6	28.0	63.0	13.8	23.1	28.4	36.4	35.3	23.4	33.8	42.8	23.6	19.4	57.0	22.2	5.5	72.3	26.1	8.8	65.1	33.5	4.7	61.8	34.6	65.4	0.0	36.6	63.4	0.0
2014年	80.3	0.0	19.7	42.8	24.9	32.3	32.6	38.3	29.1	62.4	13.7	23.9	28.1	35.2	36.7	23.4	33.3	43.2	24.0	19.4	56.7	21.9	5.5	72.6	25.6	9.0	65.3	33.5	5.0	61.6	34.2	65.8	0.0	34.7	65.3	0.0
2015年	80.2	0.0	19.8	44.6	25.6	29.9	32.7	38.0	29.3	63.0	13.6	23.0	28.9	35.0	36.2	24.0	34.3	41.8	23.6	21.1	53.3	22.6	5.5	71.9	26.7	9.5	63.8	32.9	4.7	62.5	33.6	66.4	0.0	35.1	64.9	0.0
2016年	79.8	0.0	20.2	44.3	25.1	30.6	31.1	38.4	30.5	63.4	13.5	23.0	28.6	37.6	33.8	24.8	34.5	40.7	23.3	20.2	56.5	21.6	4.9	73.4	25.7	8.3	66.0	33.4	4.7	61.9	33.5	66.5	0.0	35.2	64.8	0.0
2017年	79.8	0.0	20.2	45.9	24.9	29.2	34.3	37.3	28.4	63.7	13.7	22.6	29.6	36.9	33.5	26.0	34.9	39.1	25.0	20.6	54.3	22.8	5.6	71.6	27.3	8.1	64.6	33.2	4.8	62.1	32.6	67.4	0.0	35.9	64.1	0.0
2018年	79.6	0.0	20.4	46.8	25.4	27.8	34.7	37.5	27.8	64.0	12.7	23.3	30.2	37.3	32.5	26.7	32.7	40.5	25.3	22.2	52.5	23.0	5.6	71.3	28.2	8.3	63.5	35.2	4.9	59.9	33.7	66.3	0.0	36.3	63.7	0.0
2019年	80.5	0.0	19.5	45.7	26.5	27.8	32.5	39.1	28.5	64.3	13.2	22.6	31.3	39.0	29.8	28.3	35.9	35.8	25.1	23.7	51.2	24.4	6.4	69.2	28.7	8.5	62.8	36.6	5.0	58.3	33.9	66.1	0.0	37.6	62.4	0.0
2020年	79.8	0.0	20.2	45.0	26.7	28.2	33.0	39.2	27.8	62.9	13.2	23.9	30.2	38.9	30.9	26.2	35.4	38.3	25.5	23.6	50.9	23.6	5.9	70.5	27.7	8.7	63.6	35.6	5.3	59.1	33.6	66.4	0.0	36.8	63.2	0.0
2021年	80.4	0.0	19.6	48.3	26.7	25.0	34.4	37.5	28.1	62.9	13.9	23.2	33.0	39.8	27.2	28.3	34.0	37.6	28.2	24.1	47.7	23.7	6.4	69.9	28.2	8.9	62.8	37.2	5.2	57.6	32.1	67.9	0.0	36.5	63.5	0.0

	東京			神奈川			新潟			富山			石川			福井			山梨			長野			岐阜			静岡			愛知			三重		
	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京
2007年	64.7	35.3	0.0	45.5	54.5	0.0	39.9	2.7	57.4	31.1	27.1	41.8	59.4	14.6	26.0	49.9	24.7	25.4	27.7	3.1	69.2	22.0	8.0	70.0	21.3	64.1	14.7	29.8	17.0	53.1	82.0	7.8	10.2	26.9	57.0	16.1
2008年	65.2	34.8	0.0	45.7	54.3	0.0	41.3	2.4	56.3	29.7	27.3	43.0	57.8	15.4	26.8	46.9	27.1	26.0	30.9	2.9	66.1	22.8	6.9	70.3	21.2	64.0	14.7	29.9	16.7	53.5	81.5	7.9	10.6	29.1	55.0	15.9
2009年	65.4	34.6	0.0	45.5	54.5	0.0	43.8	2.3	53.9	31.4	28.9	39.7	59.8	15.3	24.9	51.1	26.1	22.8	31.5	3.1	65.4	22.7	7.1	70.2	22.2	64.2	13.7	31.2	16.8	52.1	82.1	7.7	10.3	28.8	56.5	14.7
2010年	65.9	34.1	0.0	46.6	53.4	0.0	43.6	2.3	54.1	30.7	30.7	38.6	60.0	15.6	24.4	53.6	23.9	22.5	31.6	3.3	65.1	22.3	7.6	70.1	23.4	63.9	12.8	32.2	16.7	51.1	82.7	7.7	9.6	27.3	57.8	14.8
2011年	65.9	34.1	0.0	45.9	54.1	0.0	44.7	2.1	53.2	31.8	32.1	36.1	60.6	14.4	25.0	52.3	24.6	23.1	31.3	3.7	65.1	22.3	7.8	70.0	23.3	63.8	12.9	32.4	16.8	50.8	82.7	7.8	9.6	28.7	56.8	14.5
2012年	66.8	33.2	0.0	45.1	54.9	0.0	43.3	2.4	54.4	31.4	32.8	35.8	62.0	14.9	23.1	53.3	24.9	21.8	32.8	3.6	63.6	22.4	7.5	70.1	24.3	63.3	12.3	32.2	16.8	51.0	81.7	8.2	10.0	27.9	58.3	13.9
2013年	68.0	32.0	0.0	42.7	57.3	0.0	44.5	2.2	53.3	28.9	34.4	36.7	64.9	14.3	20.8	55.5	23.4	21.1	30.7	3.2	66.1	22.7	8.8	68.5	23.2	64.6	12.2	34.6	16.4	49.0	82.6	8.2	9.2	27.4	59.8	12.7
2014年	68.5	31.5	0.0	42.3	57.7	0.0	43.2	1.9	54.9	29.8	34.1	36.1	62.7	15.7	21.6	54.4	22.1	23.5	30.9	3.5	65.5	21.8	8.2	69.9	23.6	63.4	13.0	35.0	15.9	49.1	81.7	8.5	9.9	28.0	57.9	14.1
2015年	69.5	30.5	0.0	42.4	57.6	0.0	45.2	2.4	52.4	30.8	32.4	36.8	63.7	14.3	22.0	54.8	23.1	22.1	32.2	3.5	64.2	24.2	8.7	67.1	23.6	65.1	11.3	34.2	15.1	50.7	82.9	7.8	9.3	29.9	57.2	13.0
2016年	69.8	30.2	0.0	42.6	57.4	0.0	43.6	2.2	54.3	28.2	32.9	38.9	64.1	13.7	22.2	55.1	22.4	22.5	31.6	3.9	64.5	24.1	9.5	66.4	23.6	64.3	12.1	34.4	16.0	49.6	82.2	8.2	9.6	28.2	58.3	13.5
2017年	70.1	29.9	0.0	42.7	57.3	0.0	45.0	2.4	52.6	32.5	32.2	35.4	65.8	13.5	20.8	57.3	22.4	20.3	30.5	4.0	65.5	23.2	8.7	68.1	24.8	63.0	12.2	34.7	16.4	48.9	82.7	7.8	9.5	28.5	57.7	13.8
2018年	70.2	29.8	0.0	42.3	57.7	0.0	45.8	2.6	51.6	27.7	36.7	35.6	68.2	11.8	20.0	59.1	22.0	19.0	31.5	3.8	64.7	24.2	8.4	67.3	25.4	63.1	11.5	36.6	15.5	47.9	82.3	8.3	9.4	30.5	56.8	12.6
2019年	70.5	29.5	0.0	41.3	58.7	0.0	48.1	2.7	49.3	31.6	34.1	34.2	68.4	12.6	19.0	55.7	22.9	21.4	32.3	3.3	64.4	26.3	9.4	64.3	26.8	61.3	11.8	36.5	16.4	47.2	82.2	8.3	9.4	31.2	56.5	12.3
2020年	71.0	29.0	0.0	41.3	58.7	0.0	46.5	2.6	50.9	30.5	35.8	33.7	67.1	13.5	19.4	55.9	24.1	20.0	30.8	4.6	64.6	24.9	9.3	65.8	27.5	61.6	10.9	35.5	16.6	47.9	82.6	8.3	9.1	30.7	56.6	12.7
2021年	72.2	27.8	0.0	40.9	59.1	0.0	50.8	2.8	46.4	32.5	35.3	32.1	69.7	12.0	18.3	60.0	19.3	20.7	30.1	3.9	66.1	29.4	9.6	61.1	27.6	61.8	10.6	36.1	16.7	47.2	82.8	8.3	8.9	31.5	56.2	12.3

# 各都道府県高卒者の大学進学先 (②滋賀県～沖縄県)

- 西日本では和歌山県、高知県において「自県」の大学への進学率が高まっている。
- 他方、沖縄県では「自県」での進学者が減少しており、「東京圏」が増加傾向にある。

(%)

	滋賀			京都			大阪			兵庫			奈良			和歌山			鳥取			島根			岡山			広島			山口			徳島		
	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京	自県	域内	東京															
2007年	21.8	73.6	4.6	51.8	43.7	4.5	56.5	38.9	4.7	52.3	42.1	5.6	14.7	80.4	4.9	12.1	77.9	10.0	24.6	48.8	26.6	22.1	57.9	20.0	58.5	27.1	14.4	66.7	18.1	15.2	38.4	35.7	25.9	50.5	32.8	16.6
2008年	22.3	73.6	4.1	52.7	42.7	4.7	56.7	38.9	4.5	52.0	41.9	6.0	15.3	79.6	5.1	12.5	77.9	9.5	26.3	46.4	27.3	23.6	57.2	19.2	57.2	28.1	14.7	66.5	18.7	14.9	36.6	37.3	26.2	49.7	34.7	15.6
2009年	24.9	71.5	3.6	52.4	43.1	4.6	56.5	39.2	4.3	53.6	41.0	5.4	15.5	79.5	5.0	13.2	77.2	9.7	23.4	49.6	27.0	21.3	60.8	17.9	58.9	27.1	14.0	67.6	17.9	14.5	38.9	36.9	24.1	51.6	32.9	15.4
2010年	24.1	71.5	4.4	54.0	41.9	4.1	57.5	38.4	4.1	52.7	41.7	5.6	15.2	79.4	5.4	12.9	77.9	9.2	25.4	49.5	25.1	22.5	60.0	17.6	59.1	27.9	13.0	69.0	17.8	13.2	39.8	37.5	22.7	52.8	32.5	14.7
2011年	25.9	70.3	3.8	53.4	42.0	4.6	56.9	38.9	4.2	52.3	42.2	5.5	16.1	78.7	5.3	11.1	80.1	8.8	25.2	49.1	25.7	24.1	59.7	16.2	59.3	27.5	13.2	68.1	17.8	14.1	40.2	36.5	23.3	52.1	33.2	14.7
2012年	25.9	70.6	3.5	53.7	41.9	4.4	57.0	38.9	4.1	52.4	42.3	5.3	16.4	78.5	5.1	12.8	79.2	8.0	24.3	51.4	24.3	24.8	59.2	16.0	59.9	27.9	12.2	67.0	19.6	13.5	41.8	36.6	21.6	54.5	32.8	12.8
2013年	25.4	70.8	3.8	53.3	42.1	4.6	57.6	38.5	3.9	51.7	42.9	5.4	15.8	79.0	5.2	12.4	79.3	8.3	23.2	51.9	24.9	25.2	59.1	15.6	61.4	26.9	11.7	67.9	19.8	12.3	42.2	37.5	20.3	55.6	32.9	11.6
2014年	25.7	70.0	4.3	54.4	41.0	4.5	57.6	38.1	4.3	51.5	42.5	6.0	15.7	78.6	5.7	12.8	78.8	8.4	20.5	55.2	24.3	24.2	59.7	16.1	60.5	26.8	12.7	69.1	18.4	12.5	41.7	38.1	20.1	54.1	32.5	13.4
2015年	24.0	72.1	3.9	54.7	40.7	4.6	58.2	37.9	3.9	51.6	42.8	5.6	16.0	77.5	6.5	12.5	80.1	7.4	27.6	50.3	22.1	21.6	62.5	15.9	60.3	27.4	12.3	68.4	19.0	12.6	43.6	37.4	19.0	54.1	33.2	12.7
2016年	23.6	72.1	4.3	55.4	40.4	4.2	59.0	36.9	4.1	52.3	42.0	5.6	16.5	77.3	6.2	13.4	78.1	8.5	24.2	53.8	22.1	24.1	59.5	16.4	60.4	28.2	11.4	68.7	19.3	11.9	44.7	37.2	18.1	55.3	31.9	12.8
2017年	24.1	71.8	4.1	55.0	40.2	4.8	59.8	36.2	4.0	52.4	42.1	5.5	16.2	76.8	7.0	13.6	78.6	7.8	26.3	52.2	21.5	22.6	61.7	15.7	61.4	27.1	11.5	68.4	19.3	12.3	42.0	39.1	18.9	56.8	30.2	13.0
2018年	23.5	72.4	4.1	55.6	39.6	4.8	59.9	36.1	4.0	53.4	40.9	5.8	16.9	76.8	6.3	14.7	77.6	7.7	25.4	53.7	20.9	27.0	57.7	15.3	61.1	27.0	11.9	68.5	19.3	12.1	44.5	37.1	18.4	55.5	31.8	12.7
2019年	23.4	72.5	4.1	55.6	39.7	4.7	59.6	36.4	4.0	52.6	41.7	5.6	17.9	75.1	7.0	17.0	74.6	8.4	23.6	57.9	18.5	23.9	61.6	14.5	62.0	26.6	11.3	68.5	19.5	12.0	44.5	37.0	18.5	57.7	30.4	12.0
2020年	23.7	72.3	4.0	55.4	39.8	4.8	60.6	35.6	3.8	51.7	43.0	5.3	17.6	75.6	6.8	18.9	72.9	8.1	25.7	54.5	19.8	25.6	58.2	16.3	61.4	26.5	12.1	68.2	19.6	12.1	44.7	37.9	17.4	54.1	32.4	13.5
2021年	25.2	71.2	3.6	56.7	39.0	4.3	61.9	34.4	3.7	50.7	43.8	5.6	15.7	76.6	7.7	20.8	72.3	6.9	26.9	54.4	18.7	26.7	59.4	13.8	60.4	27.5	12.1	70.1	19.4	10.6	44.2	37.9	17.9	55.3	32.8	11.9

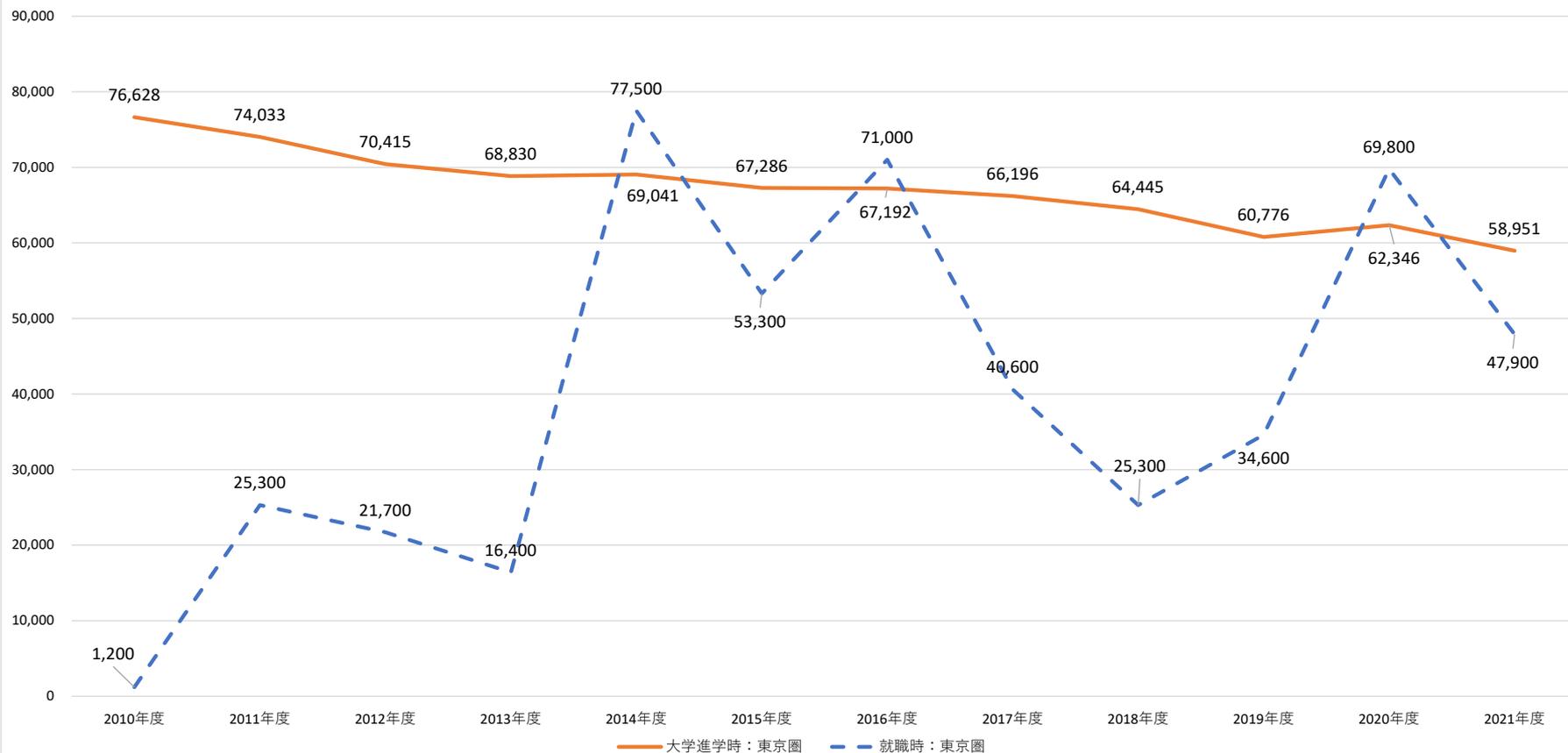
	香川			愛媛			高知			福岡			佐賀			長崎			熊本			大分			宮崎			鹿児島			沖縄				
	自県	域内	東京	自県	域内																														
2007年	30.4	44.9	24.7	48.1	34.7	17.2	29.3	37.6	33.1	74.1	13.9	12.0	17.8	66.9	15.3	40.3	44.5	15.2	56.0	31.2	12.8	29.0	53.0	18.0	30.4	49.6	20.0	43.9	39.4	16.7	68.7	11.8	19.5		
2008年	30.3	43.0	26.6	47.6	35.7	16.8	31.5	36.1	32.5	74.0	14.0	12.1	16.2	67.6	16.2	39.9	45.3	14.8	54.5	31.7	13.8	30.7	52.2	17.1	30.8	47.9	21.2	42.5	39.1	18.4	70.0	10.7	19.3		
2009年	29.2	45.5	25.3	47.4	36.0	16.6	30.7	36.2	33.1	74.3	13.2	12.4	16.3	69.3	14.5	41.0	43.0	16.0	55.7	31.1	13.2	29.9	51.9	18.2	29.2	50.6	20.2	41.1	40.2	18.7	68.9	11.6	19.4		
2010年	31.4	47.0	21.6	45.8	37.3	17.0	28.3	37.8	33.9	74.7	14.0	11.3	16.6	69.3	14.1	40.9	44.5	14.6	55.8	31.0	13.2	30.0	52.9	17.1	30.8	49.1	20.1	42.8	40.0	17.3	71.3	11.4	17.4		
2011年	30.1	47.7	22.2	46.6	37.6	15.9	29.7	41.8	28.5	73.9	14.2	11.9	17.6	68.7	13.7	42.1	43.4	14.6	53.7	32.8	13.5	31.7	52.0	16.3	30.7	49.9	19.5	42.7	38.3	19.0	70.3	10.8	18.9		
2012年	27.8	50.3	21.9	45.8	39.1	15.2	28.1	42.2	29.7	74.1	14.7	11.1	18.1	68.9	13.0	42.0	44.2	13.8	54.1	33.1	12.8	29.7	54.7	15.6	31.4	48.6	20.0	41.6	39.7	18.7	69.6	11.7	18.7		
2013年	30.1	48.5	21.3	46.9	37.8	15.3	28.9	41.3	29.7	75.1	14.3	10.6	17.6	66.7	15.6	40.9	46.8	12.2	52.6	33.8	13.7	29.0	56.4	14.6	31.7	49.3	19.0	40.1	41.2	18.6	69.5	12.5	18.0		
2014年	29.3	49.5	21.2	48.8	35.6	15.6	29.2	40.9	29.9	74.4	14.5	11.1	17.9	67.0	15.1	41.8	44.7	13.5	52.8	34.1	13.0	30.0	53.8	16.2	32.2	48.7	19.1	40.1	41.1	18.8	66.9	13.3	19.8		
2015年	29.8	51.8	18.3	46.9	36.6	16.6	31.4	40.1	28.5	74.6	14.6	10.9	16.4	69.2	14.4	40.5	45.9	13.7	52.9	33.2	14.0	29.9	55.0	15.2	33.8	45.2	21.0	40.4	40.2	19.4	64.8	14.0	21.2		
2016年	29.1	50.5	20.4	43.9	39.4	16.7	31.9	41.3	26.8	75.2	14.3	10.5	16.6	67.5	15.9	40.9	45.5	13.7	52.2	34.6	13.3	29.7	55.2	15.0	31.7	49.2	19.2	40.1	39.9	20.0	67.8	12.3	19.9		
2017年	29.8	50.3	19.9	46.4	37.1	16.5	33.1	40.6	26.3	75.8	13.5	10.6	18.2	67.1	14.7	41.2	45.2	13.6	52.2	33.0	14.8	32.3	52.8	14.8	31.8	49.0	19.2	41.5	38.3	20.2	67.4	12.7	20.0		
2018年	29.5	50.2	20.3	46.9	37.1	16.0	33.2	41.3	25.4	75.5	14.1	10.5	19.6	65.8	14.5	41.3	45.5	13.2	53.3	32.6	14.2	32.7	51.6	15.6	31.3	50.6	18.1	39.4	40.5	20.1	66.3	13.1	20.6		
2019年	29.8	51.7	18.5	44.8	39.3	15.9	37.1	39.0	23.9	76.4	13.2	10.4	19.2	66.2	14.7	43.5	43.6	12.8	55.5	31.7	12.8	33.5	52.0	14.5	31.9	50.2	17.9	41.9	38.3	19.8	64.6	13.6	21.9		
2020年	28.8	53.5	17.8	45.7	37.5	16.7	38.5	39.8	21.7	75.9	13.7	10.4	19.2	65.7	15.1	43.3	43.4	13.3	52.3	34.4	13.3	33.8	52.8	13.4	32.5	49.9	17.6	41.9	39.5	18.6	60.7	14.8	24.5		
2021年	29.8	53.3	16.9	48.2	37.5	14.3	40.3	38.4	21.3	76.2	13.0	10.8	19.5	65.7	14.8	43.8	43.3	12.9	53.3	33.7	13.1	34.5	51.8	13.7	31.4	52.1	16.5	42.6	38.8	18.6	58.9	14.7	26.4		

出典: 文部科学省「学校基本調査」

# 東京圏の大学進学時、就職時における流入出の推移

●東京圏への人口流入に関して、ほとんどの年度において、大学入学者超過数は、新卒就職時における流入超過者数を上回っている。

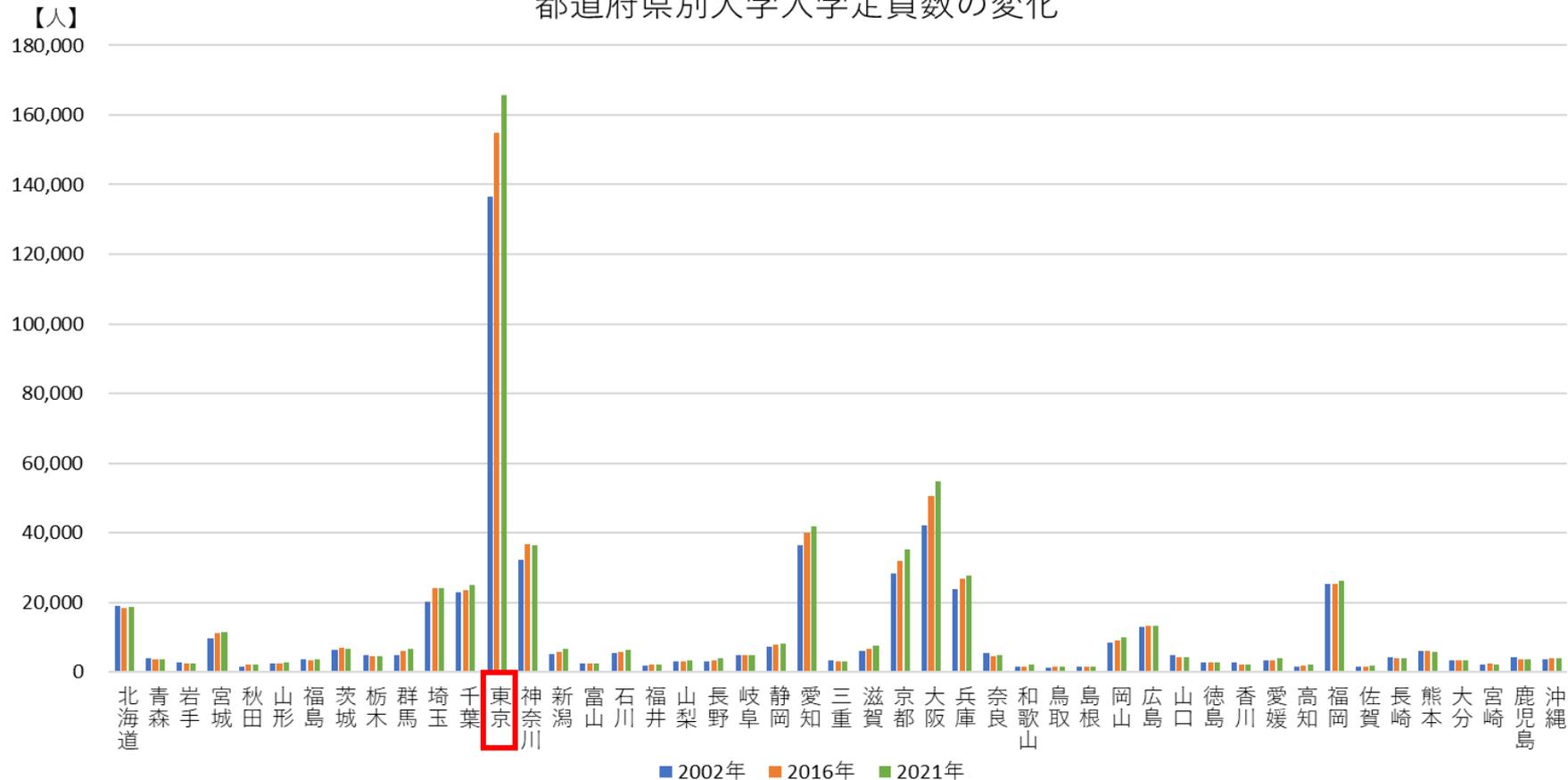
東京圏の大学進学時、就職時における流入出の推移



# 都道府県別大学入学定員数とその経年変化

- 東京都の入学定員数は16万人以上と突出して多い。
- それに続く大阪、愛知、神奈川、京都、兵庫、福岡、千葉、埼玉は6万人から2万人程度。
- それ以外の道県では2万人を切っている。

都道府県別大学入学定員数の変化



# 都道府県別の入学定員の増減率(2016→2021)

- 2016年度と2021年度を比較すると、38の都府県で入学定員が増加。
- 特に、和歌山や新潟、高知での入学定員の増加が大きい。

	2016年度	2021年度	増減数	増減率*
北海道	18,497	18,686	189	101.0%
青森	3,812	3,703	△ 109	97.1%
岩手	2,416	2,509	93	103.8%
宮城	11,334	11,511	177	101.6%
秋田	2,090	2,090	0	100.0%
山形	2,634	2,766	132	105.0%
福島	3,389	3,579	190	105.6%
茨城	7,012	6,746	△ 266	96.2%
栃木	4,638	4,668	30	100.6%
群馬	6,256	6,855	599	109.6%
埼玉	24,011	24,140	129	100.5%
千葉	23,458	24,895	1,437	106.1%
東京	154,853	165,838	10,985	107.1%
神奈川	36,641	36,492	△ 149	99.6%
新潟	5,835	6,699	864	114.8%
富山	2,370	2,575	205	108.6%
石川	5,827	6,502	675	111.6%
福井	2,095	2,300	205	109.8%
山梨	3,225	3,360	135	104.2%
長野	3,368	4,020	652	119.4%
岐阜	4,820	4,940	120	102.5%
静岡	7,865	8,090	225	102.9%
愛知	40,098	41,964	1,866	104.7%
三重	3,030	3,190	160	105.3%

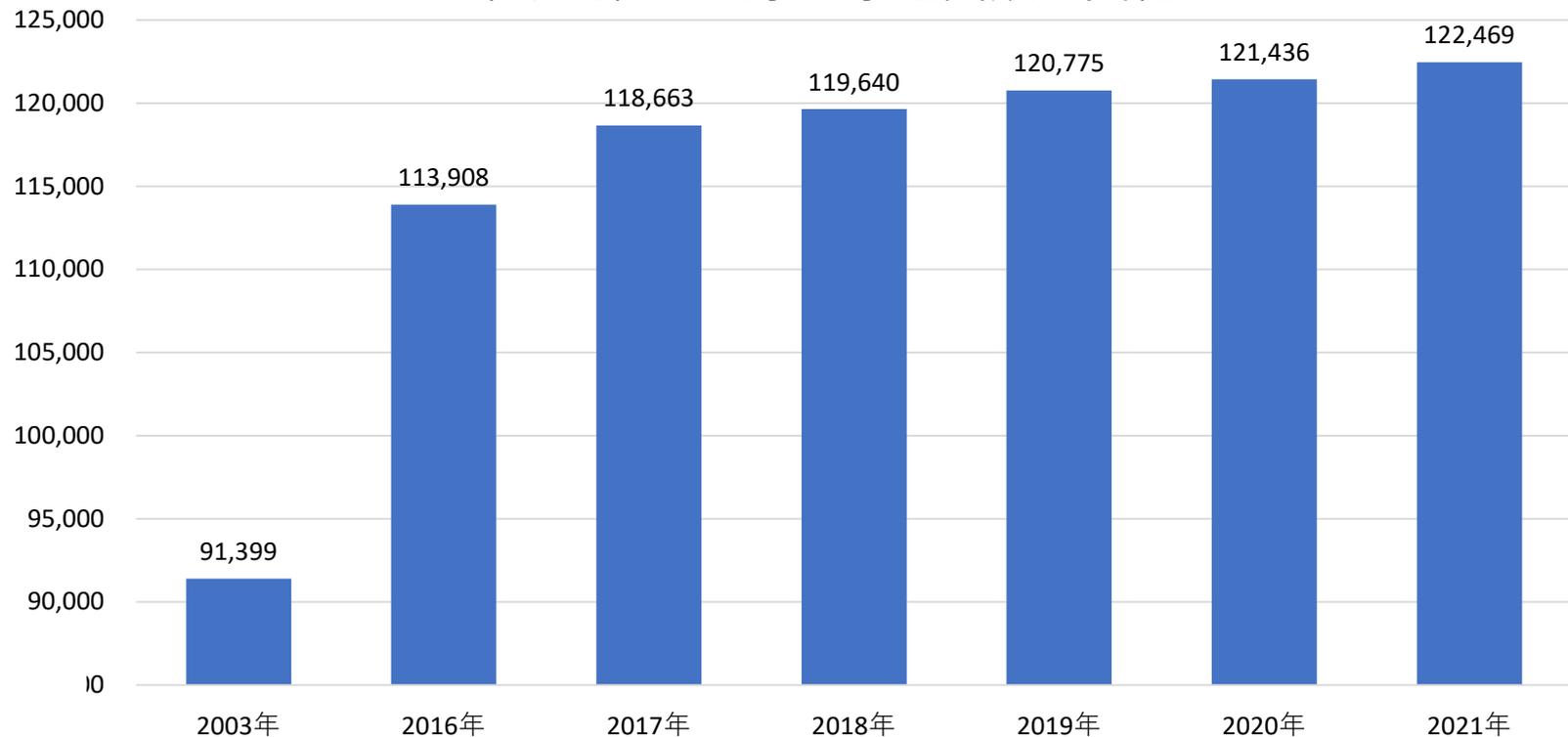
	2016年度	2021年度	増減数	増減率*
滋賀	6,795	7,548	753	111.1%
京都	31,972	35,123	3,151	109.9%
大阪	50,582	54,671	4,089	108.1%
兵庫	26,752	27,645	893	103.3%
奈良	4,753	4,858	105	102.2%
和歌山	1,520	2,085	565	137.2%
鳥取	1,496	1,519	23	101.5%
島根	1,457	1,617	160	111.0%
岡山	9,149	9,905	756	108.3%
広島	13,341	13,399	58	100.4%
山口	4,226	4,351	125	103.0%
徳島	2,943	2,893	△ 50	98.3%
香川	2,224	2,189	△ 35	98.4%
愛媛	3,480	3,860	380	110.9%
高知	1,935	2,215	280	114.5%
福岡	25,285	26,253	968	103.8%
佐賀	1,741	1,818	77	104.4%
長崎	4,019	3,986	△ 33	99.2%
熊本	5,982	5,712	△ 270	95.5%
大分	3,400	3,520	120	103.5%
宮崎	2,510	2,335	△ 175	93.0%
鹿児島	3,735	3,683	△ 52	98.6%
沖縄	3,952	3,972	20	100.5%
合計	592,823	623,275	30,452	105.1%

\*2016年を基準とした場合の増減率(2021年の入学定員/2016年の入学定員の割合)

# 東京23区内の大学の学部入学定員数の推移

- 東京23区内の大学入学定員数は2003年から2018年にかけて大きく増加。
- 2018年以降は増加ペースは減少。

## 東京23区の大学入学定員数の変化



※「全国大学一覧」においては、同一学部で異なるキャンパスを有する場合の学部所在地の標記方法が、2021年に変更がなされた。  
比較のために、ここでは2021年の数値も2020年以前の方法を用いて計上しているが、最新の標記方法に沿った場合の集計値は120,680人である。

※文部科学省「全国大学一覧」を基に作成

# 特定地域内学部収容定員増加に係る届出の提出状況

● 平成31年以降、例外規定に係る届出による収容定員の増加数は約2.8万人。

増加開始年 (予定含む)	件数	収容定員増加数	理由別届け出件数(全体)
平成31年 /令和元年	14件	1,330名	・同一設置者内でのスクラップ&ビルド ……65件 (法第13条第1号)
令和2年	33件	4,633名	・相当程度の準備が行われている場合 ……50件 (法附則第3条第4号)
令和3年	55件	8,707名	・外国人留学生に限定した特別枠の創設 ……31件(※) (政令第5条第1号)
令和4年	26件	675名	・異なる設置者間でのスクラップアンドビルド ……13件 (法第13条第2号)
令和5年	36件	11,468名	・修業年限の後半以上を一都三県外で修学させる場合 ……5件 (共同命令第8条第2項第3号)
令和6年	8件	900名	・就業者に限定した特別枠の創設 ……4件(※) (政令第5条第2号、共同命令第8条第1項) ・医学部地域枠の創設(共同命令第8条第2項第4号) ……4件 ・修業年限の延長(施行令第5条第3項) ……1件
合計	172件	27,713名	※一部、外国人留学生及び就業者に限定した特別枠(3件)を重複して集計しているため、各理由の件数の合計と年度ごとの件数の合計は一致しない。

1学科を1件として算出。(文部科学省への届出を基に集計。令和4年8月末時点)

(注) 地方大学・産業創生法附則第3条第1号及び第3号に規定する設置等認可・届出によって特定地域内学部収容定員が増加したものは除外している。

# 東京23区への大学の学部等移転例（令和5年4月以降予定）

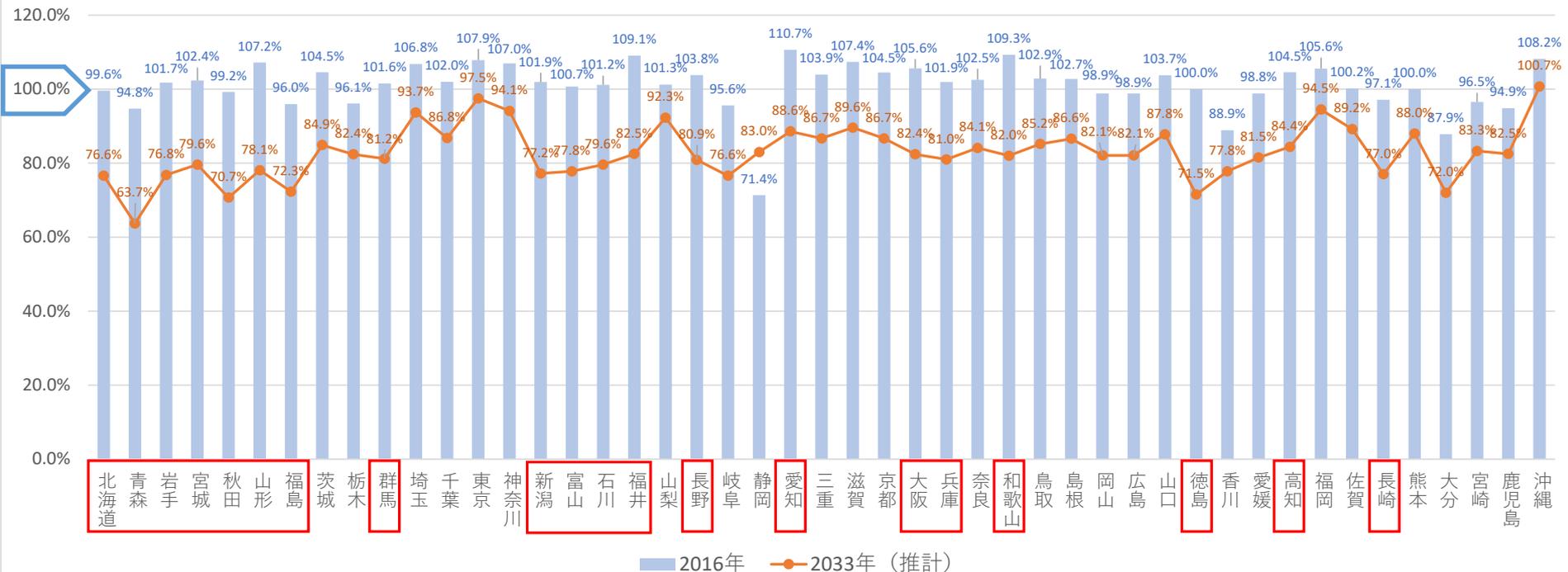
大学名	実施年月	旧所在地	移転先	学部名
淑徳大学	R5. 4	埼玉県入間郡三芳町	東京都板橋区	経営学部
中央大学	R5. 4	東京都八王子市	東京都文京区	法学部
東京国際大学	R5. 9	埼玉県川越市	東京都豊島区	商学部(※) 経営学部(※) 言語コミュニケーション学部(※) 国際関係学部(※) (※)うち一部学科等の移転



# 各県別の大学入学定員充足率の推計(2016 - 2033)

- 仮に各都道府県における2016年度時点の大学の入学定員が2033年も維持された場合、全国の各地域で定員充足率の悪化が見込まれる。特に赤枠の20道府県では充足率の減少幅が20ポイント以上と大きい。
- 定員充足率の悪化の度合い(減少幅の大きさ)で5位以内に入っているのは次の5県。  
青森県(-31ポイント)、山形県(-29ポイント)、秋田県(-29ポイント)、徳島県(-29ポイント)、和歌山県(-27ポイント)

各県別の大学入学定員充足率の推計(2016 - 2033)



注) ・「定員充足率」= 「各都道府県における大学入学者数」 / 「各都道府県における大学入学定員合計」  
 ・ 2033年(平成45年)の大学入学者数については、各県における大学進学率が2015年(平成27年)と同率と仮定した場合の推計値  
 ・ 2033年(平成45年)も現在の大学入学定員が維持された場合を仮定して算出

出典:平成29年7月28日 中央教育審議会大学分科会 将来構想部会「高等教育に関する基礎データ都道府県別」の数値補正後のデータ

# 若年層の東京圏への移動理由

- 地方から東京圏への移動理由は、年代別にみると、20-24歳では「就職」が3割、「進学」が2割程度を占める。また、「進学等を機に既に居住していたが、就職が決まったため住民票を移した」という理由も1割程度が回答。
- それ以降は25-29歳、30-34歳と年代が上がるにつれて「転勤」による移動が増加。また、25-34歳では「転職」「家族の転勤・転職」「結婚・出産・親の介護等による引越し」も増加。

(%)

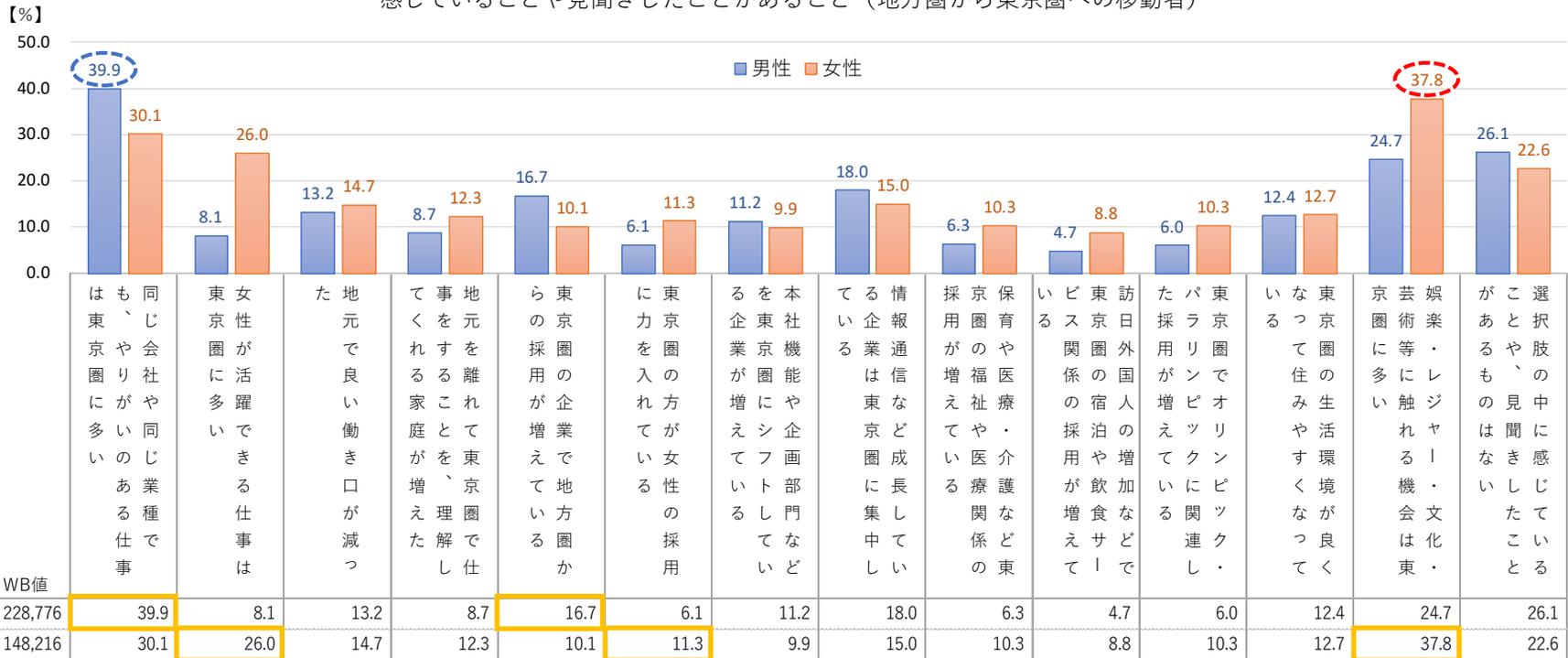
		WB値	進学するため移した	大学等を卒業し、就職するため移した	進学等を機に既に居住していたが、就職が決まったため住民票を移した	会社の移転、再編に伴い、転勤となったため移した	会社の移転、再編を伴わない通常の人事異動により転勤となったため移した	転職するため移した	家族の転勤に伴って引越しをしたため移した	家族の転職に伴って引越しをしたため移した	その他（結婚・出産・親の介護等）の理由により引越しをしたため移した
全体	1,065,820		14.2	20.9	6.1	11.9	10.9	12.7	5.3	1.6	16.5
性別	男性	573,399	17.2	24.9	6.2	15.9	14.8	12.2	1.0	0.8	6.9
	女性	492,422	10.7	16.1	6.1	7.1	6.3	13.3	10.3	2.5	27.6
移動時の年代別	20-24歳	520,537	20.7	33.4	10.1	7.7	5.8	8.9	2.1	10.4	11.1
	25-29歳	330,258	10.1	12.6	3.2	13.8	13.1	16.6	6.3	2.6	21.6
	30-34歳	215,025	4.9	3.2	1.1	18.9	19.8	16.2	11.5	2.9	21.6

※【ウェイトバック値について】「住民基本台帳人口移動報告」に基づいた2015～2018年の移動者数になるようにサンプル数に重みをつけて集計。ウェイトバック(重み)は、転入・転出別×移動年別×性別×年齢階級別ごとに設定(調査内では東京圏からの転出者に対しても聴取している)。実際のサンプル数は2,078サンプル。過去4年以内に地方から東京圏に住民票を移したものが対象。

# 地方から東京圏に転入した若年層の意識（1）

- 男性では「同じ会社や同じ業種でも、やりがいのある仕事は東京圏に多い」、女性では「娯楽・レジャー・文化・芸術等に触れる機会は東京圏に多い」との回答が最多。
- 東京圏の仕事に対する回答を比べると、男性では「やりがいのある仕事が多い」「地方からの採用が増えている」、女性では「女性が活躍できる仕事が多い」「女性の採用が増えている」という意識が強いことが分かる。

感じていることや見聞きしたことがあること（地方圏から東京圏への移動者）



※【ウェイトバック値について】「住民基本台帳人口移動報告」に基づいた2015～2018年の移動者数になるようにサンプル数に重みをつけて集計。  
 ウェイトバック(重み)は、転入・転出別×移動年別×性別×年齢階級別ごとに設定(調査内では東京圏からの転出者に対しても聴取している)。  
 実際のサンプル数は2,078サンプル。過去4年以内に地方から東京圏に住民票を移したものが対象。

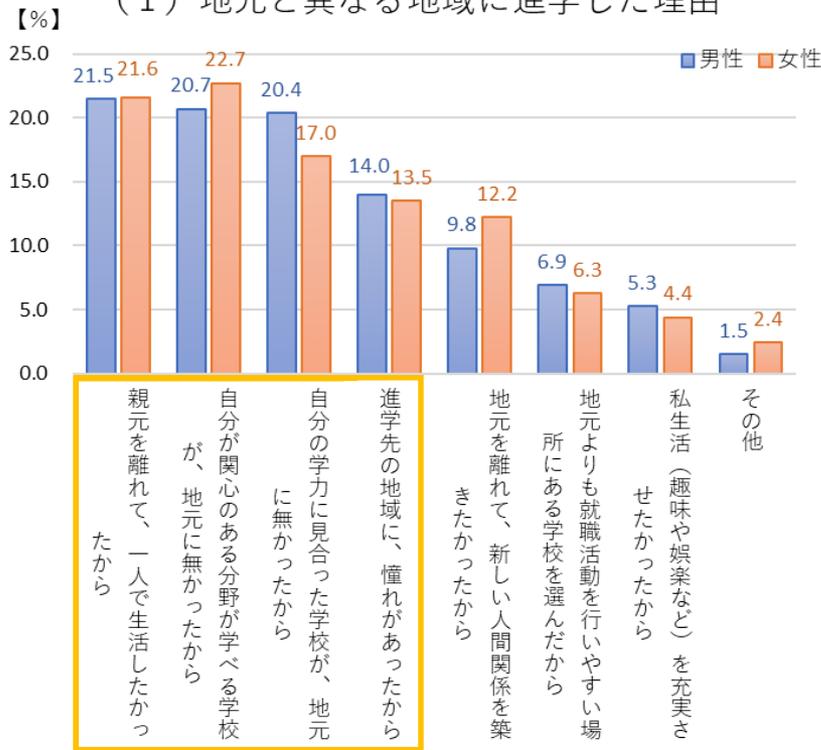
出典：内閣官房「若年層における東京圏・地方移動に関する意識調査」（2019年）

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のみ  
 地方：東京圏を除く43都道府県

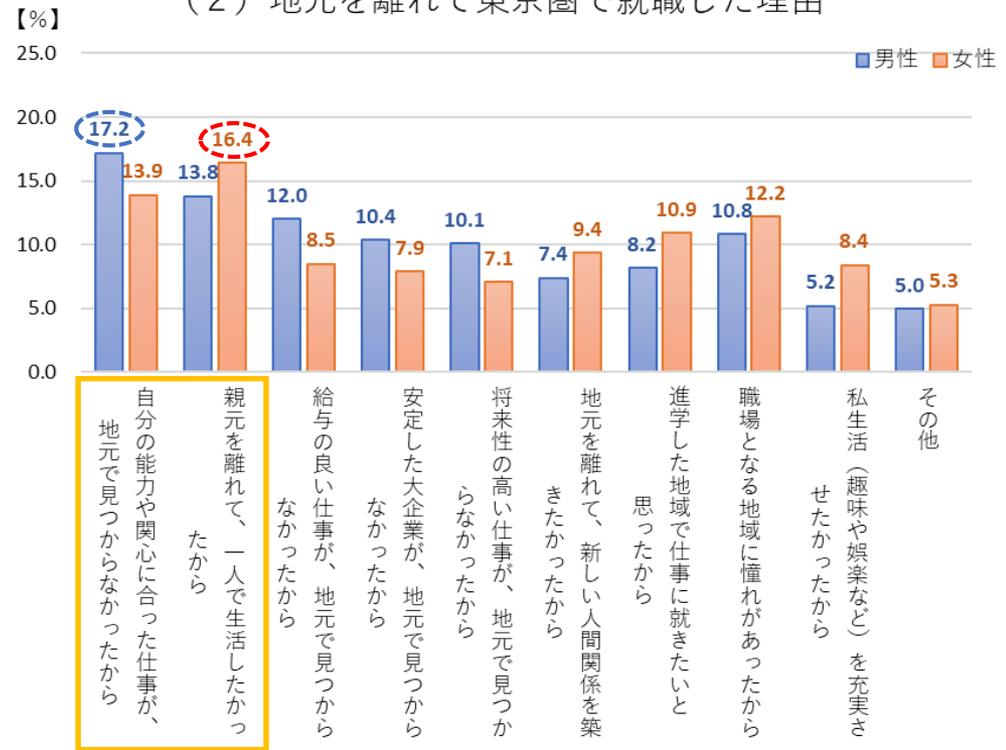
# 地方から東京圏に転入した若年層の意識（2）

- 進学理由では、男女ともに「親元を離れて、一人で生活したかったから」「自分が関心のある分野が学べる学校が、地元が無かったから」「自分の学力に見合った学校が、地元が無かったから」「進学先の地域に、憧れがあったから」が上位を占める。
- 就職理由では、男女ともに「自分の能力や関心に合った仕事が、地元で見つからなかったから」「親元を離れて、一人で生活したかったから」が上位。男性では「自分に合った仕事」、女性では「一人暮らし」への回答比率が相対的にやや高い。

（1）地元と異なる地域に進学した理由



（2）地元を離れて東京圏で就職した理由

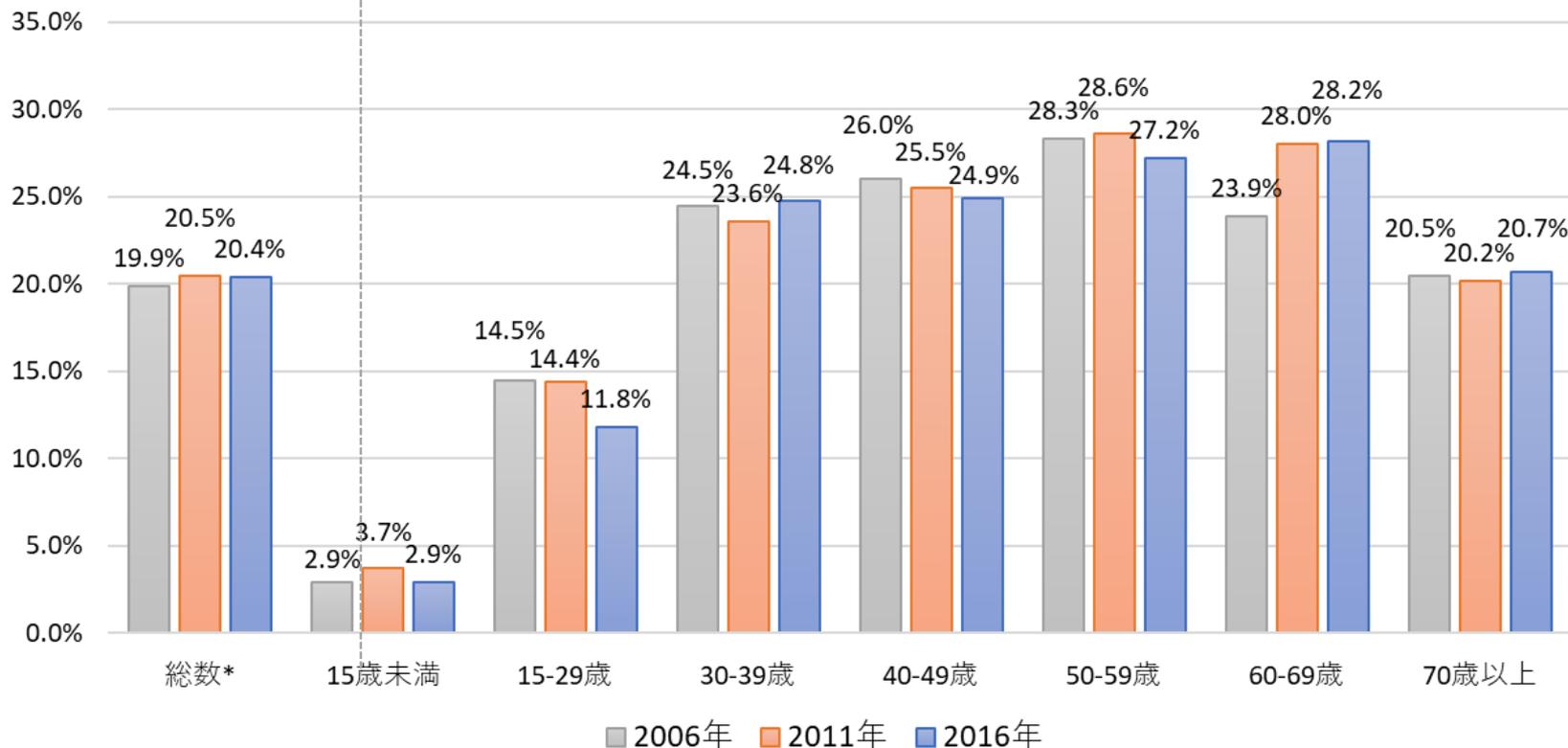


※(1)は、進学のために生まれ育ったところ(地元)を離れた理由について尋ねた質問に対する回答のうち、地元が東京圏でない回答者を集計(複数回答)。延べ回答件数は 3,056 件。  
 ※(2)は、生まれ育ったところ(地元)と異なるところで仕事に就いた理由について尋ねた質問に対する回答(その他は除く)のうち、地元が東京圏でなく、かつ最初の仕事に就いた時には東京圏に住んでいた回答者を集計(複数回答)。延べ回答件数は 2,387 件。

# 年齢階級別Uターン者割合

- 年齢階級別のUターン者割合をみると、「15-29歳」では2011年から2016年の間に2.4ポイント減少している。

年齢階級別Uターン者割合



※Uターン者：出生都道府県から県外に移動したのち、再び出生都道府県に戻った人

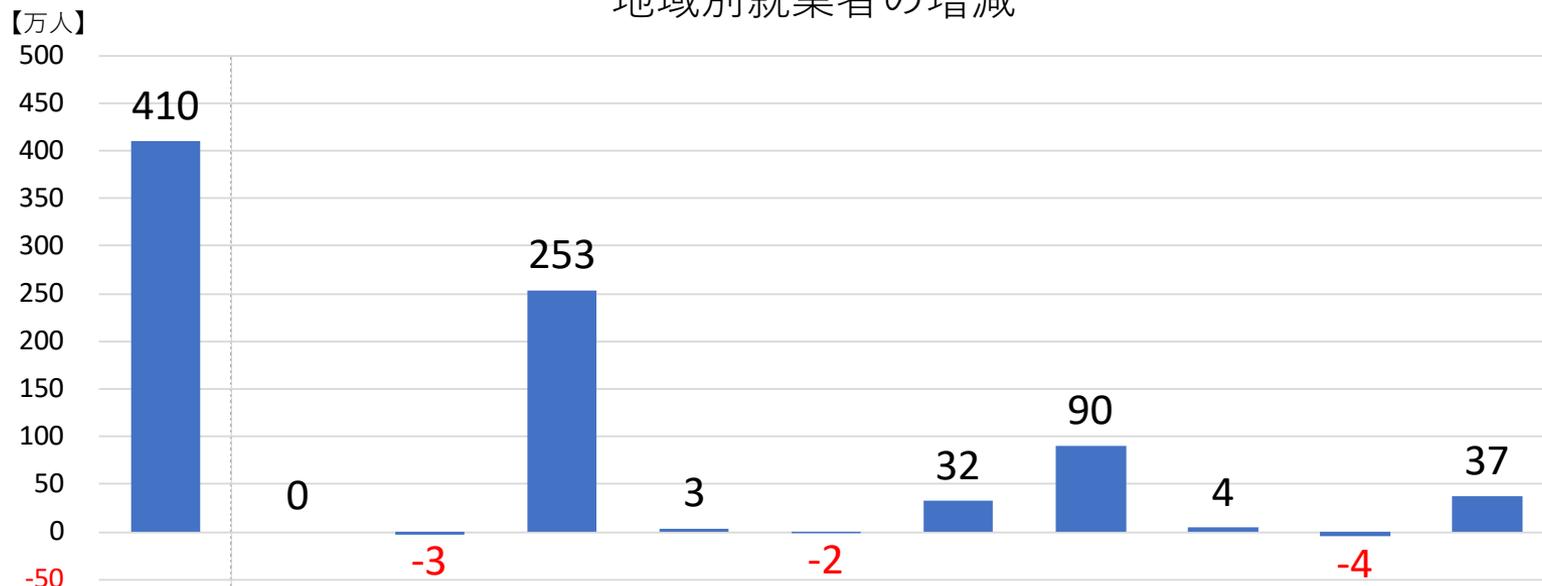
※総数には年齢不詳を含む。2016調査の集計結果は、都道府県別に設定したウエイト付きの集計結果で熊本県、大分県由布市を除く。

第7回の集計結果は、同様に、震災の影響により調査を中止した東北被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の出生者を除く。

# 地域別就業者数の増減

- 2010年から2021年にかけて、就業者数は全国410万人の増加。
- 地域別では東京圏の増加数が253万人と最も多く、全国の6割程度を占める。次いで近畿が90万人の増加。

地域別就業者の増減



		全国	北海道	東北	東京圏	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
就業者数 (万人)	2010年	6,257	260	450	1,790	504	275	775	962	369	188	684
	2021年	6,667	260	447	2,043	507	273	807	1,052	373	184	721
就業者数の増減		410	0	-3	253	3	-2	32	90	4	-4	37

※就業者数の定義: 調査時点で働いている者(従業者と休業者の合計)

※地域区分

北海道地方(北海道)、東北地方(青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県)、東京圏(埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県)、北関東・甲信地方(茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県, 長野県)、北陸地方(新潟県, 富山県, 石川県, 福井県)、東海地方(岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県)、近畿地方(滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県)、中国地方(鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県)、四国地方(徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県)、九州・沖縄地方(福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県)

# 大学キャンパス所在地別の出身地・就職先分布

- 大学所在地の地域別における出身地・就職先分布で「地域出身・地域内就職者」の割合が半数を超えているのは、北海道、東北、首都圏、北陸・甲信越、東海、京阪神、中国、四国、九州で、地域内で就職する傾向が見られる。
- ただし、近畿では「④地域以外出身・地域以外就職者」の割合が多く、地域内に留まらない傾向が見られる。

## 大学キャンパス所在地別の出身地・就職先分布（大学生・就職先確定者/単一回答）

		(%)				地域内・計	地域以外・計		
	n	①地域出身・地域内就職者	②地域出身・地域以外就職者	③地域以外出身・地域内就職者	④地域以外出身・地域以外就職者				
2022 年卒	北海道	(53)	79.2		11.3	9.4	79.2	20.8	
	東北	(73)	52.1	27.4	2.7	17.8	54.8	45.2	
	北関東	*(44)	34.1	22.7	2.3	40.9	36.4	63.6	
	首都圏	(623)	69.3		4.5	19.3	6.9	88.6	11.4
	北陸・甲信越	(70)	62.9		11.4	5.7	20.0	68.6	31.4
	東海	(187)	69.5		19.8	4.3	6.4	73.8	26.2
	京阪神	(287)	55.4		15.3	11.1	18.1	66.6	33.4
	近畿	*(37)	10.8	21.6	8.1	59.5		18.9	81.1
	中国	(78)	55.1		14.1	10.3	20.5	65.4	34.6
	四国	*(23)	56.5		4.3	4.3	34.8	60.9	39.1
九州	(121)	76.0		14.0	3.3	6.6	79.3	20.7	

「\*」:n数が50未満の場合は参考値として掲載

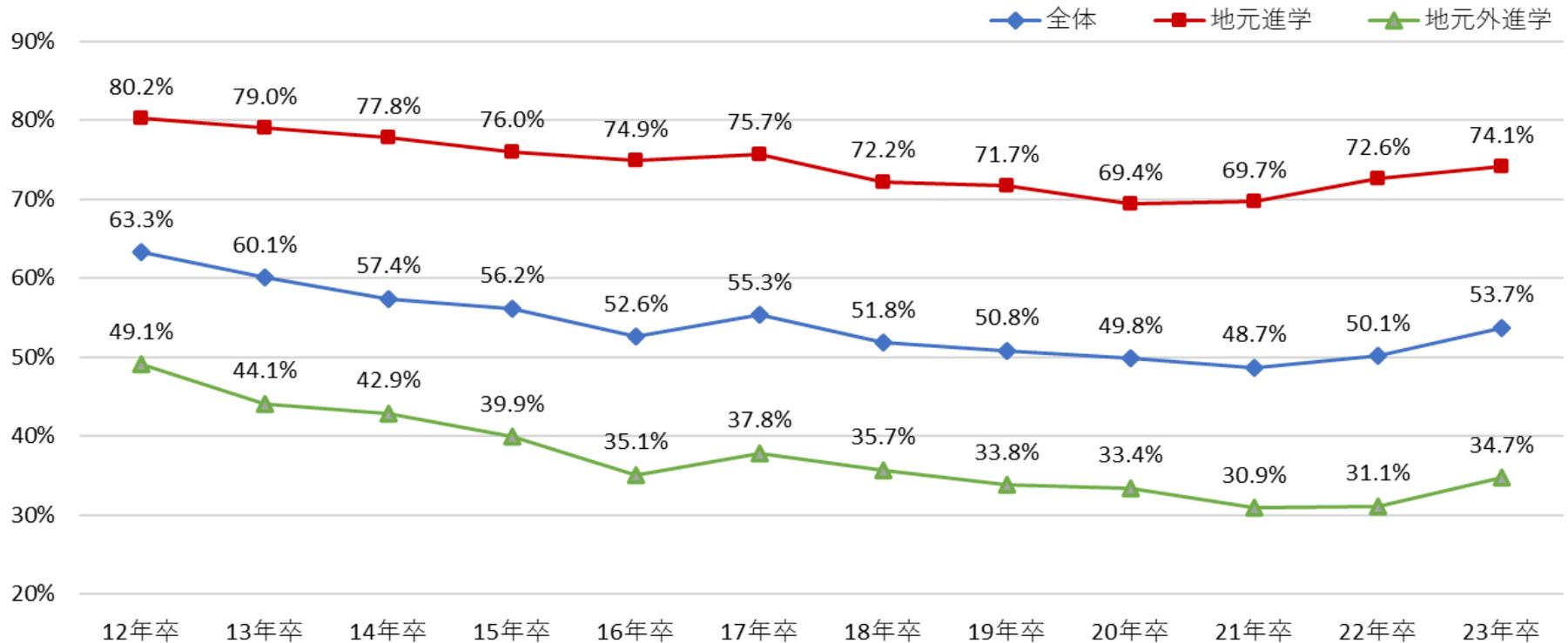
※地域内・計:「①地域出身・地域内就職者」+「③地域以外出身・地域内就職者」

※地域以外・計:「②地域出身・地域以外就職者」+「④地域以外出身・地域以外就職者」

# 地元進学者の地元就職希望率

- 地元進学者は地元外進学者に比べて、地元就職希望率が2倍以上高い。

地元就職希望率（最も就職したい都道府県が卒業高校の都道府県に一致する割合）

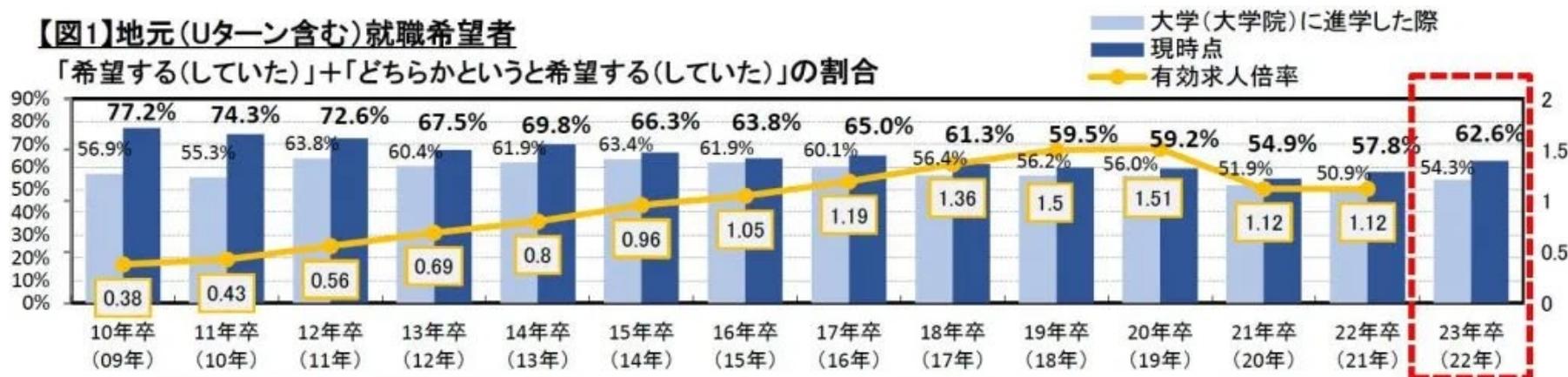


# 地元就職希望率の推移

- 2023年3月卒業予定の大学生、大学院生が地元(Uターン含む)就職を希望する割合は62.6%(前年比4.8pt増)と、2年連続の増加。

【図1】地元(Uターン含む)就職希望者

「希望する(していた)」+「どちらかという并希望する(していた)」の割合



有効求人倍率:【低】

経済状況が厳しく求人数も少ないため競争率の高い、都市などの大手企業よりも地元で就職しようとする学生が多い

有効求人倍率:【高】

経済状況が回復してきたことや求人数の回復により、都市の大手企業など地元以外での就職意向が高まる

有効求人倍率:【低下】

経済状況の不透明性による不安感と選考のWEB化による地元企業への就職活動のしやすさから地元就職意向

※有効求人倍率は厚生労働省『一般職業紹介状況(令和4年2月分)』の有効求人倍率(パート除く)の年平均を参照(新卒に限定しない倍率)

### 3. 専門職大学等に関する資料



# 専門職大学等の制度化（平成31年4月施行）

## 経済社会の状況

- 社会の情勢が目まぐるしく変化し、課題も複雑化
- 産業・就業構造の変化
- 少子・高齢化の進行による生産年齢人口の減少

## 高等教育をめぐる状況

- 高等教育進学率の上昇（大学教育のユニバーサル化）
- 産業界等ニーズとのミスマッチ
- 産業競争力強化や地方創生への貢献を期待

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

変化に対応して新たなモノやサービスを創造できる **高度な実践力 + 豊かな創造力** を備えた専門職業人

質の高い実践的な職業教育を行うことを制度上、明確にした新たな大学を創設

【開設が期待される分野】

情報、観光、農業、医療・保健、クールジャパン分野（マンガ、アニメ、ゲーム、ファッション、食など）

## 大学

### 学術重視

アカデミックな教育に  
意欲・適性を持つ学生



大学

### 職業重視

実践的な教育に意欲・適性を  
持つ学生、スペシャリスト志向の学生



短期大学

専門職大学  
専門職短期大学

## 新しいタイプの大学 専門職大学・専門職短期大学

産業界等と連携した高度で実践的な職業教育（かつ学術に基づく教育も重視）



高度な  
実践力

豊かな  
創造力

### 専門職大学・専門職短大

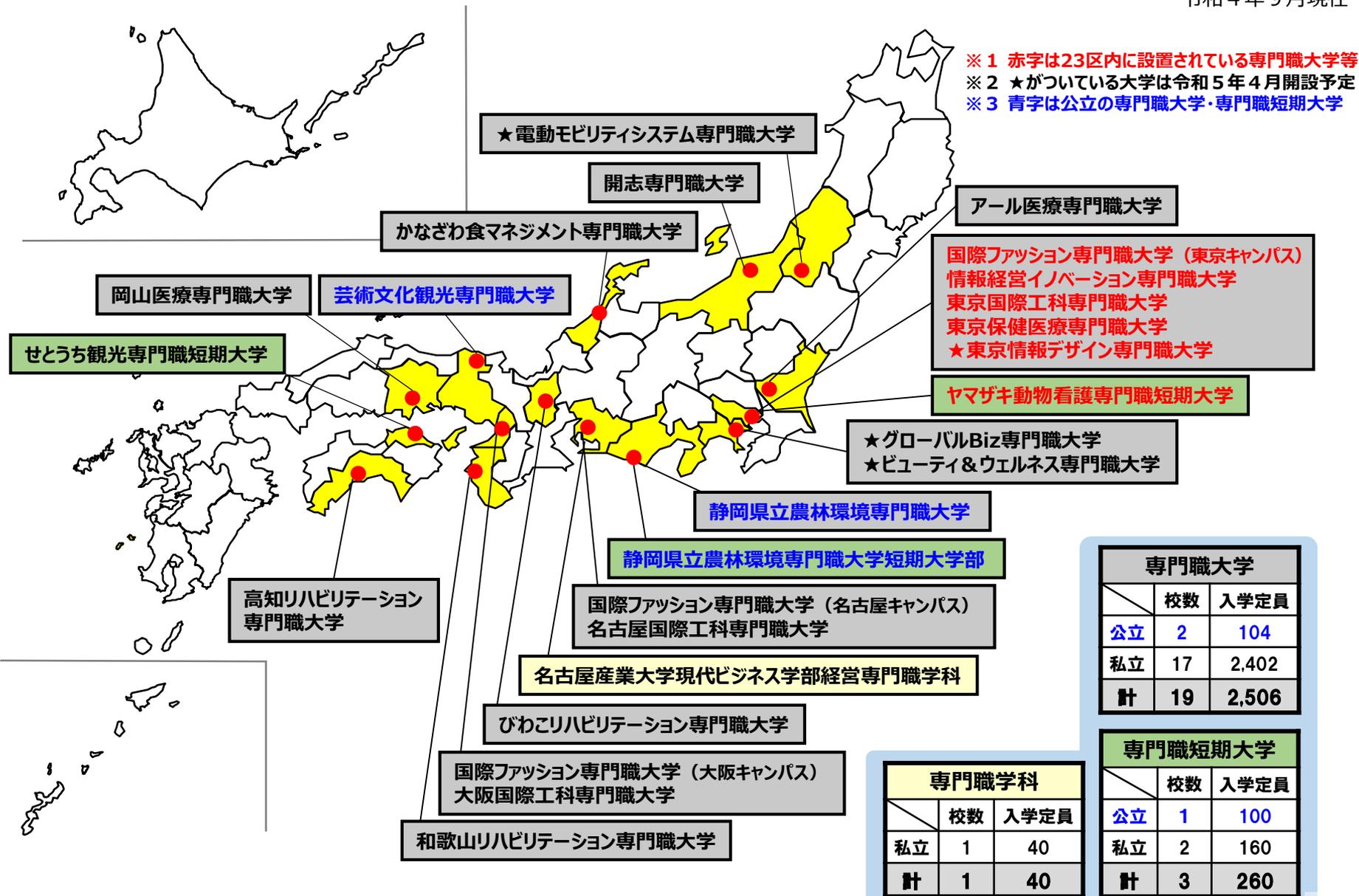
さらに、

- 授業の1/3以上は実習・実技
- 理論（学術）と実践（職業）をバランスよく学ぶ
- 他分野も学び創造力を身に付ける
- 原則40人以下の少人数教育

※一般の大学・短大の一部における  
「**専門職学科**」も制度化

# 専門職大学等の開設状況（令和5年度開設予定含む）

令和4年9月現在



専門職大学		
	校数	入学定員
公立	2	104
私立	17	2,402
計	19	2,506

専門職学科		
	校数	入学定員
私立	1	40
計	1	40

専門職短期大学		
	校数	入学定員
公立	1	100
私立	2	160
計	3	260

# 専門職大学等の開設状況（令和5年度開設予定含む）

- 5年間で認可された専門職大学等は、専門職大学19大学21学部31学科、専門職短期大学3大学3学科、大学に設置された専門職学科1学科。このうち、23区内に開設された専門職大学は5大学5学部8学科、専門職短期大学は1大学1学科。

## ■ 専門職大学（平成31年度、令和2年度開設）

※【 】は入学定員の数、赤字下線は23区内に位置する専門職大学等

区分	所在地	大学名	学部・学科名	開設年度
私立	東京都 愛知県 大阪府	<u>国際ファッション専門職大学</u>	<u>国際ファッション学部</u> <u>ファッションクリエイション学科【80】</u> <u>ファッションビジネス学科【38】</u> <u>（2年次編入学定員2）</u> 大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科【38】 （2年次編入学定員2） 名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科【38】 （2年次編入学定員2）	平成31
私立	高知県	高知リハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部 リハビリテーション学科【150】	令和2
公立	静岡県	静岡県立農林環境専門職大学	生産環境経営学部 生産環境経営学科【24】	
私立	東京都	<u>情報経営イノベーション専門職大学</u>	<u>情報経営イノベーション学部</u> <u>情報経営イノベーション学科【200】</u>	
私立	東京都	<u>東京国際工科専門職大学</u>	<u>工科学部</u> <u>情報工学科【120】</u> <u>デジタルエンタテインメント学科【80】</u>	
私立	東京都	<u>東京保健医療専門職大学</u>	<u>リハビリテーション学部</u> <u>理学療法学科【80】</u> <u>作業療法学科【80】</u>	
私立	新潟県	開志専門職大学	事業創造学部 事業創造学科【80】 情報学部 情報学科【80】 アニメ・マンガ学部 アニメ・マンガ学科【80】 ※アニメ・マンガ学部は令和3年度開設	
私立	滋賀県	びわこリハビリテーション専門職大学	リハビリテーション学部 理学療法学科【80】 作業療法学科【40】	
私立	岡山県	岡山医療専門職大学	健康科学部 理学療法学科【80】 作業療法学科【40】	

# 専門職大学等の開設状況(令和5年度開設予定含む)

## ■ 専門職大学 (令和3年度、令和4年度開設及び令和5年度開設予定)

区分	所在地	大学名	学部・学科名	開設年度
公立	兵庫県	芸術文化観光専門職大学	芸術文化・観光学部 芸術文化・観光学科【80】	令和3
私立	石川県	かなざわ食マネジメント専門職大学	フードサービスマネジメント学部 フードサービスマネジメント学科【40】	
私立	愛知県	名古屋国際工科専門職大学	工科学部 情報工学科【80】 デジタルエンタテインメント学科【40】	
私立	大阪府	大阪国際工科専門職大学	工科学部 情報工学科【120】 デジタルエンタテインメント学科【40】	
私立	和歌山県	和歌山リハビリテーション専門職大学	健康科学部 リハビリテーション学科【80】	令和4
私立	茨城県	アール医療専門職大学	リハビリテーション学部 理学療法学科【40】 作業療法学科【40】	
私立	山形県	電動モビリティシステム専門職大学	電気自動車システム工学部 電気自動車システム工学科【40】	令和5
私立	<b>東京都</b>	<b>東京情報デザイン専門職大学</b>	<b>情報デザイン学部 情報デザイン学科【160】</b>	
私立	神奈川県	グローバルBiz専門職大学	グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科【98】	
私立	神奈川県	ビューティ&ウェルネス専門職大学	ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科【234】 (3年次編入定員6)	

## ■ 専門職短期大学

区分	所在地	短期大学名	学科名	修業年限	開設年度
私立	<b>東京都</b>	<b>ヤマザキ動物看護専門職短期大学</b>	<b>動物トータルケア学科【80】</b>	3年制	平成31
公立	静岡県	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部	生産科学科【100】	2年制	令和2
私立	香川県	せとうち観光専門職短期大学	観光振興学科【80】	3年制	令和3

## ■ 専門職学科

区分	所在地	大学名	学部・学科名	開設年度
私立	愛知県	名古屋産業大学	現代ビジネス学部 経営専門職学科【40】	令和3

## 4. 地域における若者の修学・就業の 促進に資する方策に関する資料



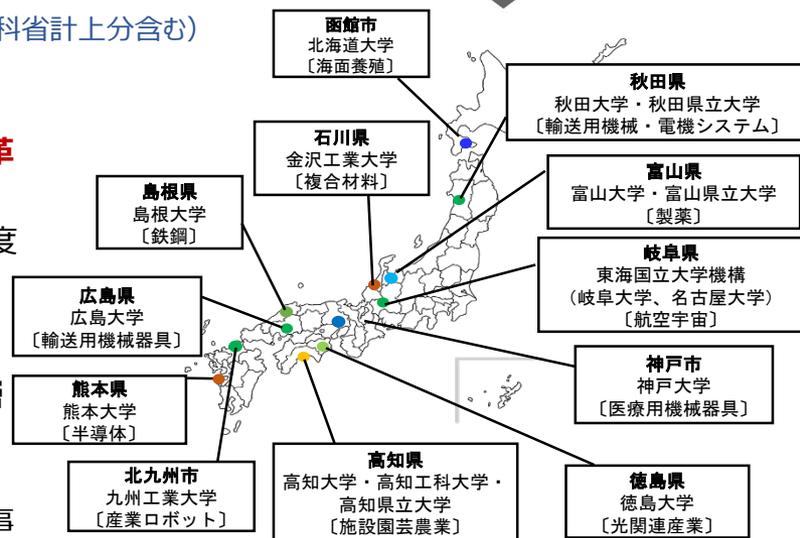
# 地域における若者の修学・就業の促進に向けた現行の施策（内閣官房/内閣府）

## 地方大学・地域産業創生交付金（「地域産業創生の駆動力となり特定分野に強みを持つ地方大学づくり」）



【R5予算案】 交付金事業:合計95.0億円（デジタル田園都市国家構想交付金活用分・文科省計上分含む）  
調査支援事業:1.0億円（委託費等）

- 首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、**産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革**に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援
- 平成30年度は7件、令和元年度は2件、令和4年度は1件を決定、令和5年度は2件を決定予定  
**採択：[H30]富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県、北九州市**  
**[R1]秋田県、神戸市 [R4]函館市 [R5予定]石川県、熊本県**
- 有識者からなる評価委員会において、書面評価・現地評価・面接評価からなる複層的な評価を実施。国費投入の妥当性、有効性等について徹底的に議論した上で、支援対象を決定。
- 運用について不断の見直しを行い、令和3年度には、「**展開枠**」を**新設**し、既採択事業のうち、着実な進捗が認められる取組の加速・強化・拡大を支援。



## 「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

- 域内の企業へ若者が就職する場合等に、**若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進する**ことにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。
- 36都府県615市町村が実施（令和4年6月1日時点）



※ 地方公共団体が貸与する奨学金については返還を減免

日本学生支援機構や地方公共団体から借入れた奨学金返還支援に地方公共団体が要した経費については、特別交付税措置の対象となる

## サテライトキャンパスの設置促進



【R5予算案】 0.2億円(委託費)

- マッチングサイトの運用等**により地方公共団体と大学等の連携を強化するとともに、誘致を希望する**地方公共団体へのコンサルティングの実施**や**研修会の開催**により、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパス設置を促進。

## 地方創生インターンシップの推進

【R4予算】 0.2億円(委託費等)

- 東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方公共団体担当者等向けの**研修動画コンテンツの作成・提供**や**個別相談会を実施**し、地域における質の高いインターンシップを推進。



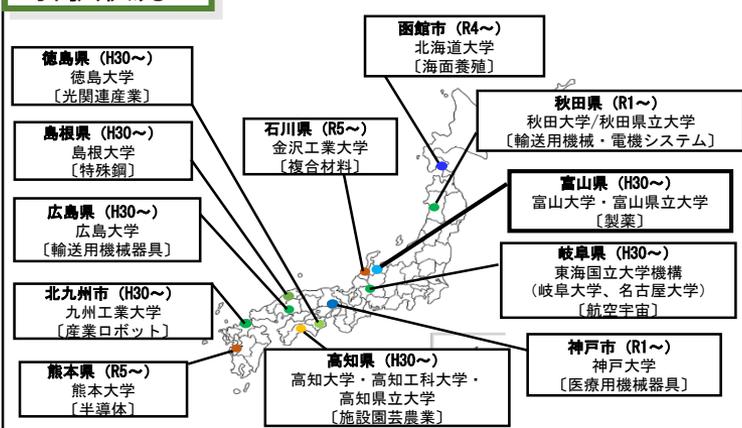
# 地域における若者の修学・就業の促進 – 地方大学・地域産業創生交付金 –

## 事業概要・目的



- 「地方大学・産業創生法」に基づき、首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、**産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革**に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援 ※国費95億円（R5年度予算案）
- 地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ地方大学づくりを進め、地域における**若者の修学・就業を促進**
- 令和3年度、5年間の国費支援後、当初計画以上の加速・強化・拡大が期待できる取組に対し、最大4年の追加支援する枠組みを新設

## 採択状況



## 高知県

“IoP (Internet of Plants)”が導く「Next次世代型施設園芸農業」への進化

R4 総額 7.8億円 (うち国費5.0億円)

- **Society5.0社会**における先進的な農業の実現を図るため、**施設園芸農業の生産性日本一**の高知県において、**高知大、高知工科大、高知県立大学、農業団体、IoT推進団体**等が連携。
- 多様な園芸作物の**生理・生育情報のAIによる可視化と利活用**を実現する**Internet of Plants (IoP)**の研究開発・人材育成を進め、施設園芸農業の**超高収量・高品質化、高付加価値化、超省力化・省エネルギー化**と**施設園芸関連産業群の創出**を図る。

### 【これまでの成果】

- ハウス内環境、作物の光合成速度や生育・出荷状況、エネルギー管理、篤農家のノウハウ等をIoTで見える化し、データに基づいて最適な管理をフィードバックする**「IoPクラウド」のプロトタイプを構築**。R4年度の本格運用開始を目指し、**現地レベルで試行運用中**。
- 最先端のIoP研究開発の持続的発展のため、**高知大学の全学組織としてIoP共創センターを設立**(R3年10月)
- **3大学連携でIoPの専門人材を育成する修士・学士プログラム**および社会人、農業高校・農業大学の学生、生徒等対象で、新規就農やレベルアップを目指すIoP塾、起業を目指す土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業を**実施**。

【IoPクラウドを活用した世界初の生産、出荷、流通システムのイメージ図】



IoPクラウド上に統合・蓄積されたビックデータは、学術情報ネットワーク「SINET」を経由して、各大学、試験研究機関等による新たな研究開発に利用可能

# 地方大学・地域産業創生交付金 交付対象事業（12件）

## 平成30年度交付対象決定（7件）

**岐阜県** 「日本一の航空宇宙産業クラスター形成を目指す生産技術の人材育成・研究開発」  
 東海国立大学機構(岐阜大、名古屋大)、川崎重工業、ナブテスコ等が連携。航空宇宙生産技術の研究開発や、生産システムアーキテクト育成を実施し、日本一の航空宇宙産業クラスター形成を目指す。



**広島県** 「ひろしまのつくりデジタルイノベーション創出プログラム」  
 広島大とマツダを中核とし、地域の実績・強みのあるモデルベース開発による材料研究や、自動車等の制御・生産プロセスのスマート化を図るとともに、「ものづくり」と「デジタル」の融合領域を牽引する人材育成を行う。  
※モデルベース開発：実機ではなく、シミュレーションによる設計・評価を行い、開発の効率化等を図る手法



**高知県** 「I o P (Internet of Plants) 」が導く「Next次世代型施設園芸農業」への進化」  
 生産性日本一の施設園芸農業を更に高度化するため、高知大、高知工科大、高知県立大、農業団体等の連携により、栽培、出荷、流通をカバーする世界初のIoPクラウドを構築。若者に訴求する農業への転換を図る。  
※IoP：多様な園芸作物の生理・生育情報を可視化。作物・環境・栽培・流通データを統合し、AIにより営農支援



**北九州市** 「革新的ロボットテクノロジーを活用したものづくり企業の生産性革命実現プロジェクト」  
 九州工業大と安川電機が連携し、革新的な自律作業ロボットの開発をオープンイノベーションにより推進。地域企業への多様なロボット導入支援等に合わせ、国内外における新たな生産性革命の拠点化を目指す。



## 令和4年度交付対象決定（1件）

**函館市** 「魚介藻類養殖を核とした持続可能な水産・海洋都市の構築 ～地域カーボンプリミウム貢献する水産養殖の確立に向けて～」  
 北海道大を中心とする研究機関、企業、漁業者等が連携し、日本初となる「キングサーモン」「コンブ」完全養殖生産の研究開発や、一次産業の付加価値向上を担う人材育成を進め、持続可能な水産・海洋都市構築を目指す。



**石川県** 「地域が育んできた高度な繊維・機械加工技術を活かした環境適合型複合材料中産業創出プロジェクト」  
 金沢工業大学をハブとして、複合材料産業において高度な繊維・機械加工技術を有する地元中小企業群が連携し、デジタル技術による生産プロセスの高度化や素材の低環境負荷化に関する研究開発、素材・設計～評価に精通した専門人材育成を実施。県内川中企業群をクラスター化し、強靱なサプライチェーンの構築を目指す。



**富山県** 「『くすりのシリコンバレーTOYAMA』創造計画」  
 世界の「薬都とやま」を確立すべく、富山大、県立大、県薬総研、県薬業連合会等が連携。医薬品生産技術の革新や有望シーズの発掘・開発により、医薬品生産金額1兆円(R9)を目指す。



**島根県** 「先端金属素材グローバル拠点の創出 - Next Generation TATARA Project -」  
 島根大と日立金属、SUSANOO等が連携。新研究所の所長としてOxford大から世界的権威を迎えるなど、航空エンジンやモーター用素材研究の高度化を図り「先端金属素材の中心『島根』」の創出を目指す。※SUSANOO：特殊鋼加工技術を強みとする中小企業グループ



**徳島県** 「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」  
 徳島大と日亜化学工業等が連携し、新たな光源開発や光応用による医療機器開発を図るとともに、光応用専門人材を育成し、次世代光関連産業を牽引する世界最先端の研究開発・生産拠点の形成を目指す。



## 令和元年度交付対象決定（2件）

**秋田県** 「小型軽量電動化システムの研究開発による産業創生」  
 秋田大、秋田県立大、IHI、アスター等が連携し、航空機等の電動化システムの研究開発を推進。起業家精神を喚起する産業人材開発の推進も通じ、電動化システム研究開発における世界的な拠点化を目指す。



**神戸市** 「神戸未来医療構想」  
 神戸大、メディカロイド等が連携し、国産手術支援ロボットをはじめとする医療機器の研究開発や医工連携人材の育成を推進。オープンイノベーションを推進し、神戸医療産業都市において、医療機器開発エコシステム形成を目指す。



## 令和5年度交付予定（2件） ※認定に向け手続き中

**熊本県** 「半導体産業の強化及びユーザー産業を含めた新たな産業エコシステムの形成」  
 熊本大学とSCKをはじめとする地元企業等が連携し、三次元積装実装産業の創生・雇用創出を柱に、半導体を利活用するユーザー産業を含むエコシステム形成のため、熊本大学の実装研究の拠点化と研究開発、設計・製造・開発等を担う高度研究人材の育成及び生産拠点の形成を目指す。



# 地方へのサテライトキャンパス設置促進に向けた支援の取組

令和5年度予算額(案) 0.2億円(令和4年度予算額 0.2億円)

○デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパス設置を促進するため、以下の取組を実施。

## ポータルサイトの運用

- 地方公共団体と大学等とのマッチングを支援するため、両者の情報を掲載するポータルサイトを運用。(令和2年度～)
- ポータルサイトには、情報収集した地方公共団体と大学等の基本情報に加え、地方公共団体向けポイント集、先行事例、各省庁の支援制度等の情報を掲載。

<登録地方公共団体数>  
720団体(うち、誘致を希望している団体数は301校)  
<登録大学等数>  
111校(うち、登録大学数は67校)  
参考:東京圏の大学数は225校(令和元年度)

地方創生 × キャンパス | 地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援ポータルサイト

地方創生 × キャンパスとは | 土地・建物検索 | 誘致・連携検索 | 先行事例 | お知らせ | 支援情報



## 地方公共団体へのコンサルティング

- 誘致を希望する地方公共団体のプランを磨き上げ、マッチングにつなげるためのコンサルティング等の支援を積極的に実施。(令和3年度～)

※具体的には、

- ・地方公共団体の産業や資源等の調査や分析
- ・地方公共団体の”強み”を踏まえた大学のターゲット選定やリストアップ支援
- ・誘致に向けた計画や体制づくりへの助言
- ・計画を遂行する上で必要な指導・助言等を実施。



※令和3年度は4団体を支援

令和4年度は9団体を支援(令和3年度採択の4団体を継続して支援するとともに、5団体を新規で支援)  
令和5年度は10団体を支援(令和4年度採択の5団体を継続して支援するとともに、5団体を新規で支援)

## 地方公共団体向け研修会の開催

- サテライトキャンパスの誘致を進めるに当たって参考となるよう、地方公共団体向け研修会を開催。(令和4年度～)



# 内閣府における地方創生インターンシップ推進の取組

## 東京圏在住の地方出身学生の地方還流や 地元在住学生の地方定着を促進

するため、研修会やポータルサイト等を通じ情報提供を行うことにより、地域企業でのインターンシップの実施等を推進

### ■ 令和4年度の取組

#### 研修動画コンテンツの作成

- 地方における質の高いインターンシップの展開を図るため、**地方公共団体の職員等**を対象に、**実践的なノウハウ**を取得するための**研修動画コンテンツの作成・提供**予定



#### 個別相談会の開催

- 地方公共団体の個別の課題**に対して、**外部の有識者、内閣府等**による**相談会**を実施予定（計20団体程度）



#### ポータルサイトの運営

- 研修会の案内のほか、ヒント集や過去の研修会動画など、インターンシップの実施に役立つコンテンツを発信するとともに、地方公共団体や大学の窓口情報などを掲載



地方公共団体へ情報提供  
関係者間の連携促進

各地方公共団体において、地域の実情に応じ、**地方創生推進交付金等の活用**により、地方創生インターンシップを実施

**地方への新しいひとの流れをつくり、  
地方定着を目指す**

### ■ これまでの取組

**平成29年度** 大学と地方公共団体の情報集約・発信やポータルサイトの構築、連携事例集やヒント集の作成を実施。

**平成30年度** 大学と地方公共団体の情報集約・発信を行う中で、全国各地のモデル事例の調査を実施。優れた事例について、シンポジウムやポータルサイト等において情報発信。

**令和元年度** 地方公共団体の職員等を対象に研修会を実施。（全国6地域・140名参加）

**令和2年度** インターンシップ施策の現状・課題把握のための調査を実施。  
地方公共団体の職員等を対象にオンラインで研修会を実施。（合計3回・394名参加）  
※研修会の様子はポータルサイトにおいて発信

**令和3年度** 地方公共団体の職員等を対象にオンラインで研修会を実施。（合計2回・313名参加）  
※研修会の様子はポータルサイトにおいて発信  
地方公共団体の職員を対象に個別相談会を実施。（合計5回）

  
道府県が施策として推進している  
インターンシップの参加学生数  
**令和2年度：15,361人**  
（各地方公共団体からの報告より集計）

# 「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進

域内の企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



日本学生支援機構や地方公共団体等からの奨学金の借入れ

返還



※ 地方公共団体が貸与する奨学金については返還を減免



地方公共団体

令和4年6月1日現在の  
実施自治体数

**36都府県**

**615市町村**

若者の地元企業への就職や、  
都市部からのU I Jターンを促進



日本学生支援機構や地方公共団体から借入れた奨学金返還支援に  
地方公共団体が要した経費については、特別交付税措置の対象となる

～地方公共団体が定める支援の要件や内容の例～

【出身地】

「指定せず」「保護者が当該地方公共団体に居住」 など

【就業・居住】

当該地方公共団体に居住（かつ/または就労） など

【返還支援額】

返還額の1/3、1/2、2/3、1/1など割合を指定した上で、  
別途上限額を設ける など

## 地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

・奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額（※1）、広報経費に対して特別交付税措置

・対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

【市町村】

・奨学金返還支援に係る市町村の負担額（**基金の設置は不要**）、広報経費に対して特別交付税措置

・対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど

※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。

【道府県】20～24歳人口が流入超過 【市町村】20～24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない（市町村は令和4年度以降の条件を記載）

※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。

# 各自治体における「奨学金返還支援」取組み状況（令和4年度調査結果）

○奨学金返還支援の取組を「実施している」自治体数は、36都府県・615市区町村。

○昨年度調査に比べ、3都県128市区町村で「実施」。3割強の市区町村に取組の実施が広がっている。

## ■奨学金返還支援の取組状況

	実施自治体数	全自治体数に対する 実施割合
都道府県 (N=47)	36	76.6%
市区町村 (N=1,741)	615	35.3%

## ■取組実施自治体数推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
実施自治体数	5都府県 97市区町村	23都府県 181市区町村	26都府県 263市区町村	31都府県 324市区町村	32都府県 349市区町村	32都府県 428市区町村	33都府県 487市区町村	<b>36都府県 615市区町村</b>

※1 上記の数には、既に奨学金返還支援対象者の新規募集を終了している場合であっても、支援対象者への支援を継続している自治体も含む。

※2 令和4年度調査から医療系人材の確保のための取組についても明示的に対象としたため、令和3年度調査以前との単純比較はできない。

# 地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ【骨子】

令和2年12月22日地方創生に資する地方大学の実現に向けた検討会議

令和2年9月から検討会議を開催し、地方創生に資する地方大学が目指すべき方向性と国における対応について取りまとめた。  
※本取りまとめにおいて、「地方大学」とは、**東京圏以外に所在し、地方創生への貢献をそのミッションとする**大学を指す。

## 1. はじめに

- 18歳人口減・グローバル化やSociety5.0時代の到来・地方大学の厳しい現状を踏まえ、
  - ・大学の存続は地域全体の課題。首長等のアクションが必要
  - ・地方創生に資するモデルを早急に創出し、他に波及すべく、本当に変わろうとする大学が改革を進めるための支援を実施

## 2. 地方創生に資する地方大学が目指すべき方向性

- ①ニーズオリエンテッドな大学改革を目指すべき**
  - ・人材ニーズ等を踏まえ、差別化により「選ばれる大学」を目指す
- ②地域でのプレゼンスを存分に発揮すべき**
  - ・地域産業の第二創業的なイノベーションや新産業の創出につなげる。
- ③大学改革を実現するため、ガバナンス改革に取り組むべき**
  - ・トップの覚悟とそれを学内に浸透させる工夫を行う。学部・学科間の横並び意識に基づく「悪平等」を排するほか、「教員ガバナンス」によった学長選考プロセスを早急に見直す

## 3. 地方公共団体や産業界等への期待

- 大学・地方公共団体・産業界・金融機関等との連携により、**地域の潜在力を発揮し、多様なイノベーション**を期待
  - ・首長のリーダーシップにより地域の高等教育の将来像をデザインし、ステークホルダー間で共有し、具体化する

## 4. 国における今後の対応

### ①地方大学の本質的な改革を促すために

- ・DX等を踏まえた制度・運用を模索する

### ②地方国立大学における特例的な定員増を価値あるものとするために

- ・文科省と本会議で合意されたプロセスに基づき審査・選定を行った上で、極めて限定的で、特例的に行う必要性が認められる場合に、地方国立大学の定員増を認める
- ・文科省は定員増を伴う改革には、従来の運営費交付金とは切り分けて、必要となる経常的な支援を行うべきである
- ・文科省は、大学に5年程度の目標を設定させ、中長期的に大きな裁量権を与えると同時に結果責任を問うような、契約的な考え方を取り入れるべきである

## 5. おわりに

- 国立・公立・私立を問わず地方大学が、地方創生に資する大学を目指し改革を進め、さらに魅力的に発展していくために本とりまとめを役立てていただくことを期待

# 地方国立大学の特例的な定員増について

## 1. 概要

・これまで国立大学の学部定員の増加については、18歳人口の減少等を踏まえ、原則、運用上認めていなかったが、令和2年7月の骨太の方針等の政府方針における、地方国立大学の定員増の検討に関する記載を受け、同年9月に内閣官房に設置した「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」※等の議論を経て、地方創生に真に資する地方国立大学については厳正な審査の上、特例的に定員増を認めることとした。

※座長：坂根正弘氏（コマツ顧問）、座長代理：富山和彦氏（株式会社経営共創基盤グループ会長）

## 2. 審査について

・初回となる令和4年度審査は文部科学省に設置された審査会、内閣官房検討会議において審査を実施した。令和5年度以降の審査については、文部科学省の審査会に審査主体を一本化し、内閣官房事務局と協力連携し実施している。

### 【選定結果】

令和4年度：0件（申請2件）

令和5年度：3件（申請5件）※選定大学：島根大学、広島大学、徳島大学

# 国立大学改革の推進

令和5年度予算額（案）

国立大学法人運営費交付金

1兆784億円（前年度予算額 1兆786億円）

国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

50億円（前年度予算額 50億円）



文部科学省

令和4年度第2次補正予算額

239億円

## 自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

### ミッション実現・加速化に向けた支援

#### 改革に積極的な大学の教育研究活動基盤形成

#### 教育研究組織の改革に対する支援 77億円（新規分）

※継続分83億円と合わせて、総額160億円

#### 我が国の次世代を担う人材養成



#### 多様な学生に対する支援の充実

#### ● 大学院生に対する授業料免除の充実

159億円（+9億円）

※このほか、障害のある学生に対する支援や、新型コロナウイルス感染症への対応についても支援

#### 数理・データサイエンス・AI教育の推進

12億円（対前年度同額）

- 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を加速するとともに、教えることのできるエキスパートレベルの人材育成を推進

- デジタル・グリーン、地方創生、SDGs等への貢献を通じた各大学のミッション実現を加速するための組織設置や体制構築を強力に推進



#### 教育研究基盤設備の整備等 105億円（+36億円）

- ポスト・コロナや、国土強靱化、グリーン社会の実現、デジタル化の加速に資する設備など、教育研究等に係る基盤的な設備等の整備を支援

大学の枠を越えた

知の結集による研究力向上



#### 共同利用・共同研究拠点の強化

47億円（+1億円）

- 文部科学大臣の認定した共同利用・共同研究拠点としての基盤的な活動を支援

#### 世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進

209億円（対前年度同額）

- 人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導するとともに、最先端の学術研究基盤の整備を推進

※このほか、先端研究推進費補助金等 131億円（+3億円）

### 改革インセンティブの向上

#### 成果を中心とする実績状況に基づく配分

- 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すとともに、国立大学への公費投入・配分の適切さを示すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価しその結果に基づく配分を実施
- より実効性のある仕組みとするため、多くの大学が達成している指標を見直すとともに、研究に関する指標を中心に、実績・成果の伸びを重視

配分対象経費 1,000億円 配分率 75%~125%

※指定国立大学法人は70%~130%

### 国立大学の経営改革構想を支援

#### 国立大学経営改革促進事業 50億円（対前年度同額）

※国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

- ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導的な経営改革に取り組む“地域や特定分野の中核となる大学”や“トップレベルの教育研究を目指す大学”を支援

## 事業内容

- ✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援。
- ✓ 「Society5.0」の実現や高度研究を実現する体制・環境の構築、地方創生の推進、社会や時代のニーズを踏まえた未来を支える人材育成等、我が国が取り組むべき課題を踏まえ、自らの特色・強みを活かして改革に取り組む大学等に対し、重点的に支援。

### 一般補助 2,771億円（2,766億円）

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進する。

### 特別補助 205億円（209億円）

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

- **私立大学等改革総合支援事業** 112億円※ 一般補助及び特別補助の内数  
「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点支援。
- **大学教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）による質的転換支援** 2億円（新規）※ 特別補助の内数  
進展するデジタル技術の活用により、学修データの可視化及び当該分析結果を活用した学修者本位の学びへの転換や、オンライン学習と対面授業の双方の良さを生かした学びの実践等による、効果的で質の高い学修等を実現する取組を支援。
- **私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実** 7億円※ 特別補助の内数  
デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。
- **研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化** 117億円※ 特別補助の内数  
基礎研究を中心とする研究力強化や、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化、短大・高専の教育研究の充実等を支援。
- **教育研究活動の拡大・展開に協働して取り組む大学等の支援** 1億円※ 特別補助の内数

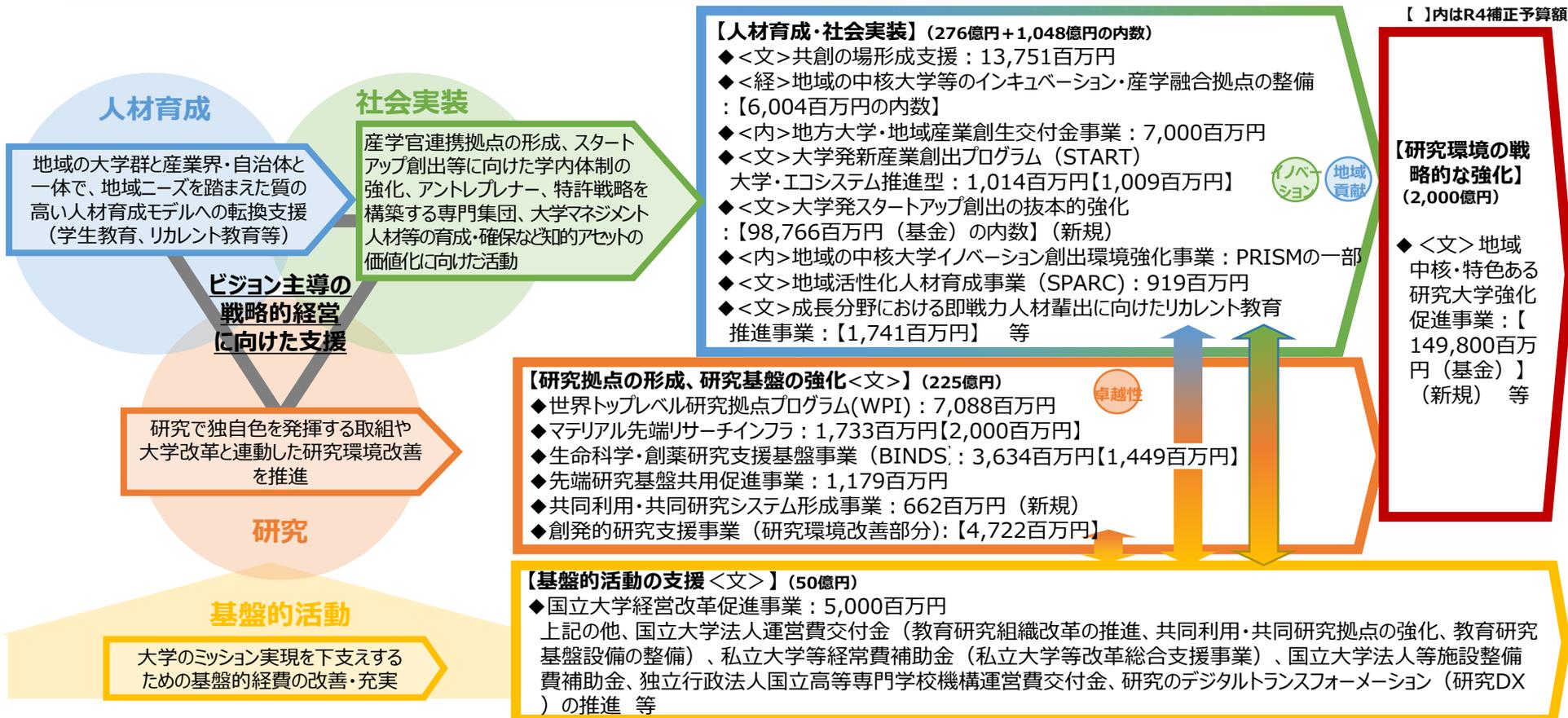
※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。  
※（ ）は前年度予算額

# 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

## 大学自身の取組の強化

令和5年度政府予算案 442億円  
 令和4年度第2次補正予算額 2,110億円+1,048億円の内数  
 (令和4年度予算額 462億円)

- 「グローバルな課題への対応」と「国内の社会構造の改革」に向けて、「**知と人材の集積拠点**」である**多様な大学等の力を伸ばし、活躍を促進**
- 特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のために、**地域中核・特色ある大学が強みを最大限に活かし、発展**できるよう、**大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的経営の実現**を推進



これらの支援による大学の取組について、大学のミッションに基づくビジョンの実現に向けた位置づけと進捗を事業間で共有し、伴走支援する仕組みを構築。中でも、社会実装を志向し成果を上げているポテンシャルの高い取組は関係府省と連携し、大学の価値創造を社会発展・変革に転換。

# 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの拡充

令和5年度予算額（案） 352億円  
 （前年度予算額 373億円）  
 ※運営費交付金中の推計額含む



令和4年度第2次補正予算額 2,110億円 及び  
 988億円の内数

## 個々の大学が持つ研究の強みを最大化

### 地域中核・特色ある研究大学の振興

- ◆地域中核・特色ある研究大学強化促進事業  
181百万円【新規】 [149,836百万円]
- ◆地域中核・特色ある研究大学の連携による  
産学官連携・共同研究の施設整備事業  
【新規】 [50,200百万円]

特色ある研究の  
国際展開

研究力の飛躍的向上に向けて、  
強みや特色ある研究力を核とした  
経営戦略の構築を前提に、

**大学として研究活動の国際展開や社会実装  
の加速・レベルアップを実現できる環境を整備**

※[]は令和4年度第2次補正予算額

## 魅力ある拠点形成等による大学の特色化

### 研究機能の強化

- ◆世界トップレベル研究拠点  
プログラム(WPI)  
: 7,088百万円  
【拡充（新規採択あり）】  
世界トップレベルの研究水準  
を誇る国際研究拠点の形成



人材育成機能の  
強化

### 社会実装機能の強化

- ◆共創の場形成支援  
: 13,751百万円  
【新規採択あり】  
自立的・持続的な  
産学官共創拠点の形成



地域の  
経済社会  
国内外の  
課題解決

社会実装を担う官庁や自治体からの支援

## 大学（領域）を超えた連携を拡大・促進

### 共同研究システムの構築

- ◆共同利用・共同研究システム形成事業  
（学際領域展開ハブ形成プログラムの新設） : 662百万円【拡充（新規採択あり）】

全国の研究者の参画が可能な共同利用・共同研究体制を中核とした、アカデミア先導型の学際研究領域の形成・開拓

## 大学全体の研究力の底上げのための基盤的活動の強化

国立大学法人運営費交付金、国立大学経営改革促進事業、国立大学法人等施設整備費補助金、  
 私立大学等経常費補助金（私立大学等改革総合支援事業を含む） 等

※研究デジタルインフラの整備を含む

一貫通貫の伴走支援体制の構築

# 地域中核・特色ある研究大学の振興

令和5年度予算額（案） 181百万円（新規）  
 令和4年度第2次補正予算額 200,036百万円

## 背景・課題

- ✓ 我が国全体の研究力の発展をけん引する研究大学群の形成のためには、大学ファンド支援対象大学と地域中核・特色ある研究大学とが相乗的・相補的な連携を行い、共に発展するスキームの構築が必要不可欠
- ✓ そのためには、地域の中核・特色ある研究大学が、特定の強い分野の拠点を核に大学の活動を拡張するモデルの学内への横展開を図るとともに、大学間で効果的な連携を図ることで、研究大学群として発展していくことが重要

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議（衆・参）】  
 四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自性を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。

【経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）抄】  
 ・地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。

## 事業内容

研究力の飛躍的向上に向けて、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援 [ ]は令和4年度第2次補正予算額

### 【支援のスキーム（基金）】



### 【地域中核・特色ある研究大学強化促進事業】 1.8億円[1,498億円]

- 事業実施期間：令和4年度～（5年間、基金により継続的に支援）
- 支援件数：最大25件（申請毎に複数大学で連携）
- 支援対象：強みや特色ある研究、社会実装の拠点（WPI、共創の場等）等を有する国公立大学が、研究力強化に有効な他大学との連携について協議のうえ、研究力の向上戦略を構築した上で、全学としてリソースを投下する取組（単独大学での申請及び国際卓越研究大学への申請中の大学を含む申請は対象外）  
 ※ 5年目を目途に評価を行い、進捗に応じて、必要な支援を展開できるよう、文科省及びJSPSにおいて取組を継続的に支援（最長10年を目途）
- 支援内容：上記を具現化するために必要な設備等の整備（30億円程度/件）と合わせて、研究開発戦略の企画や実行、技術支援等を担う専門人材の戦略的な配置や活動、研究環境の高度化等に向けて必要となる環境整備等の取組（5億円程度/件・年）を一体的に支援。  
 （注）設備について1大学あたり上限15億円、1件（申請）あたり支援総額は連携大学数等に応じて決定。

### 【地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業】 [502億円]

- 単価・件数：平均20億円程度 × 最大25件  
 （1大学あたり上限10億円、申請毎の連携大学数・内容等に応じて交付額を決定。）
- 支援内容：（注：支援対象は「地域中核・特色ある大学強化促進事業」に同じ）  
 研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要なる施設の整備を支援

- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
- 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
- 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得

- ✓ 研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張
- ✓ 戦略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着

我が国の科学技術力の飛躍的向上  
 地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

# 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～

Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

令和5年度予算額（案）  
（前年度予算額）

9億円  
15億円



文部科学省

## 地域の大学における課題

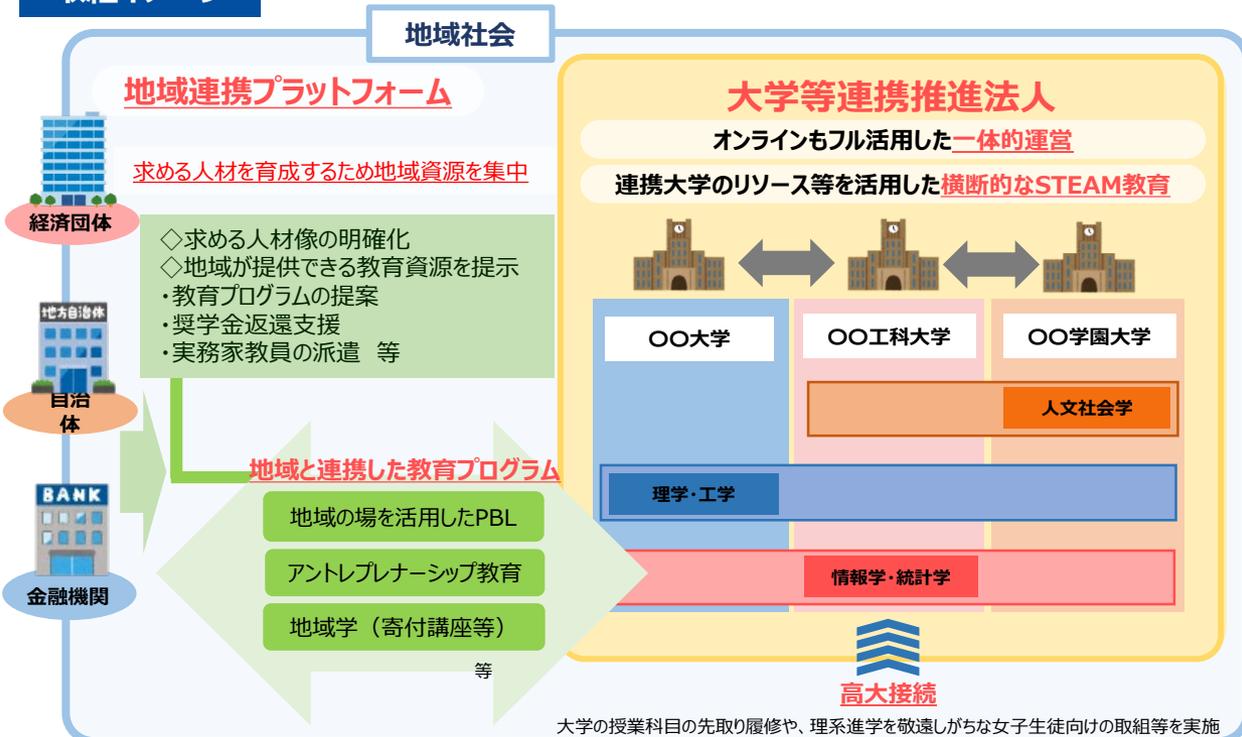
- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は3割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

## 本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る  
（本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進）
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

## 【事業内容】 地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成

### 取組イメージ



### 【タイプ①】学部等の再編を目指す取組



#### 【選定件数・単価】

3件（令和4年度選定分）×200,000千円

※中間評価時に学部等の再編計画を提出し、事業終了翌年度までに実施

### 【タイプ②】高度な連携を目指す取組



#### 【選定件数・単価】

3件（令和4年度選定分）×100,000千円

### 【事業スキーム】

対象：異なる設置形態の大学による構想・計画

資金：民間からの資源も獲得

取組の内在化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を減減

事業期間：最大6年間（令和4年度～令和9年度）

## 背景・課題

- 国際的な頭脳獲得競争が激化する中、**優れた研究人材が世界中から集う“国際頭脳循環のハブ”**となる研究拠点の更なる強化が必要不可欠。
- WPI開始から15年間を経て、世界トップクラスの機関と並び、卓越した研究力と優れた国際研究環境を有する**世界から「目に見える拠点」を構築**。大学等に研究マネジメントや国際研究環境の構築手法等のグッドプラクティスが蓄積し、**WPIは極めて高い実績とレピュテーションを有している**。
- 世界の研究大学が大きな変革期を迎えるなか、日本の大学・研究機関全体を「公共財」と捉え、**世界トップレベルの基礎科学の頭脳循環を10~20年先を見据えた視座から飛躍・発展**させていくことが必要。

WPIにおいて、COVID-19の拡大により停滞した国際頭脳循環を活性化するため、新ミッションの下、2022年度に整備する新規拠点も含め、国際頭脳循環のハブ拠点形成を計画的・継続的に推進。(統合イノベーション戦略2022 (令和4年6月3日 閣議決ま)に)に創設する支援方式

## 事業概要

**3つのミッション**を掲げ、大学等への集中的な支援により**研究システム改革等の取組を促進**し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る**国際研究拠点の充実・強化**を図る。

## 3つのミッション

世界を先導する卓越研究と国際的地位の確立

国際的な研究環境と組織改革

次代を先導する価値創造

## 【令和5年度予算額 (案) のポイント】

- **WPI CORE (伴走成長方式) : 令和5年度 2拠点 (新規)**  
当初段階では現行のWPIの7割程度の要求要件としつつ、適切なステージゲート審査の上、段階的に拠点形成を推進。
- ※なお、複数の機関がアライアンスを組む形で1つの提案を行うことも可能

## ◆ WPI CORE (伴走成長方式) 算規模

### 5年目までにステージゲート審査を行いステップアップ

- ステップアップ前: **5億円/年 × 最長5年目まで**
- ステップアップ後: **最大7億円/年 × 残期間 (計10年間)**

(ステップアップ後、補助期間終了時の影響を緩和しつつ、事業評価や民間資金の獲得状況などに応じた支援を行い、期間内における円滑な自立化に向けた取組を促進。)

対象機関  
拠点規模

1 機関による提案

### ステージに応じた拠点規模を設定

- ステップアップ前 **トップレベルPI : 5~7人以上**、拠点人員: **総勢50人以上**
- ステップアップ後 **トップレベルPI : 7~10人以上**、拠点人員: **総勢70~100人以上**

対象領域  
外国人比率等

基礎研究分野において、**日本で主導する新しい学問領域を創出**

事業評価

ノーベル賞受賞者や著名外国人研究者で構成されるプログラム委員会やPD・POによる**丁寧かつきめ細やかな進捗管理・成果分析**を実施

支援対象経費

人件費、事業推進費、旅費、設備備品費等 ※**研究プロジェクト費は除く**

※なお、**複数の機関が強固な連携 (アライアンス) を組む形で、1つの提案を行うことも可能**

## これまでの成果

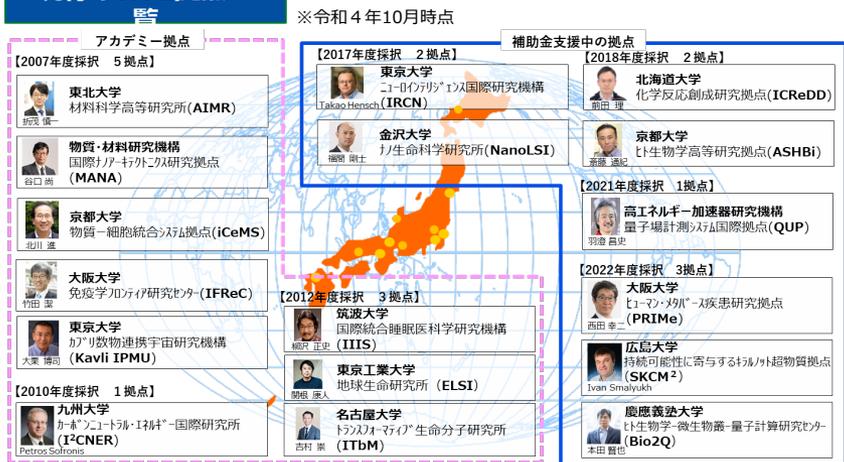
- 研究の卓越性は世界トップレベルの研究機関と比肩し、**Top10%論文数の割合も高水準 (概ね20~25%) を維持**
- 「**アンダーワンルーフ**」型の研究環境の強みを活かし、**分野横断的な領域の開拓**に貢献
- 高度に国際化された研究環境を実現 (外国人研究者割合は約3割以上、ポストドクは全て国際公募)
- 民間企業や財団等から**大型の寄附金・支援金を獲得**



例: 大阪大学IFReCと製薬企業2社の包括連携契約 (10年で100億円+) 東京大学Kavli IPMUは米国外資財団からの22.5億円の寄附により基金を造成

異分野融合を促す研究者交流の場 (新型コロナウイルス感染症拡大前のKavli IPMUの様子)

## 現行のWPI拠点一覧



### 背景・課題

- 将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを産学官の共創(産学官共創)により構築することが必要。
- 今後、**ウィズ・ポストコロナの社会像**を世界中が模索する中、**産学官民で将来ビジョンを策定・共有し、その実現に向かって取り組むことが必要**。
- 経済が厳しい状況にある中、**国が重点的に支援し、大学等を中核とした組織対組織の本格的な共同研究開発の推進と環境づくりを進めることが重要**。

【経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月閣議決定)抄】

・**地域の中核大学等が、特色ある強みを発揮し、地域の経済社会の発展等への貢献を通じて切磋琢磨できるよう、産学官連携など戦略的経営の抜本強化を図る。**

【デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月閣議決定)抄】

・**「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の改定を順次図りつつ、特色ある強みを活かしたイノベーションにより、新産業・雇用創出等を図るため、「共創の場形成支援プログラム」等を通じ、各地における持続的な産学官共創システムの構築を促進する。**

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案に対する附帯決議(衆・参)】

四 政府は、我が国の大学全体の研究力の底上げを図るため、個々の大学が、知的蓄積や地域の実情に応じた研究独自色を発揮し、研究大学として自らの強みや特色を効果的に伸ばせるよう、国際卓越研究大学以外、**特に地方の大学への支援に十分配慮することとし、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの大幅拡充等により、十分な予算を確保すること。**

### 事業内容

- ウィズ・ポストコロナ時代を見据えつつ、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョン(地域共創分野では地域拠点ビジョン)として掲げ、その達成に向けた、①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発と、②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官連携マネジメントシステムの構築**をパッケージで推進。
- 本事業が、「**地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ**」において、**大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置づけられていること等**を踏まえ、大学の可能性を最大限引き出す**産学官共創拠点を拡充**。

(3つのポイント)

「人が変わる」

SDGs×ウィズ・ポストコロナに係るビジョンを共有

「大学が変わる」

持続的な産学官共創システムの整備・運営

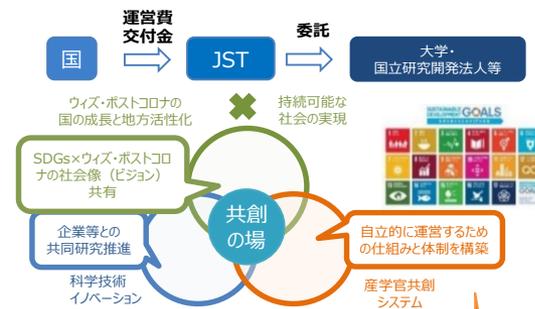
「社会が変わる」

科学技術イノベーションによる社会システムの変革

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、SDGsに基づく未来のあるべき社会像を探索し、参画する組織のトップ層までビジョンを共有。ウィズ・ポストコロナ時代の国の成長と地方活性化、持続可能な社会の実現を目指す。

**産学官共創拠点を自立的に運営**するためのシステム(産学官共創システム)を構築。プロジェクト終了後も、代表機関が中心となり持続的に運営。

ビジョンからバックキャストし、研究開発目標と課題を設定。**組織内外の様々なリソースを統合することで最適な体制を構築し、デジタル技術も活用しつつ、イノベーション創出に向けた研究開発を実施。**ビジョン実現に必要な社会実装、社会システム変革を目指す。



連携のイメージ



共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)	育成型	目指すビジョンの構築や研究テーマの組成、研究推進体制整備等を実施。進捗管理、ネットワークや発展シナリオ等のハンズオン支援及び本格型への昇格審査を実施。	支援規模: 3千万円程度/年 支援期間: 2年度程度 支援件数: 18拠点程度(新規6拠点程度)
	本格型	①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点(共創分野)、②国の重点戦略を踏まえた拠点(政策重点分野)、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点(地域共創分野)について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。	支援規模: ~4億円程度/年 支援期間: 最長10年度 支援件数: 30拠点程度
OPERA(継続のみ)		民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型連携による非競争領域の大型共同研究と博士学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等を一体的に推進。	支援規模: 共創PF育成型 1.7億円/年 OI機構連携型 1億円/年 支援期間: 原則5年度(育成型6年度)

産学官連携の一体的推進型

イノベーション・エコシステムの形成

# 共同利用・共同研究システム形成事業

～全国の国公立大学のポテンシャルを引き出す共同研究システムの構築（総合知による社会変革）～

令和5年度予算額（案） 662百万円  
（前年度予算額） 260百万円



文部科学省

## 背景・課題

- ・我が国全体の大学研究力を底上げするには、大規模な研究大学の支援にとどまらず、**全国の国公立大学等に広く点在するポテンシャルを引き出す必要**。
- ・他方で、各大学単位の成長や競争が重視される中で、大学の枠にとどまらない研究組織の連携が進みにくい状況がある。
- ・また、「**総合知**」による**社会変革が求められる中**、研究組織間の連携を促進する際には、**分野間の連携を促進**することが同時に求められている。

## 共同利用・共同研究体制を活用しつつ、これを発展させる必要

大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点は、それぞれの研究分野における中核として、大学の枠を超え、所属大学にとらわれず研究参画機会を提供する仕組みを保有。



ただし、現状の共同利用・共同研究体制は、各研究分野単位で形成されており、分野の枠を超えた連携による、学際研究領域の形成・開拓を促進することで、参画機会を拡大するシステムの形成が必須。

## 事業概要

これまで  
の役割 大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点  
個別の研究分野における中核（ハブ）



新しい  
機能 異分野の研究機関と連携し、より多くの研究者に機会を提供する  
分野を超えたネットワークを形成



## 【事業内容】

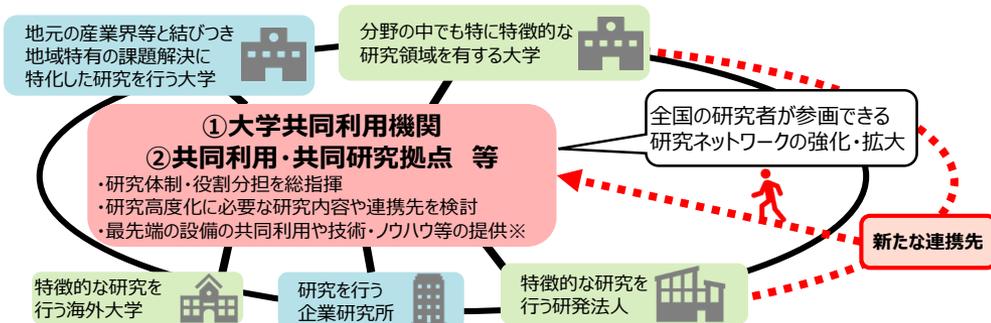
特色ある共同利用・共同研究拠点に対する支援に加え、新たに「**学際領域展開ハブ形成プログラム**」を開始。

全国の研究者が集まる共同利用・共同研究機能を持つ大学共同利用機関や国公立大学の共同利用・共同研究拠点等がハブとなって行く、**異分野の研究を行う大学の研究所や研究機関と連携した学際共同研究、組織・分野を超えた研究ネットワークの構築・強化・拡大**を推進する。

- ・学際的な共同研究費、共同研究マネジメント経費等を支援（人材育成や国際展開の観点を奨励）  
※支援額については、1拠点あたり5千万円を基準に、プログラム予算の範囲内で、取組の内容・特性等を踏まえて決定。
- ・ステージゲートを設定し、最長10年支援

## 【支援要件】

- ✓ 全く新しい学際研究領域コミュニティの形成に資する研究機関間の連携（異分野の研究機関間の連携ハブとなること）
- ✓ 共同研究機能の強化に資する、研究マネジメント体制の構築
- ✓ 構成する研究機関が所属する法人本部のコミットメント
- ✓ 機関独自の未来ビジョン形成に基づく学際研究領域の開拓
- ✓ 連携を通じた一貫通貫の研究システム・研究環境の構築（理論～実験・実践～データ解析等）
- ✓ 技術職員等の高度な専門職人材の育成・確保
- ✓ 次世代を担う人材育成



※施設・設備等については、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等とも連携

全国の研究者が参画可能な共同利用・共同研究体制を中核とした、新しい**学際研究領域のネットワーク形成・開拓**

- 全国の国公立大学に存在する高いポテンシャルを持つ研究者が**新たな学際的な研究に参画する機会を創出**
- 我が国としての、**新分野の開拓機能を強化**するとともに、全国的な**次世代の人材育成にも貢献**
- **アカデミアからの発想・取組が先導**し、後追いではない**新たな社会・産業構造をデザイン**



# 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)

(Center Of Community + Regional revitalization)

令和5年度予算額(案) 2億円  
 (前年度予算額 2億円)



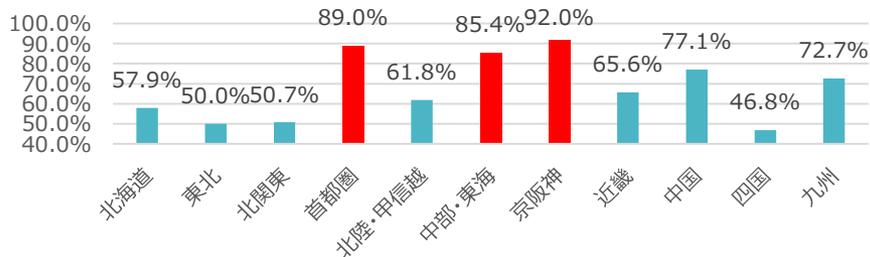
## 【背景・課題】

- 地方創生に向けては、当該地域にある高等教育機関が核となって、その地域の経済圏における教育と職業、教育と新たな産業を結びつけていく活動が不可欠。
- 人生100年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生を教育できる体制が必要となるため、いわゆる就職氷河期世代も含めた様々な社会人に対しても受けやすく即効性のある出口一体型人材養成の確立が求められる。

## 事業概要

- 事業責任大学を中心に、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築。
- 指標に基づき、**出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施**する。
  - 事業期間：最大5年間(令和2年度～令和6年度)
  - 実施件数：4件(令和2年度選定分を継続実施)

## 2019年卒の大卒新卒採用予定人数の充足率



※ 2019年4月17日「地域経済社会システムとごとの働き方検討会」提出資料より  
 リクルートワークス研究所「ワークス採用見通し調査2018」(従業員規模、業種によってウェイトバックしたもの)

## 体制

ブロックごとの拠点地域を設定

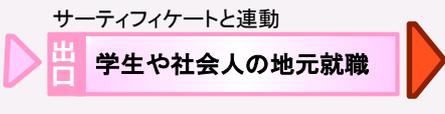
## 取組



- 大学群、地方公共団体、企業等が連携・協働し、当該地域が養成すべき(産業)人材像の分析・検討  
 分析・検討結果に基づき、当該(産業)人材を養成するための指標を作成
- 指標に基づき、大学における学修と、出口(就職先)が一体となった教育プログラムの構築・実施  
 各事業実施大学の運営モデルを取りまとめ、横展開



- 大学は、60～120時間の履修証明プログラムを開発し、出口(就職先)と一体となって実施・展開。
  - あわせて、履修証明プログラムを含めた単位の積み上げによる体系的なカリキュラムを構築し、プログラムを修めた者にはサーティフィケート(学位、資格、学修証明等)を授与。
  - 社会人の地方への転職や学び直しニーズにも対応可能となるよう、実践的なプログラムの開発と全学的な推進体制の整備を実施。
- <教育プログラムの分野(イメージ)>  
 食品、AI・IoT利活用、医療・福祉、エネルギー・ものづくり、地場産業、国際・観光、公務員・教員



**成果** 地域に求められる人材育成機関としての大学の機能強化、地域活性化

# 地域における大学等の連携・統合の促進に向けた方策

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題

- ✓ **大学等は地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤。**各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換の中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要。**
- ✓ **地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス。**

## 地域連携プラットフォームの構築

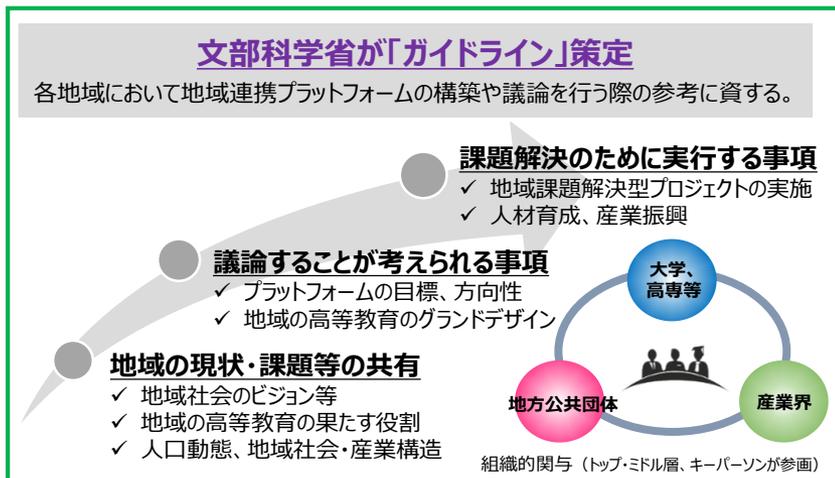
- 地域の**国公立大学等、地方公共団体、産業界等が一体となった恒常的な議論の場を構築**し、連携体制の強化。地域人材の育成や課題解決に向けて取り組む。

大学等、地方公共団体、産業界等の関係機関がエビデンスに基づき、**地域の現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを議論・共有**し、**地域の課題解決に向けた連携協力**の抜本的強化を図る。

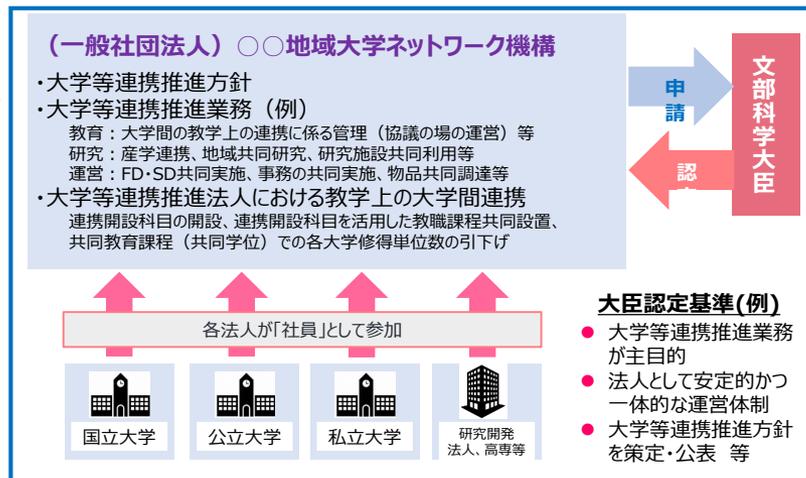
## 大学等連携推進法人の認定制度

- 多様化するニーズや社会からの要請に応えるため、**各大学等が強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野で他大学等と連携・協力**して教育等に取り組む。

地域の**国公立大学の枠組みを越えた緊密な連携や機能分担を推進**するため、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が**大学等連携推進法人として認定**する制度を創設。



議論の結果、大学等連携推進法人を活用することも想定。



地域の高等教育機会と人材の確保

大学等の連携による課題解決と地域振興、教育研究機能の強化

地域社会の維持・活性化

# 地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン（ポイント） 令和2年10月30日公表

## 【地域連携プラットフォームの必要性と意義】

(※) ガイドラインは、各地域が抱える事情や課題が様々であることを前提として、地域連携プラットフォームの構築に向けて検討する際の参考に資するもの。

- 大学等の高等教育機関は**地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤**。各地域は、人口減少、産業構造の変化、グローバル化、一極集中型から遠隔分散型への転換といった動きの中で、**地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保と人材の育成がこれまで以上に重要**。
- **地域の大学等、地方公共団体、産業界等がそれぞれの立場から単独で複雑化する地域課題の解決やイノベーションの創出に取り組むことは限界**。

- IT技術等の進化により、**地域においてもデジタル革命など新しい産業創出やイノベーションを生み出し、地域経済・社会を革新的に変えるチャンス**。
- このため、大学等、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が**一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づき、現状・課題を把握した上で、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化**を図っていくことが不可欠。

**大学等**にとっては、**地域ニーズを取り入れた教育研究の活性化**や大学間連携の推進、大学等の地域における存在価値の向上

**地方公共団体**にとっては、大学等の知と人材を活用した**課題解決**や**域内への若者の定着促進**、地域の**経済基盤強化**と**社会の維持・存続**

**産業界**にとっては、**自らのニーズを反映した人材育成**や**共同研究による活性化**、魅力的な雇用の**維持・増加**

## 地域連携プラットフォームの体制整備、運営（既存の地域ネットワークや産官学連携の枠組みを活用することも考えられる）

### 体制整備の考え方

- 対象地域：都道府県などの行政単位、生活・経済圏、都道府県を越えた広域ブロック等、地域によって最適な単位を検討
- 参画主体：大学等、地方公共団体、産業界等の組織的関与（トップの関与とともにミドル層、キーパーソンが対話に参画）

### 運営の考え方

- 運営：恒常的な運営体制の構築、既存のネットワークの活用も有効（議論の場、企画立案、実行組織等の役割分担、コーディネート・事務局機能）
- 予算：参画組織からの会費徴収、国等のプロジェクト予算、企業版ふるさと納税など多様な財源を活用 等



## 地域連携プラットフォームで共有・議論・実行することが考えられる事項

(※) ガイドラインの参考資料として、地域ごとの大学、人口動態、産業構造の状況など議論の参考として考えられるデータ集を整理し、検討を促す。

### 地域社会のビジョンの共有、理解の促進

- 地域社会、地域産業のビジョン等
- 地域の高等教育の果たす役割を再確認 等

### 地域の現状・課題の共有と将来予測

- 大学進学時等の人口動態、地域社会・産業構造、将来予測も含め議論 等

### 議論することが考えられる事項

- プラットフォームにおける共通的な目標、方向性の確認
- 目標等を踏まえた行動計画、地域課題の解決策
- 地域の高等教育のグランドデザイン 等

### 課題解決のために実行する事項（例）

- 地域課題解決型の実践的な教育プロジェクトの提供
- 産業振興、イノベーションの創出
- 大学等進学率（特に域内進学率）や域内定着率の向上策
- 外国人留学生の受け入れや社会人向け教育プログラムの開発 等

地域の高等教育機会と人材の確保

高等教育機関との連携による課題解決と地域振興

地域社会の維持・活性化

(参考) 文部科学省ホームページ「地域連携プラットフォームの構築」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/platform/mext\\_00994.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html)

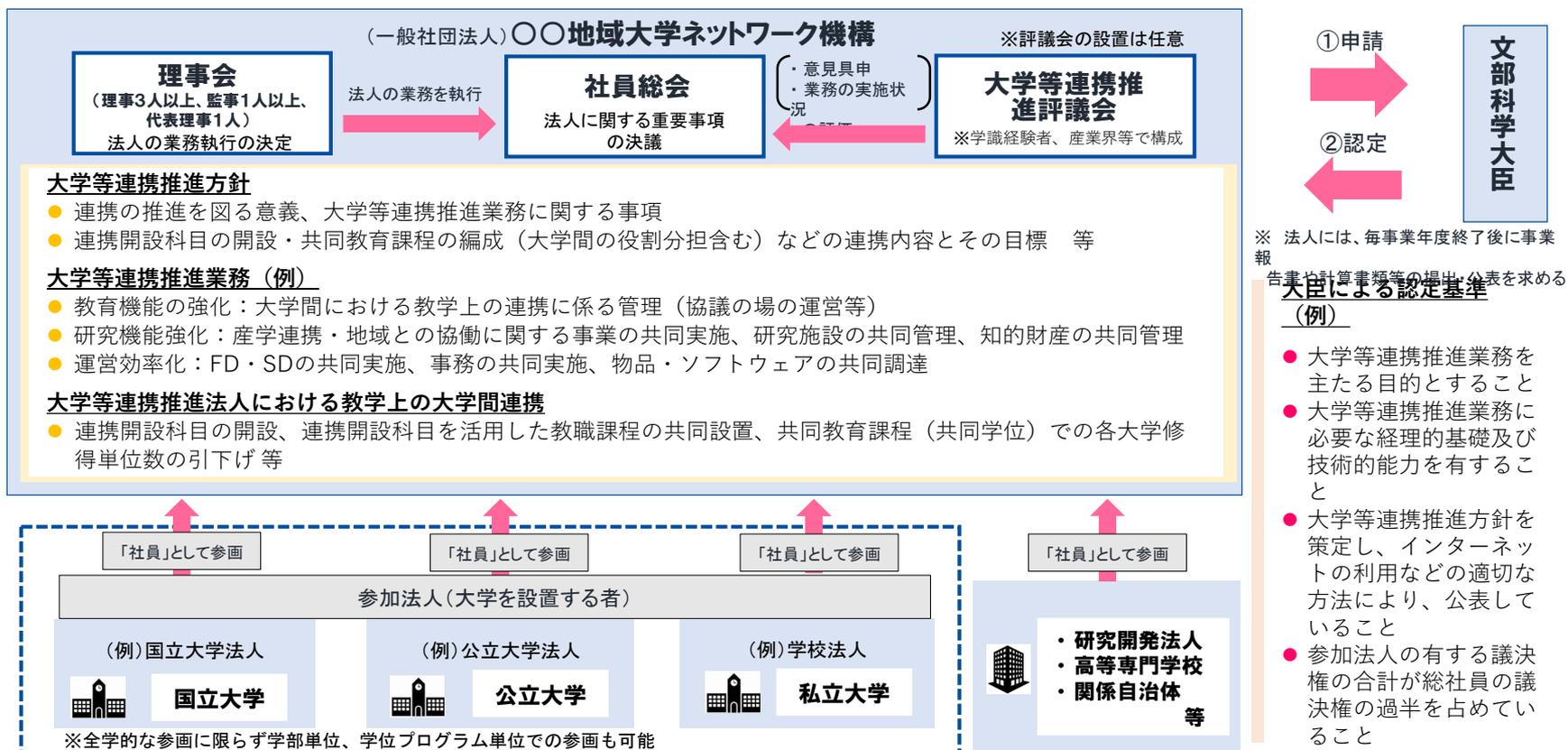
# 大学等連携推進法人について

(令和3年2月26日公布・施行)

## 制度趣旨

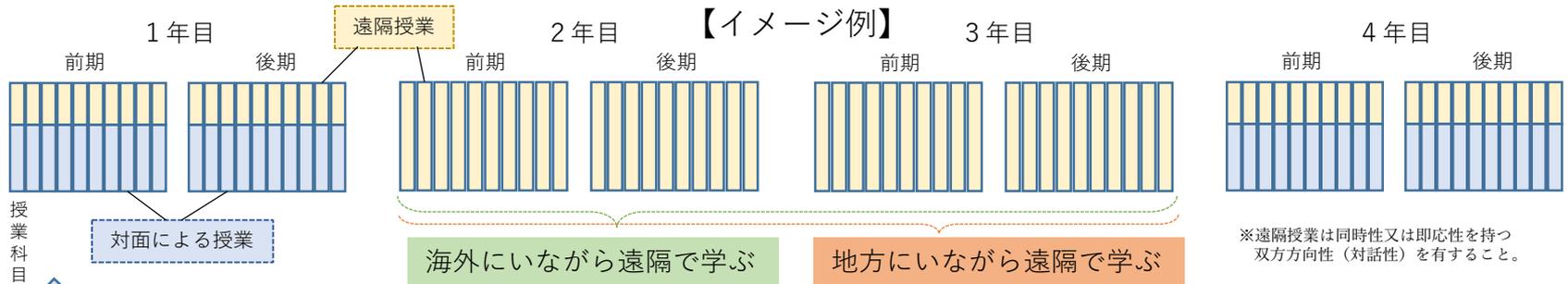
- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

※ 本制度の詳細は令和3年2月26日付文部科学省高等教育局長通知を参照。また、申請等に当たっては「大学等連携推進法人の認定等に関する申請の手引き」を参照。



# 大学の判断・運用で可能なオンラインを活用した教育活動

○遠隔授業は60単位（約2年相当）まで行えるほか、残りの授業についても遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲なら、対面による授業として実施可能。

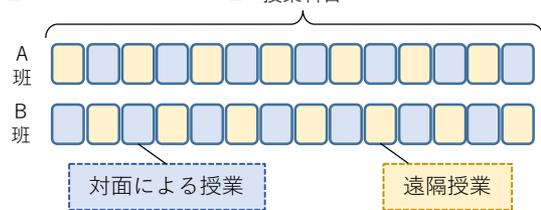


※遠隔授業は同時性又は即応性を持つ  
双方方向性（対話性）を有すること。

参照：「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について（令和3年5月14日時点）」  
「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）（令和3年4月2日）」

○全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、対面による授業として実施可能。

【イメージ例①】



【イメージ例②】



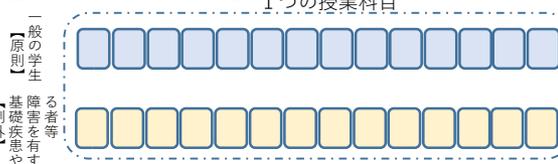
参照：「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について（令和3年5月14日時点）」問9

○特定の学生が病気等により、また、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生等が希望により、結果として対面で受講する授業時数が半分未満となる場合であっても、左記の設計を行う授業科目は、対面による授業として実施可能。

【イメージ例①】



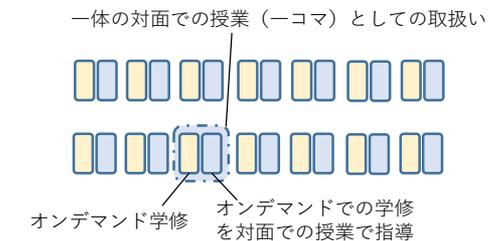
【イメージ例②】



参照：「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について（令和3年5月14日時点）」問10・11。

○分割した授業時数を、一定の条件下※で一体の対面による授業として取り扱うことが可能。

【イメージ例】



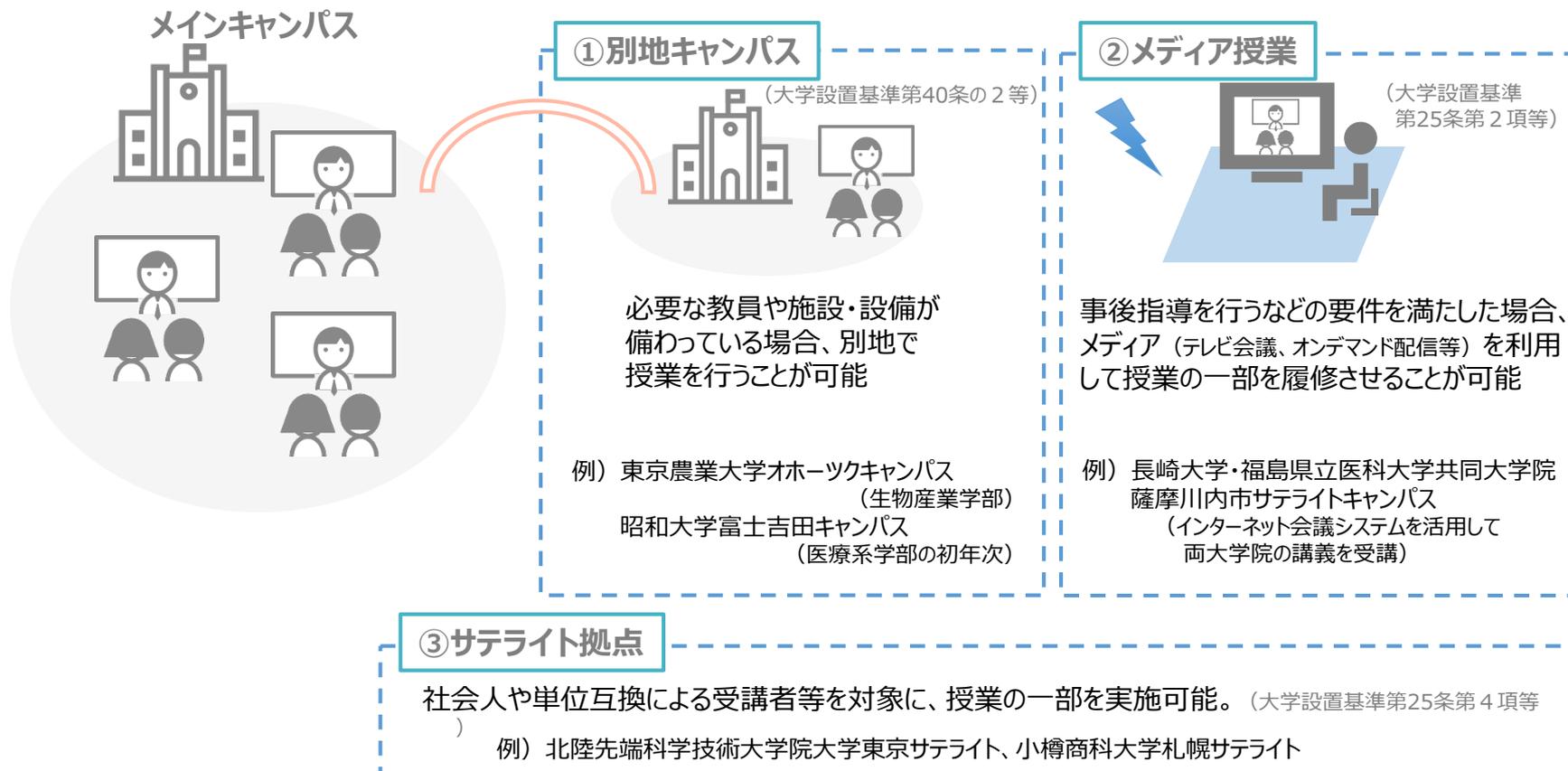
※オンデマンドの取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業科目全体として適切な教育が行われる必要があることに留意。

参照：「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について（令和3年5月14日時点）」問12

# 大学がメインキャンパス以外で行う教育活動の法令上の整理



- 学生がメインキャンパス以外で授業を履修する方法としては、法令上主に以下の3類型が考えられる。



- このほか、校地以外の場所で教育研究活動の一部を実施している場合がある (法令上の定めは無い)。

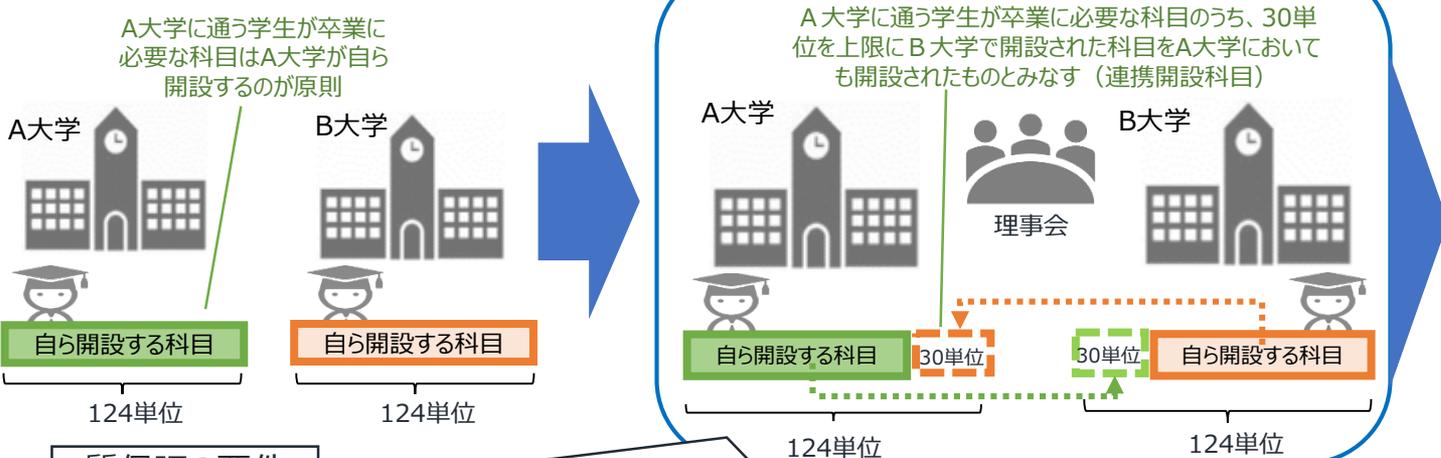
例) 大阪大学 飯館村環境放射線研修会 (正規授業の一部 (フィールドワーク) を校地以外で実施)

# 大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

## 概要

- 各大学で開設される授業科目について、  
大学設置基準第19条において、「大学は、・・・教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。
- ↓
- 社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要
- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特例措置を設ける。

## <連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



## <得られる成果>

- ①各大学の強みや特色を生かして、  
・充実した教育プログラムの提供  
・弱点分野の相互補完  
・地域が求める人材等を連携して育成
  - ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、  
・きめ細かな指導や少人数教育の実施
- ⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

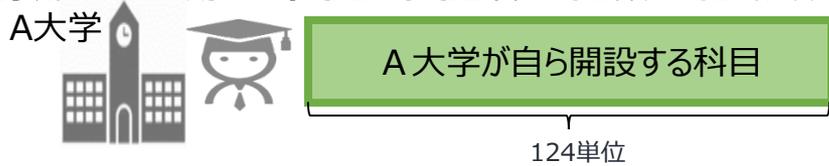
## 質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け 等

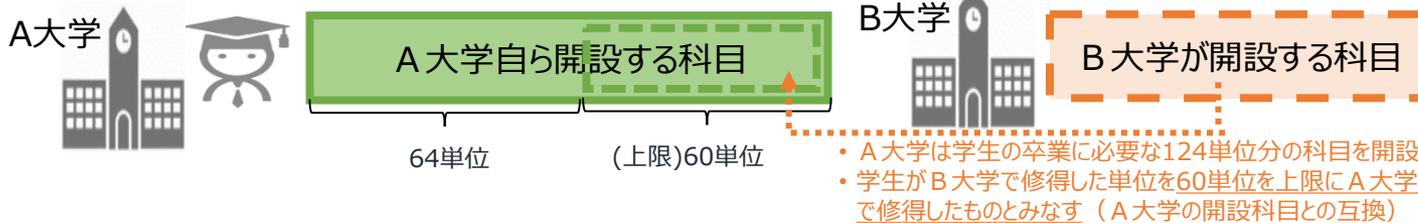
# 大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

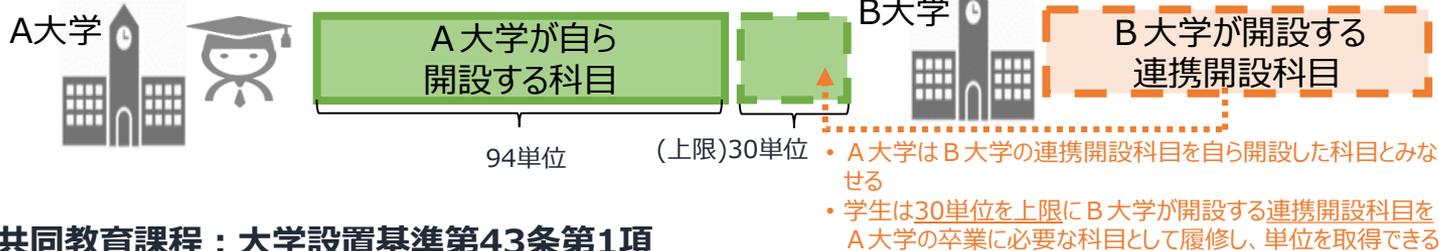
## ①原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



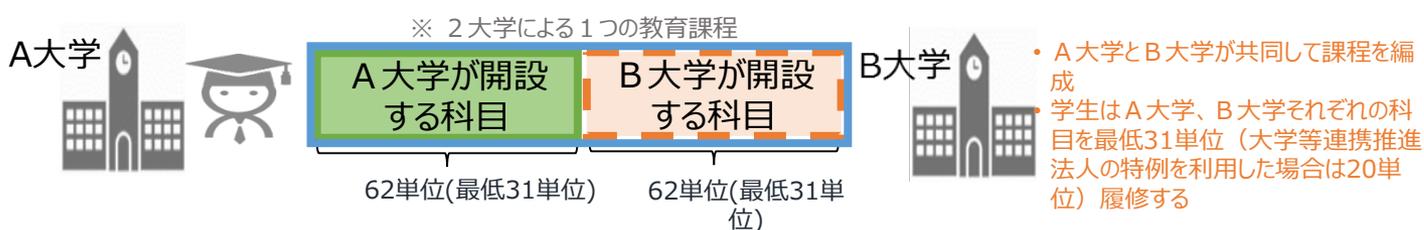
## ②いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



## ③連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



## ④共同教育課程：大学設置基準第43条第1項



## ●連携に関する要件等

協定の締結	協議の場	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	◎	◎
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	設置者は設置基準上策定が必要
○	◎	△※
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進法人制度の特例を利用する場合は策定が必要

# 大学等のオンライン教育に係る政府の審議会等における検討

## 背景

- ・新型コロナウイルス感染拡大下の学修機会の確保の必要性を契機として、大学における遠隔教育が急速に普及・進展している  
(例えば、文部科学省調査では、令和3年度後期授業の実施方針において、6割を超える大学等が面接授業と遠隔授業を併用予定と回答。)

## 政府の審議会等における検討

### 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」教育未来創造会議 第一次提言(令和4年5月10日)(抜粋)

#### (5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

グローバル化への対応を進めるとともに、同大学での異なるキャンパス間での連携や、それぞれの大学の強みを生かした国内外との大学間連携、さらには時間や場所に制約されずに学ぶことができるリカレント教育をより一層推進するため、デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育を進める。

#### < 具体的取組 >

- ・ 対面授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを活かし、大学等の創意工夫でオンライン教育を現行の単位上限(124単位中60単位)を超えて実施できるようにするなど、規制を緩和する特例を創設する。
- ・ オンラインを活用した国内外の大学間連携を促進する。
- ・ オンライン等の積極的な活用や地方へのキャンパス移転の促進などを通じて、地方における高等教育への進学機会の拡充を図る。

### 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」中央教育審議会大学分科会質保証システム部会(令和4年3月18日)(抜粋)

#### (新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展)

遠隔教育の取組はまだ試行錯誤をしながら改善を図っていく段階にある。学修者本位の観点から遠隔教育の取組を充実させていくためには、安全で快適な通信環境の整備や技術的な支援体制の構築も重要となる。また、各大学のディプロマポリシーを達成するための教育方法としてカリキュラムポリシーに遠隔教育が適切に位置づけられ、面接授業と遠隔授業の双方の良さを生かした教育が提供されることが求められる。このことを踏まえれば、今後、大学における先導的・先進的な取組が積極的に行われ、その実践の検証や評価を通じて、遠隔教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものか、遠隔教育を効果的に行う上でどのような指導體制の整備、サポートスタッフの配置が必要となるのかなどについて、知見を蓄積していくことが求められているといえよう。

#### 【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

○大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する。<大学設置基準改正>

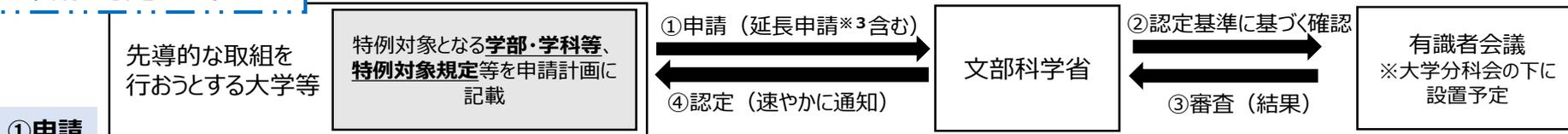
#### <大学設置基準の特例制度のイメージ>

- ・対象: 認証評価を受審して「適合」認定を受けている大学から申請を受け付ける。
- ・特例事項: 例えば、遠隔授業による修得単位上限(60単位)、単位互換上限(60単位)、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等が考えられる。

# 教育課程に係る特例制度について

令和4年6月22日中央教育審議会  
大学分科会（第168回）資料2-3より一部改変

## 申請・認定のスキーム



### ①申請

認定を受けようとする大学等の学長は、申請書に申請計画書その他文部科学大臣が別に定める書類<sup>※1※2</sup>（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等）を添えて申請

※1 申請計画書において、（1）申請目的、（2）先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等、（3）先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定、（4）先導的な教育の実施内容、（5）先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠、（6）学生に対する適切な配慮のための具体的な措置、（7）実施予定期間、（8）先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画、を明らかにする

※2 インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には提出の省略が可能

### ②認定基準に基づく要件確認

文部科学大臣は、申請があった場合には、有識者会議（※大学分科会の下に置くことを想定）の審査を経て、当該申請に係る認定を決定

#### 【認定基準】

- 申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
- 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- 不適切要件に該当しないと有識者会議で認められること
- 申請計画書において、上記※1の内容が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること

#### 【特例対象規程の一例】

- 第19条第1項（自ら開設の原則）
- 第28条、第29条第2項及び第30条第4項（単位互換等の60単位上限）
- 第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）
- 第37条（校地面積基準）、第37条の2（校舎面積基準）

### ③有識者会議における審査（結果）

- 先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる
- 認定を行う場合においては、申請計画書において大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定める

### ④認定

認定後、申請大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知（併せて、文部科学大臣はインターネット等によりその旨を公示）

※3 延長申請：認定を受けた大学等（教育課程等特例認定大学等）が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる

## 認定後のスキーム

### 大学が行うこと

- 報告
  - 年1回の実施状況報告
  - 認定期間終了後の検証報告

### 文部科学省・有識者会議が行うこと

- 報告徴収等（必要時）
- 是正要求（必要と認めるとき）
- 認定の取消（円滑かつ確実な実施が見込まなくなったとき等）
- 分析、大学への助言・フォローアップ

### 特記事項

- 認定の取消に当たっては有識者会議で審査し、認定取消した場合の経過措置として、認定期間中に先導的な教育を行う学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能
- 申請計画書に記載する特例対象となる学部等、特例対象規定を変更しようとするときは文部科学大臣の認定を、それ以外の事項について変更する場合は事前届出（軽微なものを除く）を要する。

# 地域における学修の事例①：大正大学（地域創生学部）の取組

全国の自治体における約2か月の地域課題解決型実習を通じて、「地域人」を育成する。

## 地域実習中心の教育プログラム

- 4学期に分けたクォーター制をとり、毎学年1クォーター（2か月）を地域での実習に充てている。
- 現地の産業や観光資源、自然環境などを理解したうえで、学生同士、そして現地住民とも協力しながら、その地域が抱える課題の解決策を考えるプログラム。
- オンライン会議システムで大学と各実習先とを結び、実習中も教員が学生への指導や相談を受けられる体制を構築している。（各学生が端末から随時オンラインで相談等が出来るシステムも開発中。）



△徳島県阿南市での実習風景



△オンラインで実習先からの報告を受ける

## 全国の自治体との幅広い連携

- 仏教大学として、設立四宗派及び時宗で運営されている。これらの宗派が持つ全国的なネットワークが地域創生学部のカリキュラムの核となっている。
- 同学部と連携する自治体は106自治体あり、そのうち、実習の受け入れを行っているのは全国に45自治体ある（※）。
- 日本全国にエリアキャンパス（宿泊機能付き）を展開し、学生が実習先で生活しながら学べるよう環境を整えている。

（※数値は令和4年9月時点）



△宿泊研修施設「南三陸まなびの里いりやど」

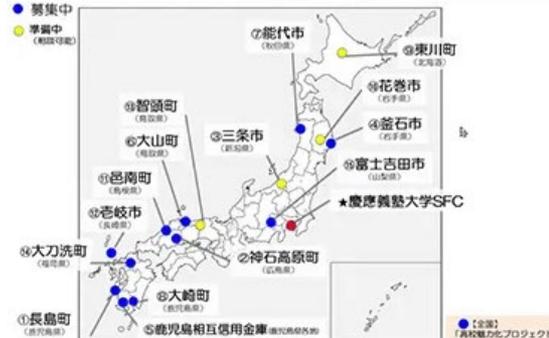
「地域おこし研究員」として、地域での実践的な研究開発を通じ、社会イノベーターを育成

## 独自の「地域おこし研究員」制度

- 政策・メディア研究科「社会イノベーターコース」にて、授業の履修や、研究指導・支援を受けながら、現場での実践的な研究開発活動を実施。
- 連携自治体にて総務省「地域おこし協力隊」制度や自治体・組織による派遣制度等を活用。地域密着で、地域に新機軸を創出する地方創生プロジェクトの研究開発や、協働での実践や検証・定着を推進。
- 地域にしながらオンラインミーティングで大学教員や専門家から指導・支援を受けながら、プロジェクトの開発・推進が可能。



△地域における研究活動の様子



△「地域おこし研究員」を任用・任命する全国の自治体等

## 全国的な連携先のネットワーク

- 全国15自治体・組織において、「地域おこし研究員」を任用・任命 (※)。
- 連携自治体等によって、地域おこし研究員等による実践的な地方創生の研究プロジェクトを行うサテライト拠点を整備。
- 全国各地で活動する地域おこし研究員が、SFC（湘南藤沢キャンパス）や都心サテライト、各地の拠点等に集合し、研究ミーティングや授業等を開催。

(※数値は令和4年9月時点)



△サテライト拠点の例

# 海外事例：米国 ミネルバ大学の取組み

オンライン×世界各地での実践で、世界トップレベルの教育を行う「キャンパスのない大学」

## 講義は全てオンラインによる双方向学習

- 授業は全てオンラインで18名ひとクラスの少数編成のセミナー形式で行われ、学生同士のディスカッションが中心。
- 全ての授業が録画と自動筆記で即時にテキスト化されるため、教師によるパフォーマンス評価や学習データ分析に基づいた素早いフィードバックや適切なアドバイスを受けることが可能。



△独自システムによってオンラインによるアクティブラーニングを実施

## 4年間で世界の7カ国を移動

- 学生は世界各国に設置された寮にて共同生活を行う。4年間で世界7か国を移動しながら、各国の特徴や社会課題に応じて設定されたカリキュラムを学ぶ。
- 滞在都市にある最新の研究施設や芸術施設、図書館などを利用し、また現地の企業、行政機関、市民団体等との協働プロジェクトやインターンシップを経験。



△世界7か国に拠点を設置している



△各国で政府、自治体、企業や市民団体等との意見交換や実践的活動を行う

# 「一極集中型」から「地域分散型」の大学モデルへ

コロナ以前

## 一極集中型

学生は都市部のキャンパスに通学し、教室で講義を受け学修する。



△新型コロナ感染拡大による都市部への人口集中回避とオンライン教育の普及

## 地域分散型

学生は地域の様々な拠点に分散し、各地域で探求学習やオンライン教育を組み合わせず学修する。

### ☑ 「学生」 にとってのメリット

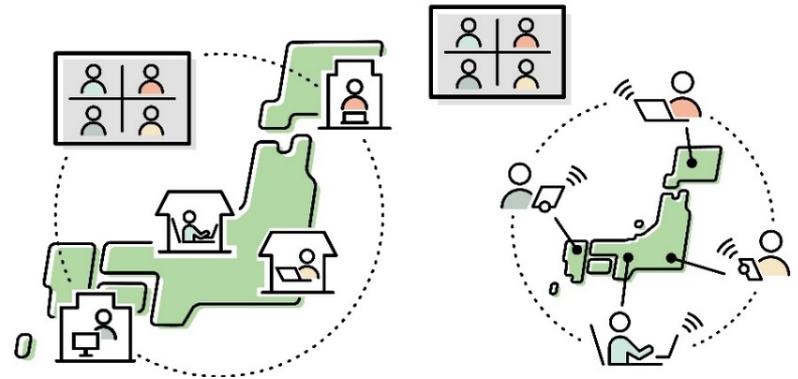
- ・ オンラインで学びながら、地域社会や多様な他者との協働の中での実践的な深い学修が可能
- ・ 進学先・就職先の選択肢が拡大

### ☑ 「大学」 にとってのメリット

- ・ 地域との連携による教育・研究の向上
- ・ 広域的な学生募集の可能性が拡大

### ☑ 「地域」 にとってのメリット

- ・ 産学官連携による地域課題の解決、新産業の創出
- ・ 若年人口/関係人口の増加



(イメージ)

サテライト型：東京のA大学は、地方のB市にフィールドワーク等の地域拠点を設置している。学生aは東京からB市に転居し、地域拠点において地域と連携した探求学習を行いながら、オンラインでA大学の授業や研究指導を受けている。また、B市出身の学生bは、A大学に進学し、地元B市の拠点に通い、同様の学修を行っている。

大学間連携型：東京のA大学は、地方のB大学と単位互換協定を結んでおり、A大学の学生aは、東京から転居し、1年間B大学に通って授業を受講している。また、B大学の学生bはオンラインでA大学の授業を自分の大学に通いながら受講している。

コロナ以後